

松本市地域防災計画 新旧対照表

【目次】

| | | |
|----------------|-------|-----|
| 1. 震災対策編 | | 1 |
| 2. 風水害対策編 | | 75 |
| 3. 火山災害対策編 | | 163 |
| 4. 原子力災害対策編 | | 226 |
| 5. 雪害対策編 | | 229 |
| 6. 道路災害対策編 | | 234 |
| 7. 大規模な火事災害対策編 | | 235 |
| 8. 林野火災対策編 | | 236 |
| 9. 資料編 | | 237 |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| 第1節 計画作成の趣旨 | 第1節 計画作成の趣旨 |
| <p>4 松本市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>松本市国土強靱化地域計画は、大規模災害等に対する地域の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。</p> <p>また、本市では、地理的・地形的な特性から多くの災害が予想されることから、平時から大規模自然災害等に備えた地域づくりを行うことが重要であり、大規模自然災害等への備えについて、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、総合的な対応が必要となる。</p> <p>このため、本市における国土強靱化は、いかなる災害等が発生しようとも、</p> <p>①人命の保護が最大限図られること。 ②市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。 ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進する。</p> | <p>4 松本市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>松本市国土強靱化地域計画は、大規模災害等に対する地域の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。</p> <p>また、本市では、地理的・地形的な特性から多くの災害が予想されることから、平時から大規模自然災害等に備えた地域づくりを行うことが重要であり、大規模自然災害等への備えについて、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、総合的な対応が必要となる。</p> <p>このため、本市における国土強靱化は、いかなる災害等が発生しようとも、</p> <p>①あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られること。 ②市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。 ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第4節 防災面から見た松本市の概要</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>3 気候</p> <p>松本市の気候は、位置と地形の関係上、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示している。</p> <p>年平均気温は<u>13.0</u>℃、年平均湿度<u>66</u>%である。降水量の年合計は、<u>1,215.5</u>mmで冬期に少なく梅雨期に多い。年平均風速は、<u>2.6</u>m/sec、最大風速10m/sec以上の年間日数は<u>6.0</u>日で、春先の南の強風はこの地方特有の現象である。</p> <p>年間日照時間は<u>2,225.7</u>時間で、県内の他地域や国内の主要都市と比較して多いといえる。</p> <p>災害との関係では、梅雨期の梅雨前線や、夏期の雷雨による大雨、通過又は接近する台風による大雨や強風があげられ、その他、春先の南岸低気圧による大雨、春のおそ霜やひょう等も<u>気象</u>の特徴としてあげられる。</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>5 鉄 道</p> <p>市内を走る鉄道は、松本駅を中心に、JR篠ノ井線、大糸線、中央本線、アルピコ交通上高地線が乗り入れている。</p> <p>本市は県下中南信の中核都市として重要な位置を占めている。</p> <p><u>平成27</u>年の一日あたりの市内の駅乗車人員は、JR線（松本駅、村井駅、平田駅、南松本駅、北松本駅）で約<u>21,900</u>人、アルピコ交通上高地線で約<u>4,600</u>人である。</p> <p>一方、生活路線バスについては、<u>主にアルピコ交通(株)が運行しており、平成27年の一日あたりの利用者は、約6,200人である。</u></p> <p><u>他に、松本市が運行に係わる市営バスや西部地域コミュニティバス等があり、平成27年度の利用者は、約117,800人である。</u></p> <p>6 航 空</p> <p>昭和40年に開港し平成6年7月にジェット化開港した県営松本空港は、県内唯一の空の玄関として、現在はフジドリームエアラインズ・FDAが、福岡線、札幌線を小型ジェット機により<u>毎日</u>運航している。</p> | <p style="text-align: center;">第4節 防災面から見た松本市の概要</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>3 気候 <u>(値は松本地域特別気象観測所の平年値(統計機関1991~2020年))</u></p> <p>松本市の気候は、位置と地形の関係上、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示している。</p> <p>年平均気温は<u>12.2</u>℃、年平均湿度<u>68</u>%である。降水量の年合計は、<u>1,045.1</u>mmで冬期に少なく梅雨期に多い。年平均風速は、<u>2.4</u>m/sec、最大風速10m/sec以上の年間日数は<u>3.8</u>日で、春先の南の強風はこの地方特有の現象である。</p> <p>年間日照時間は<u>2,134.7</u>時間で、県内の他地域や国内の主要都市と比較して多いといえる。</p> <p>災害との関係では、梅雨期の梅雨前線や、夏期の雷雨による大雨、通過又は接近する台風による大雨や強風があげられ、その他、春先の南岸低気圧による大雨、春のおそ霜やひょう等も<u>気候</u>の特徴としてあげられる。</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>5 鉄 道</p> <p>市内を走る鉄道は、松本駅を中心に、JR篠ノ井線、大糸線、中央本線、アルピコ交通上高地線が乗り入れている。</p> <p>本市は県下中南信の中核都市として重要な位置を占めている。</p> <p><u>令和5</u>年の一日あたりの市内の駅乗車人員は、JR線（松本駅、村井駅、平田駅、南松本駅、北松本駅）で約<u>20,800</u>人、アルピコ交通上高地線で約<u>4,700</u>人である。</p> <p>一方、生活路線バスについては、<u>令和5年4月から公設民営ぐるっとまつもとバスとして、市が制度設計をし、民間事業者が運行しており、令和5年度の利用者は、市営バスを含め、約2,162,700人である。</u></p> <p>6 航 空</p> <p>昭和40年に開港し平成6年7月にジェット化開港した県営松本空港は、県内唯一の空の玄関として、現在はフジドリームエアラインズ・FDAが、福岡線、札幌線、<u>神戸線を、日本航空・JALが、大阪線を</u>小型ジェット機により運航している。</p> |

| 現 行 | | | | | 修 正 案 | | | | |
|-----------------------|--------------|-------------|----------------|-----------------|----------------------|--------------|-------------|----------------|-----------------|
| 信州まつもと空港利用状況 (平成28年度) | | | | | 信州まつもと空港利用状況 (令和5年度) | | | | |
| 便 | 就航便数 (便) | 就航率 (%) | 利用客数 (人) | 航空貨物取扱量 (kg) | 便 | 就航便数 (便) | 就航率 (%) | 利用客数 (人) | 航空貨物取扱量 (kg) |
| 福岡便 | <u>1,033</u> | <u>98.8</u> | <u>72,131</u> | 0 | 福岡便 | <u>1,443</u> | <u>98.6</u> | <u>88,096</u> | 0 |
| 札幌便 | <u>712</u> | <u>97.5</u> | <u>42,444</u> | 0 | 札幌便 (新千歳) | <u>884</u> | <u>97.4</u> | <u>57,814</u> | 0 |
| (新設) | | | | | 札幌便 (丘珠) | <u>421</u> | <u>99.3</u> | <u>24,858</u> | <u>0</u> |
| (新設) | | | | | 神戸便 | <u>1,443</u> | <u>98.8</u> | <u>80,638</u> | <u>0</u> |
| (新設) | | | | | 大阪便 | <u>60</u> | <u>96.8</u> | <u>3,431</u> | <u>0</u> |
| 計 | <u>1,745</u> | <u>98.2</u> | <u>114,575</u> | 0 | 計 | <u>4,251</u> | <u>98.4</u> | <u>254,837</u> | 0 |

※1 現在、FDAは航空貨物の取扱いを行っていない。

※2 就航率は、路線毎の年間運航便数を福岡便を1,046便(4便/日×365日)、札幌便を730便(2便/日×365日)、として算出

※1 現在、FDA、JALは航空貨物の取扱いを行っていない。

※2 札幌便(丘珠)は3月～10月、大阪便は8月のみの季節運航便

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第5節 被害想定</p> <p>第3 被害想定</p> <p>4 ため池被害の予測（産業振興部） 市内のため池<u>104</u>か所はすべて土堰堤で、一部において堰堤決壊が予想され、二次的災害として土石流、洪水の被害の発生が予測される。</p> <p>10 災害廃棄物発生量（推計）について 「糸魚川-静岡構造線断層帯（全体）」の地震が発生した場合、震度6強以上の揺れが想定される地域を中心に、災害廃棄物は<u>1,956,209</u>トン発生すると想定される。</p> | <p style="text-align: center;">第5節 被害想定</p> <p>第3 被害想定</p> <p>4 ため池被害の予測（産業振興部） 市内のため池<u>103</u>か所はすべて土堰堤で、一部において堰堤決壊が予想され、二次的災害として土石流、洪水の被害の発生が予測される。</p> <p>10 災害廃棄物発生量（推計）について 「糸魚川-静岡構造線断層帯（全体）」の地震が発生した場合、震度6強以上の揺れが想定される地域を中心に、災害廃棄物は<u>2,803,797</u>トン発生すると想定される。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1節 地震に強い市づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び広域消防局が実施する計画】(全庁、広域消防局)</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(追加)</u></p> <p>3 災害危険区域の把握</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本市区域内における災害危険区域、箇所は、地すべり危険箇所42か所、急傾斜地崩壊危険箇所551か所、土石流危険渓流291か所、重要水防区域151か所、山腹崩壊危険地区164か所、崩壊土砂流出危険地区184か所、農業用施設の危険区域<u>104</u>か所で、合計<u>1487</u>か所が把握されている。(資料編、資料7～12、15参照)</p> <p>これらの危険区域、箇所は、降雨や地震により災害の発生が予想されるので、事前に把握、調査しておき、災害発生を未然防止するとともに、災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。</p> | <p style="text-align: center;">第1節 地震に強い市づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び広域消防局が実施する計画】(全庁、広域消防局)</p> <p>(ア) 地震に強い都市構造の形成</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>d 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>3 災害危険区域の把握</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本市区域内における災害危険区域、箇所は、地すべり危険箇所42か所、急傾斜地崩壊危険箇所551か所、土石流危険渓流291か所、重要水防区域151か所、山腹崩壊危険地区164か所、崩壊土砂流出危険地区184か所、農業用施設の危険区域<u>103</u>か所で、合計<u>1486</u>か所が把握されている。(資料編、資料7～12、15参照)</p> <p>これらの危険区域、箇所は、降雨や地震により災害の発生が予想されるので、事前に把握、調査しておき、災害発生を未然防止するとともに、災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療資機材等の備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 日本赤十字社長野県支部松本市地区、(一社)松本市医師会、まつもと医療センター・信大病院等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。</p> <p>長野県医薬品卸協同組合、長野県医科器械同業組合及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域長野県支部は、次に掲げる事項を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第5節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療資機材等の備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 日本赤十字社長野県支部松本市地区、(一社)松本市医師会、まつもと医療センター・信大病院等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。</p> <p>長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域長野県支部は、次に掲げる事項を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第6節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、産業振興部、住民自治局、総合戦略局)</p> <p>(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧用資機材、排水対策用の移動ポンプ備蓄ほか次に掲げる事項</p> <p>a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認</p> | <p style="text-align: center;">第6節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、産業振興部、住民自治局、総合戦略局)</p> <p>(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧用資機材、排水対策用の移動ポンプ備蓄ほか次に掲げる事項</p> <p>a 重要水防区域周辺の立竹木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| 第7節 要配慮者支援計画 | 第7節 要配慮者支援計画 |
| <p>第2 主な取組み</p> <p>6 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p><u>ア</u> 【市が実施する計画】（健康福祉部、こども部、危機管理部、住民自治局、建設部）</p> <p>(ア) 避難行動要支援者の把握</p> <p>市は、避難行動要支援者の把握に努め、災害時に迅速な対応が取れるよう、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整備し、管理する。</p> <p><u>(追加)</u></p> | <p>第2 主な取組み</p> <p>6 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p><u>ア</u> 【<u>県が実施する計画</u>】</p> <p><u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ</u> 【市が実施する計画】（健康福祉部、こども部、危機管理部、住民自治局、建設部）</p> <p>(ア) 避難行動要支援者の把握</p> <p>市は、避難行動要支援者の把握に努め、災害時に迅速な対応が取れるよう、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整備し、管理する。</p> <p><u>(サ) 個別避難計画作成の努力義務</u></p> <p><u>市は、本計画に基づき、危機管理部及び健康福祉部の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</u></p> <p><u>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</u></p> <p><u>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するもの</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>5 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 現状及び課題 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。 このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(健康福祉部、建設部、危機管理部) (ア) 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。 イ 【県が実施する計画】(危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会) 県は、土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体</p> | <p>とする。</p> <p>(シ) <u>個別避難計画の事前提供</u> 市は、本計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、<u>避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p>(ス) <u>避難行動要支援者への配慮</u> 市は、<u>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</u></p> <p>(セ) <u>地区防災計画との調整</u> 市は、<u>地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、画計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p>5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 現状及び課題 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。 このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(健康福祉部、建設部、危機管理部) (ア) 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。 イ 【県が実施する計画】(危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会) 県は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p>制の整備について連携して支援する。</p> <p>ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> | <p>ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| 第8節 緊急輸送計画 | 第8節 緊急輸送計画 |
| <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。 (建設部)</p> <p>a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(オ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための<u>事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなる</u>ことから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも<u>事前届出を積極的にするなど、その普及をすす</u>る。</p> <p>4 緊急通行車両等の<u>事前</u>確認</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。</p> <p>一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地において活動を開始できるよう、緊急通行車両事前届出の確認を済ませておく。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(警察本部)</p> <p>発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認(資料編参照)により緊急通行車両等の<u>事前届出事務の確認</u>の確認を行う。</p> | <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。 (建設部)</p> <p>a 一次緊急輸送<u>道路</u>、二次緊急輸送<u>道路</u>を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。</p> <p>3 輸送体制の整備計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(オ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、<u>従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができる</u>ことから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも<u>災害発生前の確認を受ける</u>。</p> <p>4 緊急通行車両等の確認</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。</p> <p>一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地において活動を開始できるよう、緊急通行車両<u>の確認及び規制除外車両の</u>事前届出の確認を済ませておく。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(警察本部)</p> <p>発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認(資料編参照)により緊急通行車両等の確認を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第9節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 現状及び課題</p> <p>各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。</p> <p>地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物等となり応急対策活動の妨げとなるものである。</p> <p>これらの障害物等の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。</p> <p>緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市が行っているが、障害物等除去体制について県と事前に対応を検討する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する計画】(建設部、産業振興部、環境エネルギー部)</p> <p>ア 松本広域森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。</p> <p>イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物等除去体制の整備を図る。</p> | <p style="text-align: center;">第9節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 現状及び課題</p> <p>各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。</p> <p>地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物等となり応急対策活動の妨げとなるものである。</p> <p>これらの障害物等の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。</p> <p>緊急輸送<u>道</u>路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市が行っているが、障害物等除去体制について県と事前に対応を検討する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する計画】(建設部、産業振興部、環境エネルギー部)</p> <p>ア 松本広域森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。</p> <p>イ 緊急輸送<u>道</u>路とされている基幹農道について、速やかな障害物等除去体制の整備を図る。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難マニュアルの策定等</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難マニュアルが必要とされる。</p> <p><u>また</u>、特に浸水想定区域内や<u>土砂災害危険箇所及び</u>土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部、住民自治局、健康福祉部、文化観光部)</p> <p>(ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定 (危機管理部)</p> <p>a 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>b 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>工業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(イ) 避難マニュアル等の作成 (危機管理部、住民自治局)</p> <p>a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p><u>b 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法</u></p> <p><u>c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類</u></p> <p><u>d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、避難想定地区及び対象人口</u></p> <p><u>e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法</u></p> <p><u>f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</u></p> <p><u>g 指定避難所の管理に関する事項</u></p> <p><u>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</u></p> <p>(カ) 土砂災害<u>危険箇所</u>等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 県は、土砂災害<u>危険箇所</u>等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。</p> <p>(危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> | <p style="text-align: center;">第10節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難マニュアルの策定等</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難マニュアルが必要とされる。</p> <p>特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部、住民自治局、健康福祉部、文化観光部)</p> <p>(ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定 (危機管理部)</p> <p>a 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>b 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>産業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(イ) 避難マニュアル等の作成 (危機管理部、住民自治局)</p> <p>a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>b 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類</u></p> <p><u>c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、避難想定地区及び対象人口</u></p> <p><u>d 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法</u></p> <p><u>e 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</u></p> <p><u>f 指定避難所の管理に関する事項</u></p> <p><u>g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</u></p> <p>(カ) 土砂災害<u>警戒区域</u>等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 県は、土砂災害<u>警戒区域</u>等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。</p> <p>(危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | |
|--|----------------|---------------|--------|----------------|--|-------------|---------------|--------|----------------|
| <p>3 指定避難所の確保 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】</p> <p>(イ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(シ) 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、防災行政無線等通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(ハ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(建設部、財政部、総務部)</p> <p>(ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。</p> <p>(イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。</p> <p>(ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">応急仮設住宅建設候補地</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>6.0</u>か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">建設可能戸数</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>4,460</u>戸</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">(資料編、資料34参照)</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。</p> <p>(オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。</p> <p>(カ) <u>利用可能な公営住宅等の把握に努め、市に情報提供する体制を整備する。</u></p> | 応急仮設住宅建設候補地 | <u>6.0</u> か所 | 建設可能戸数 | <u>4,460</u> 戸 | <p>3 指定避難所の確保 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】</p> <p>(イ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(シ) 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、防災行政無線等通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(ハ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(建設部、財政部、総務部)</p> <p>(ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。</p> <p>(イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。</p> <p>(ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">応急仮設住宅建設候補地</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>5.9</u>か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">建設可能戸数</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>4,344</u>戸</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">(資料編、資料34参照)</p> <p>(エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。</p> <p>(オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。 <u>(削除)</u></p> | 応急仮設住宅建設候補地 | <u>5.9</u> か所 | 建設可能戸数 | <u>4,344</u> 戸 |
| 応急仮設住宅建設候補地 | <u>6.0</u> か所 | | | | | | | | |
| 建設可能戸数 | <u>4,460</u> 戸 | | | | | | | | |
| 応急仮設住宅建設候補地 | <u>5.9</u> か所 | | | | | | | | |
| 建設可能戸数 | <u>4,344</u> 戸 | | | | | | | | |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第13節 給水計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>応急給水活動は、緊急遮断弁や自己水源の稼働により確保された配水地の貯留水等を、被災市民並びに重要給水施設へ直接又は給水車等の供給方法により実施する。</p> <p>また、被災していない市町村（水道事業者を含む。以下同じ）に応援を要請することで飲料水等の確保を図る。</p> <p>市では、震災による被害を最小限に食い止めるため、第6次地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき水道施設を耐震化することで災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車、給水タンク等の整備を充実させ、飲料水等の供給に備えるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 応急給水計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 施設整備について市に対する<u>指導</u>を行う。 (環境部)</p> <p>(イ) 応急給水用具の整備について、市に対する<u>指導</u>を行う。 (環境部)</p> <p>(ウ) <u>長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に基づき、県内被災地区との連絡調整、応援協力等を行う。</u> (環境部)</p> <p>エ 【県企業局が実施する計画】</p> <p>(ア) 1, 0 0 0 m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。</p> <p>(イ) 病院や避難所等の重要給水施設（20か所）へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、組立式応急給水栓を配置する。</p> <p>(ウ) ボトルウォーター「川中島の水」を・備蓄し災害時に提供を行う。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>応急給水用資機材は下表のとおり整備されており、緊急時にはこれらの資機材により供給を行う。しかし、大規模災害等により被災が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、資機材の不足も予想されることから、応急給水用資機材の整備を充実する必要がある。</p> | <p style="text-align: center;">第13節 給水計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>応急給水活動は、緊急遮断弁や自己水源の稼働により確保された配水地の貯留水等を、被災市民並びに重要給水施設へ直接又は給水車等の供給方法により実施する。</p> <p>また、被災していない市町村（水道事業者を含む。以下同じ）に応援を要請することで飲料水等の確保を図る。</p> <p>本市では、震災による被害を最小限に食い止めるため、第6次地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき水道施設を耐震化することで災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車、給水タンク等の整備を充実させ、飲料水等の供給に備えるものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 応急給水計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 施設整備について市に対する<u>助言</u>を行う。 (環境部)</p> <p>(イ) 応急給水用具の整備について、市に対する<u>助言</u>を行う。 (環境部)</p> <p>(ウ) <u>水道施設災害等相互応援要綱（水道協議会）の整備を行う。</u> (環境部)</p> <p>エ 【県企業局が実施する計画】</p> <p>(ア) 1, 0 0 0 m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。</p> <p>(イ) 病院や避難所等の重要給水施設（20か所）へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、組立式応急給水栓を配置する。</p> <p>(ウ) ボトルウォーター「川中島の水」・<u>「千曲川の水」を制作</u>・備蓄し災害時に提供を行う。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>応急給水用資機材は下表のとおり整備されており、緊急時にはこれらの資機材により<u>飲料水</u>の供給を行う。しかし、大規模災害等により被災が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、資機材の不足も予想されることから、応急給水用資機材の整備を充実する必要がある。</p> |

| 現 行 | | | | | 修 正 案 | | | | |
|--------------|--------------|---------|----------------|-------------|--------------|--------------|--------|----------------|-------------|
| 種 別 | 能 力 | 数 量 | 所 有 者 | 電 話 | 種 別 | 能 力 | 数 量 | 所 有 者 | 電 話 |
| 給水車 | 2,000L | 1台 | 松本市 上下水道局 | 48-683 0 | 給水車 | 2,000L | 1台 | 松本市 上下水道局 | 48-683 0 |
| | 3,000L | 1台 | | | | 3,000L | 1台 | | |
| | 4,000L | 1台 | | | | 4,000L | 1台 | | |
| 給水用 トレーラー | 1,000L | 8台 | 陸上自衛隊松 本駐屯地 | 26-276 6 | 給水用 トレーラー | 1,000L | 8台 | 陸上自衛隊松 本駐屯地 | 26-276 6 |
| 車載用 給水タンク | 2,000L | 2台 | 松本市 上下水道局 | 48-683 0 | 車載用 給水タンク | 2,000L | 2台 | 松本市 上下水道局 | 48-683 0 |
| | 1,000L | 1基 | | | | 1,000L | 1基 | | |
| | 500L | 10基 | | | | 500L | 10基 | | |
| 緊急給水用 発電機 | 4.5KVA | 17台 | 松本市 上下水道局 | 48-683 0 | 緊急給水用 発電機 | 4.5KVA | 17台 | 松本市 上下水道局 | 48-683 0 |
| ポリタンク | 18L | 70個 | 松本市 上下水道局 | 48-683 0 | ポリタンク | 18L | 30個 | 松本市 上下水道局 | 48-683 0 |
| | 20L | 100個 | | | | 20L | 130個 | | |
| 飲料水 給水ポリ袋 | 10L | 17,000袋 | 松本市 上下水道局 | 48-683 0 | 飲料水 給水ポリ袋 | 6L | 5,900袋 | 松本市 上下水道局 | 48-683 0 |
| | 6L | 33,000袋 | | | | | | | |
| 水槽 | 20L | 200個 | 陸上自衛隊松 本駐屯地 | 26-276 6 | 水槽 | 20L | 200個 | 陸上自衛隊松 本駐屯地 | 26-276 6 |
| 浄水装置 | 2,000L/ 時 | 2基 | 松本保健福祉 事務所 | 47-780 0 | 浄水装置 | 2,000L/ 時 | 2基 | 松本保健福祉 事務所 | 47-780 0 |

(2) 実施計画

イ 【県が実施する計画】

(ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。
(危機管理部、環境部)

(イ) 災害時における水道施設の応援復旧に関する協定に基づき、長野県水道工事業協同組合連合会へ応援要請を行う。 (環境部)

(ウ) 市に対し、給水体制等に関する指導及び助言を行う。 (環境部)

(2) 実施計画

イ 【県が実施する計画】

(ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。
(危機管理部、環境部)

(イ) 市に対し、給水体制等に関する助言を行う。 (環境部)

(ウ) 合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄したボトルウォーター

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p><u>(エ)</u> 合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。(危機管理部)</p> <p><u>(オ)</u> 流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。(危機管理部、産業労働部、農政部)</p> <p>4 応急給水受援体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>長野県水道協議会、日本水道協会中部地方支部、松本市水道事業協同組合及び姉妹都市間で応援協定<u>を定めている。今後、姉妹都市の受援体制整備の充実を図る必要がある。</u></p> | <p>の供給体制を整備する。(危機管理部)</p> <p><u>(エ)</u> 流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。(危機管理部、産業労働部、農政部)</p> <p>4 応急給水受援体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>長野県水道協議会、日本水道協会中部地方支部、松本市水道事業協同組合及び姉妹都市間で応援協定<u>が定められている。速やかに受援できるよう関係機関及び団体等との連携体制を整備する必要がある。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 水道施設・設備の安全性の確保は、施設の耐震化や老朽化した施設の更新、改良等の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ被害を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第3 計画の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(上下水道局、建設部) (ア) 水道施設応急復旧活動マニュアルに基づき、次の事項を基本に確認と調整を行う。 a 指揮命令系統の確立 ・ 職員の非常招集 ・ 情報伝達の確保 ・ 班編成の強化 b 水道施設の被害状況調査、把握方法 c 復旧用資機材の備蓄及び調達方法 d 応急復旧の具体的作業、手順、方法 e 応急復旧活動内容の周知方法 f 施設管理図面等の管理及び活用方法</p> | <p style="text-align: center;">第18節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 水道施設・設備の安全性の確保は、施設の耐震化や老朽化した施設・設備の更新、改良等の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ被害を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第3 計画の内容 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(上下水道局、建設部) (ア) 水道施設応急復旧活動マニュアルに基づき、次の事項を基本に確認と調整を行う。 a 指揮命令系統の確立 (a) 職員の非常招集 (b) 情報伝達の確保 (c) 班編成の強化 b 水道施設の被害状況調査、把握方法 c 復旧用資機材の備蓄及び調達方法 d 応急復旧の具体的作業、手順、方法 e 応急復旧活動内容の周知方法 f 施設管理図面等の管理及び活用方法</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第2.3節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(7) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)</p> <p>(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策消防防災課</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>本市の土砂災害警戒区域は、平成27年4月1日現在で1,172か所区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は1,044か所あり、区域内に住宅もある。</p> <p>このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【市民等が実施する計画】</p> <p>(7) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。</p> | <p style="text-align: center;">第2.3節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(7) 土砂災害警戒区域等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)</p> <p>(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の土砂災害警戒区域等のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)</p> <p>6 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>本市の土砂災害警戒区域は、令和6年4月1日現在で1,339か所区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は1,118か所あり、区域内に住宅もある。</p> <p>このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【市民等が実施する計画】</p> <p>(7) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(教育委員会)</p> <p>教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> | <p style="text-align: center;">第25節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(県民文化部)</p> <p>県は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第2.6節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。(建設部)</p> | <p style="text-align: center;">第2.6節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の耐震性の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。(建設部)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市内には東山部地域を中心にして104か所の農業用ため池が所在している。これらのため池の多くは築造後かなりの年月を経過しており、堤体、余水吐、取水施設等の損朽が進んでいる。</p> <p>また、すべてのため池が土堰堤のため、大規模地震による決壊等の危険度が高く、被害が下流域の人家、公共施設等に及ぶことが予想される。</p> <p>そこで、耐震性が確保されていない施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき耐震化工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。</p> | <p style="text-align: center;">第28節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市内には東山部地域を中心にして103か所の農業用ため池が所在している。これらのため池の多くは築造後かなりの年月を経過しており、堤体、余水吐、取水施設等の損朽が進んでいる。</p> <p>また、すべてのため池が土堰堤のため、大規模地震による決壊等の危険度が高く、被害が下流域の人家、公共施設等に及ぶことが予想される。</p> <p>そこで、耐震性が確保されていない施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき耐震化工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第29節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(1) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する。</p> | <p style="text-align: center;">第29節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(1) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する <u>とともに、適正な方法による主伐・再造林を推進する。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第31節 二次災害の予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 <u>土砂災害危険箇所</u>の把握、緊急点検体制整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係わる二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する<u>危険</u>がある箇所（<u>土砂災害危険箇所</u>）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ア) <u>土砂災害危険箇所</u>の把握</p> <p>(イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備</p> | <p style="text-align: center;">第31節 二次災害の予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握、緊急点検体制整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係わる二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する<u>おそれ</u>のある箇所（<u>土砂災害警戒区域等</u>）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ア) <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握</p> <p>(イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第3 2節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全庁)</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、防災講演会及び防災マップやパンフレット等の配布により次の事項について防災知識の普及を図るものとする。</p> <p>f 地震発生時の地震情報(震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)及び津波に関する知識</p> <p>s 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識</p> | <p style="text-align: center;">第3 2節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全庁)</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、防災講演会及び防災マップやパンフレット等の配布により次の事項について防災知識の普及を図るものとする。</p> <p>f 地震発生時の地震情報(震度、<u>長周期地震動階級</u>、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)及び津波に関する知識</p> <p>s 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| 第33節 防災訓練計画 | 第33節 防災訓練計画 |
| <p>第1 基本方針</p> <p>災害時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。</p> <p>そこで災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との<u>協調</u>体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別及び実施時期</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全庁)</p> <p>「総合防災訓練(兼地震総合防災訓練)」</p> <p>市は、県、各防災関係機関、住民、企業、その他関係団体<u>の協力を得て</u>、下記により総合防災訓練を実施する。</p> | <p>第1 基本方針</p> <p>災害時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。</p> <p>そこで災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との<u>連携</u>体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別及び実施時期</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全庁)</p> <p>「総合防災訓練(兼地震総合防災訓練)」</p> <p>市は、県、各防災関係機関、住民、企業、その他関係団体<u>と連携し</u>、下記により総合防災訓練を実施する。</p> |

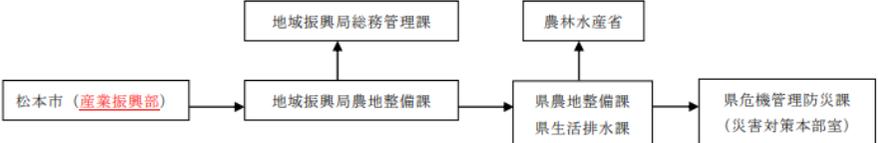
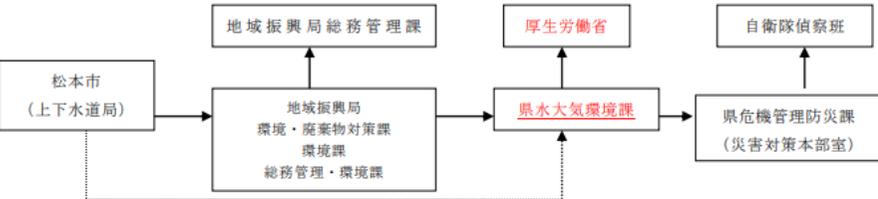
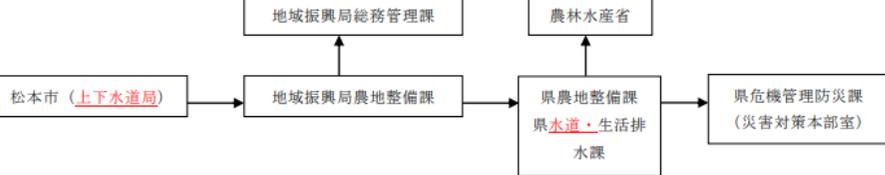
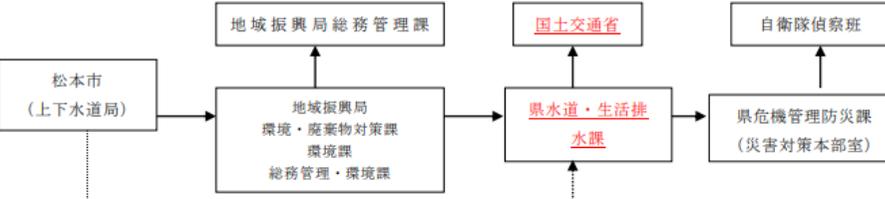
| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 【市が実施する計画】(建設部、環境エネルギー部)</p> <p>エ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画の点検、確認を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 【市が実施する計画】(建設部、環境エネルギー部)</p> <p>エ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画の点検、確認を行う。</p> |

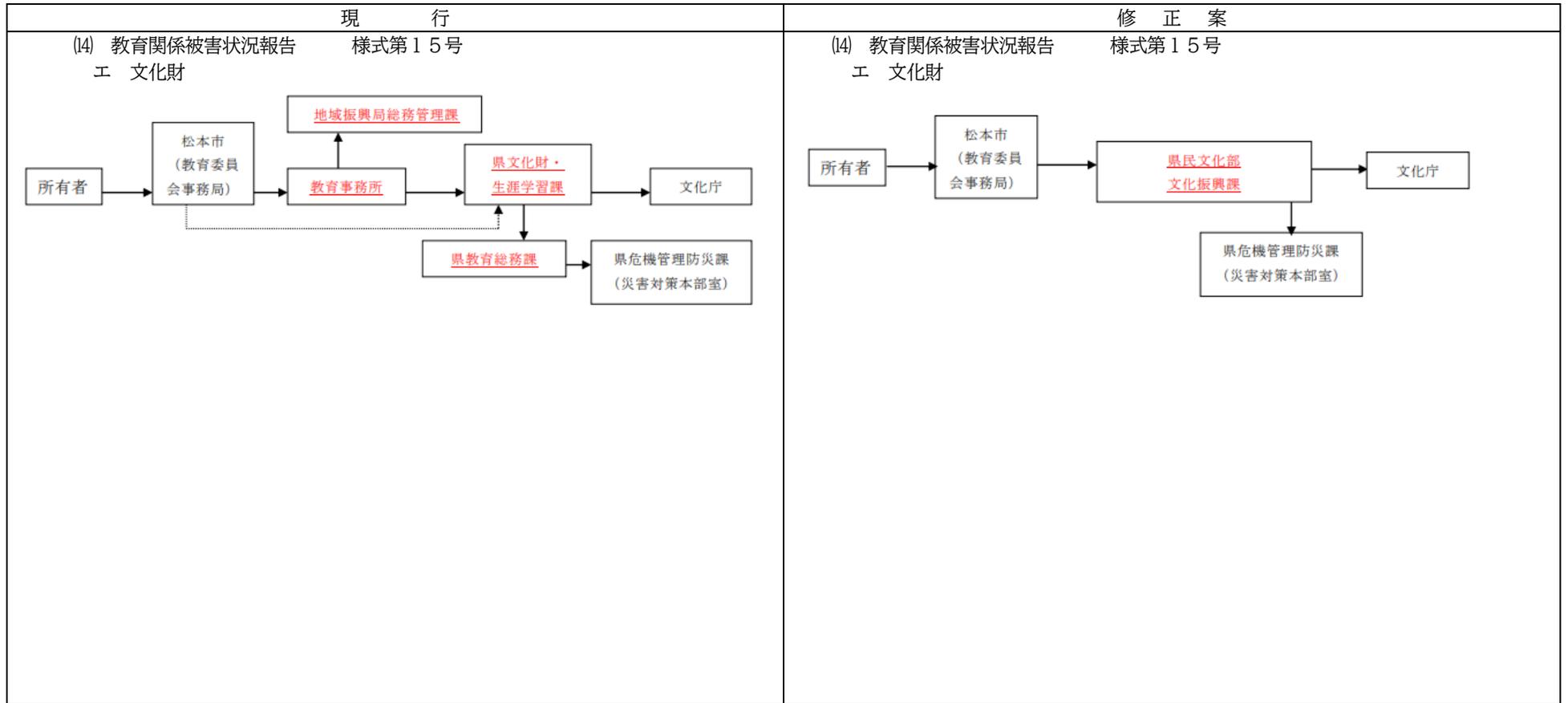
| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 市社協ボランティアセンターにおいて、ボランティアの事前登録を実施する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県(危機管理部・健康福祉部)及び市が実施する計画】</p> <p><u>ア</u> 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。</p> <p><u>イ</u> 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>ウ</u> 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p><u>エ</u> 市社協と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 <u>社会福祉協議会(市社協ボランティアセンター)</u>において、ボランティアの事前登録を実施する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア</u> 【県(危機管理部・健康福祉部)及び市が実施する計画】</p> <p><u>(ア)</u> 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。</p> <p><u>また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。</u></p> <p><u>(イ)</u> <u>防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、</u>災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について<u>整備を推進するとともに、そのための</u>意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>(ウ)</u> 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p><u>(エ)</u> 市社協と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</p> <p><u>また、市町村は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボ</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p>3 ボランティア団体間の連携 (2) 実施計画 <u>市（健康福祉部）及び県（危機管理部・健康福祉部）は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</u></p> | <p><u>ランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に市町村災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 【社会福祉協議会が実施する計画】</u> <u>災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・市町村との連携により、その体制確保に努めるものとする。</u></p> <p>3 ボランティア・<u>NPO等関係</u>団体間の連携 (2) 実施計画 <u>ア 【県（危機管理部・健康福祉部）及び市が実施する計画】</u> <u>長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 【長野県災害時支援ネットワークが実施する計画】</u> <u>在宅避難、避難所等の生活の場所ごとの分野及び保健医療福祉・要配慮者等の課題・分野ごとに、関係するNPO等との平時からの連携体制の構築に努めるものとする。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第40節 観光地の孤立災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(ア) 県、市、関係機関、関係団体間の連絡、情報伝達及び災害応急体制を整備する。</p> <p>(イ) 衛星携帯電話、携帯電話、地域防災行政無線など、災害時に確実に連絡がとれる情報伝達手段の整備を行う。</p> <p>(ウ) アマチュア無線との協力体制を確立する。</p> | <p style="text-align: center;">第40節 観光地の孤立災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部・総合戦略局)</p> <p>(ア) 県、市、関係機関、関係団体間の連絡、情報伝達及び災害応急体制を整備する。</p> <p>(イ) 衛星携帯電話、携帯電話、地域防災行政無線など、災害時に確実に連絡がとれる情報伝達手段の整備を行う。</p> <p>(ウ) アマチュア無線との協力体制を確立する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、別表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。</p> <p>松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣の派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（<u>応援・受援本部</u>）は必要な職員により情報収集チームを構成し、速やかに派遣する。</p> <p>また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>6 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>イ 地震情報</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報・予報）</p> <p> b 緊急地震速報（予報）</p> <p> 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と<u>推定</u>されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。</p> | <p style="text-align: center;">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。</p> <p>(2) 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、別表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。</p> <p>(3) 松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（<u>総括調整班</u>）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣の派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（<u>総括調整班</u>）は必要な職員により情報収集チームを構成し、速やかに派遣する。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>(4) また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>(5) 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>6 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>イ 地震情報</p> <p>(ア) 緊急地震速報（警報・予報）</p> <p> b 緊急地震速報（予報）</p> <p> 最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と<u>予想</u>されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p>7 通信手段の確保 (4) [電気通信事業者が実施する事項] 災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</p> <p>「別記」 災害情報収集連絡系統 (4) 農業関係被害状況報告 様式5号 ウ 農業集落排水施設被害状況報告</p>  <pre> graph LR A[松本市 (産業振興部)] --> B[地域振興局農地整備課] B --> C[地域振興局総務管理課] B --> D[農林地整備課 県生活排水課] D --> E[農林水産省] D --> F[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] </pre> <p>(8) 水道施設被害状況報告 様式9号</p>  <pre> graph LR A[松本市 (上下水道局)] --> B[地域振興局 環境・廃棄物対策課 環境課 総務管理・環境課] B --> C[地域振興局総務管理課] B --> D[県水大気環境課] D --> E[厚生労働省] D --> F[自衛隊偵察班] D --> G[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] </pre> | <p>7 通信手段の確保 (4) [電気通信事業者が実施する事項] <u>ア</u> 災害時における市、県及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。 <u>イ</u> <u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。</u></p> <p>「別記」 災害情報収集連絡系統 (4) 農業関係被害状況報告 様式5号 ウ 農業集落排水施設被害状況報告</p>  <pre> graph LR A[松本市 (上下水道局)] --> B[地域振興局農地整備課] B --> C[地域振興局総務管理課] B --> D[農林地整備課 県水道・生活排水課] D --> E[農林水産省] D --> F[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] </pre> <p>(8) 水道施設被害状況報告 様式9号</p>  <pre> graph LR A[松本市 (上下水道局)] --> B[地域振興局 環境・廃棄物対策課 環境課 総務管理・環境課] B --> C[地域振興局総務管理課] B --> D[県水道・生活排水課] D --> E[国土交通省] D --> F[自衛隊偵察班] D --> G[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] </pre> |



| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|---------------------------------|------------------------------------|---|---|---------------------------------|------------------------------------|---|---|
| 第2節 非常参集職員の活動 | | | | 第2節 非常参集職員の活動 | | | |
| 第3 活動の内容 | | | | 第3 活動の内容 | | | |
| 1 【市が実施する対策】(全庁) | | | | 1 【市が実施する対策】(全庁) | | | |
| (2) 活動体制 | | | | (2) 活動体制 | | | |
| 災害応急対策に対処するため、状況に応じ、以下の配備体制をとる。 | | | | 災害応急対策に対処するため、状況に応じ、以下の配備体制をとる。 | | | |
| なお、各体制の人員については、別表「活動人員一覧」による。 | | | | なお、各体制の人員については、別表「活動人員一覧」による。 | | | |
| (活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準) | | | | (活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準) | | | |
| 配備体制 | 活 動 内 容 | 活 動 期 間 | 活 動 開 始 基 準 | 配備体制 | 活 動 内 容 | 活 動 期 間 | 活 動 開 始 基 準 |
| 第1 | ○ 危機管理部職員による情報収集・伝達(警へ継続する事前対策) | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理課長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | ○ 市域に震度3の地震が発生した場合 ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報警報発表時 ○ 焼岳で噴火警戒レベル2へつながる現象が発生した場合または他の火山で火口周辺警報(火口周辺危険)が発表された場合 ○ <u>東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合</u> ○ 災害が発生するおそれがあるときで、危機管理課長が必要と認めた場合 | 第1 | ○ 危機管理部職員による情報収集・伝達(警へ継続する事前対策) | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理課長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | ○ 市域に震度3の地震が発生した場合 ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報発表時 ○ 焼岳で噴火警戒レベル2へつながる現象が発生した場合または他の火山で火口周辺警報(火口周辺危険)が発表された場合 ○ <u>南海トラフ沿いの大規模な地震に関連するかどうかの調査を開始した旨の臨時情報が発表された場合</u> ○ 災害が発生するおそれがあるときで、危機管理課長が必要と認めた場合 |
| 第2 | ○ 災害発生前の体制で、各部署職員による情報収集・伝達活動等を行う。 | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理部 | ○ 市域に震度4の地震が発生した場合 ○ <u>東海地震注意情報が発表された場合</u> ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報発表時また | 第2 | ○ 災害発生前の体制で、各部署職員による情報収集・伝達活動等を行う。 | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理部 | ○ 市域に震度4の地震が発生した場合 ○ <u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の</u> |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|-----|---|---|--|-------|---|---|--|
| | | <p>長が必要ないと認めるまで</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の体制に移行するまで | <p>は災害が発生するおそれがあるときで、危機管理部長が必要と認めた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 焼岳に噴火警戒レベル2が発表された場合または他の火山に火口周辺警報（入山危険）が発表された場合 | | | <p>長が必要ないと認めるまで</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の体制に移行するまで | <p>臨時情報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報発表時または災害が発生するおそれがあるときで、危機管理部長が必要と認めた場合 ○ 焼岳に噴火警戒レベル2が発表された場合または他の火山に火口周辺警報（入山危険）が発表された場合 |
| 第3 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直前または発生後の体制で、対策本部を設置し、情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 市長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市域に震度5弱及び5強の地震が発生した場合 ○ 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表を検討している旨、長野地方気象台より情報の提供があった場合 ○ 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ○ 次のいずれかにおいて市長が必要と認めた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪警報発表時 ・ 災害が発生した場合 ・ 激甚な災害が発生するおそれがある場合 ○ 焼岳に噴火警戒レベル3が発表された場合または他の火山に噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表された場合 | 第3 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直前または発生後の体制で、対策本部を設置し、情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 市長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市域に震度5弱及び5強の地震が発生した場合 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表を検討している旨、長野地方気象台より情報の提供があった場合 ○ 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ○ 次のいずれかにおいて市長が必要と認めた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪警報発表時 ・ 災害が発生した場合 ・ 激甚な災害が発生するおそれがある場合 ○ 焼岳に噴火警戒レベル3が発表された場合または他の火山に噴火警報（居住地域嚴重警戒）が |

| 現 行 | | | | | 修 正 案 | | | | |
|-----|--|--|--|-----------------------|-------|--|--|--|-----------------|
| | | | | ○ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合 | | | | | 発表された場合 (削除) |

別表

体制別の活動人員一覧

| 組 織 名 | 体制 | | | | |
|--|-------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|
| | 第1 配備 | 第2 配備 | 第3 配備 | 第4 配備 | 第5 配備 |
| 指揮本部 (危機管理課) (消防防災課) (<u>広報課</u>) | 副部長 初動当番 | 部長 副部長 班長班員 | 部長 副部長 班長 班員 | 部長 副部長 班長 班員 | 部長 副部長 班長 班員 関係職員 |

別表

体制別の活動人員一覧

| 組 織 名 | 体制 | | | | |
|--|-------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|
| | 第1 配備 | 第2 配備 | 第3 配備 | 第4 配備 | 第5 配備 |
| 指揮本部 (危機管理課) (消防防災課) (<u>秘書広報室</u>) | 副部長 初動当番 | 部長 副部長 班長班員 | 部長 副部長 班長 班員 | 部長 副部長 班長 班員 | 部長 副部長 班長 班員 関係職員 |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|-------------------------|-----------------|--|---|-------------------------|-----------------|---|---|
| 別表 松本市災害対策本部 構成・分掌事務 | | | | 別表 松本市災害対策本部 構成・分掌事務 | | | |
| 1 構成 | | | | 1 構成 | | | |
| 種別 | 構成 | 設置場所 | 任務 | 種別 | 構成 | 設置場所 | 任務 |
| 本部 | 本部長、副本部長、部局長 | 市庁舎内 ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館にも設置できる | 本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害応急対策、救助対策を図るため ・被災状況の把握 ・適切な措置の決定 ・各部相互の連絡調整 | 本部 | 本部長、副本部長、部局長 | 市庁舎内 ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館、 情報創造館 にも設置できる | 本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害応急対策、救助対策を図るため ・被災状況の把握 ・適切な措置の決定 ・各部相互の連絡調整 |
| 保健医療調整本部 | 医療救護活動マニュアルに定める | 市庁舎内（ 第2応接室 ） ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館にも設置できる | ・本部長指示の班内伝達 ・保健医療活動の指揮・調整 ・医療救護、保健衛生、環境衛生活動の実施 ・医療機関等関係団体との連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告 | 保健医療調整本部 | 医療救護活動マニュアルに定める | 市庁舎内（ 議員協議会室 ） ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館にも設置できる | ・本部長指示の班内伝達 ・保健医療活動の指揮・調整 ・医療救護、保健衛生、環境衛生活動の実施 ・医療機関等関係団体との連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告 |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|---------------------------------|------------------------------|--|---------------------------------|------------------------------|--|
| 第2節 非常参集職員の活動 | | | 第2節 非常参集職員の活動 | | |
| 資料1-4 令和5年度 松本市災害対策本部 各課分掌事務 | | | 資料1-4 令和6年度 松本市災害対策本部 各課分掌事務 | | |
| 部 長 | 副部長 | 分掌事務 | 部 長 | 副部長 | 分掌事務 |
| 総務部長 | 第1副部長 (行政管理課長 兼平和推進課長) | ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害 ○ 緊急対策の進行管理に関する事 ○ 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する事 ○ 市議会の招集に関する事 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 | 総務部長 | 第1副部長 (行政管理課長 兼平和推進課長) | ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害 ○ 緊急対策の進行管理に関する事 ○ 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する事 ○ 市議会の招集に関する事 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 |
| | 第2副部長 (行政管理課法 制担当課長) | ○ 市議会の招集に関する事。 | | (削除) | ○ 市議会の招集に関する事。 |
| | 第3副部長 (職員課長) | ○ 職員の安否確認及び職員体制の確保に関する事 ○ 災害派遣職員の受入れに関する事。 | | 第2副部長 (職員課長) | ○ 職員の安否確認及び職員体制の確保に関する事 ○ 災害派遣職員の受入れに関する事。 |
| | 第4副部長 (工事検査課長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 | | 第3副部長 (工事検査課長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 |
| | 第5副部長 (公共施設マネジメント課) | ○ 避難施設の応急修理に関する事。 ○ 応急仮設住宅の建設、撤去及び維持管理に関する事。 ○ 教育施設の復旧に関する事。(教育部と連携) ○ 被災した住宅の応急修理に関する事。 ○ 応急修理に関する関係協力団体への協力要請に関する事。 | | 第4副部長 (公共施設マネジメント課) | ○ 避難施設の応急修理に関する事。 ○ 応急仮設住宅の建設、撤去及び維持管理に関する事。 ○ 教育施設の復旧に関する事。(教育部と連携) ○ 被災した住宅の応急修理に関する事。 ○ 応急修理に関する関係協力団体への協力要請に関する事。 |
| | 第6副部長 (選挙管理委員会事務局長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 | | 第5副部長 (選挙管理委員会事務局長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|--------|--|--|-------|--|--|
| | 第7副部長 (監査事務局 長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事 こと。 | | 第6副部長 (監査事務局 長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事 こと。 |
| 健康福祉部長 | 第2副部長 (障がい福祉課 長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 こと。 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 こと。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 こと。 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 こと。 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 こと。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 こと。 | | 第2副部長 (障がい福祉課 長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 こと。 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 こと。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 こと。 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 こと。 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 こと。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 こと。 |
| | 第3副部長 (生活福祉課 長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 こと。 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 こと。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 こと。 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 こと。 ○ 義援金及び義援物資の需要把握及び配分に関 すること ○ 災害救助法による救助事務に関する事 こと。 | | 第3副部長 (生活福祉課 長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 こと。 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 こと。 (削除) (削除) ○ 義援金及び義援物資の需要把握及び配分に関 すること。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 こと。 |
| | 第4副部長 (高齢福祉課 長) 第5副部長 (介護予防担当 課長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 こと。 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 こと。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 こと。 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 こと。 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 こと。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 こと。 | | 第4副部長 (高齢福祉課 長) 第5副部長 (介護予防担当 課長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 こと。 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 こと。 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 こと。 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 こと。 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 こと。 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 こと。 |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|----------|--|---|----------|---|---|
| 環境エネルギー部 | 第3 副部長 (森林環境課長) 第4 副部長 (<u>森林環境課課長</u>) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 林地、林業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 土砂災害等（山間部）の被害調査に関すること。 ○ 林野火災等の被害調査に関すること。 ○ 復旧資機材の確保に関すること。 ○ 復旧資機材の確保に関すること。 | 環境エネルギー部 | 第3 副部長 (森林環境課長) <u>(削除)</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 林地、林業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 土砂災害等（山間部）の被害調査に関すること。 ○ 林野火災等の被害調査に関すること。 ○ 復旧資機材の確保に関すること。 ○ 復旧資機材の確保に関すること。 |
| | 第5 副部長 (環境業務課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における公害防止及び公衆衛生対策に関すること。 ○ 災害廃棄物の収集・運搬・処理に関すること。 ○ 災害廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関すること。 ○ 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関すること。 ○ 防疫対策（被災地の消毒）に関すること。 ○ 仮設トイレ対策に関すること。 ○ 環境衛生協議会への活動要請に関すること。 ○ 仮置場の設置、運営管理に関すること。 ○ 倒壊家屋等の解体、撤去に関すること。 ○ 避難所ごみ等の収集に関すること。 | | 第4 副部長 (環境業務課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における公害防止及び公衆衛生対策に関すること。 ○ 災害廃棄物の収集・運搬・処理に関すること。 ○ 災害廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関すること。 ○ 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関すること。 ○ 防疫対策（被災地の消毒）に関すること。 ○ 仮設トイレ対策に関すること。 ○ 環境衛生協議会への活動要請に関すること。 ○ 仮置場の設置、運営管理に関すること。 ○ 倒壊家屋等の解体、撤去に関すること。 ○ 避難所ごみ等の収集に関すること。 |
| | 第6 副部長 (廃棄物対策課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理業者等への協力調整に関すること。 | | 第5 副部長 (廃棄物対策課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理業者等への協力調整に関すること。 |
| 文化観光部長 | 第7 副部長 (スポーツ推進課長) <u>(新設)</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所施設の開設・管理に関すること。 | 文化観光部長 | 第7 副部長 (スポーツ <u>事業</u> 推進課長) 第8 副部長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所施設の開設・管理に関すること。 |

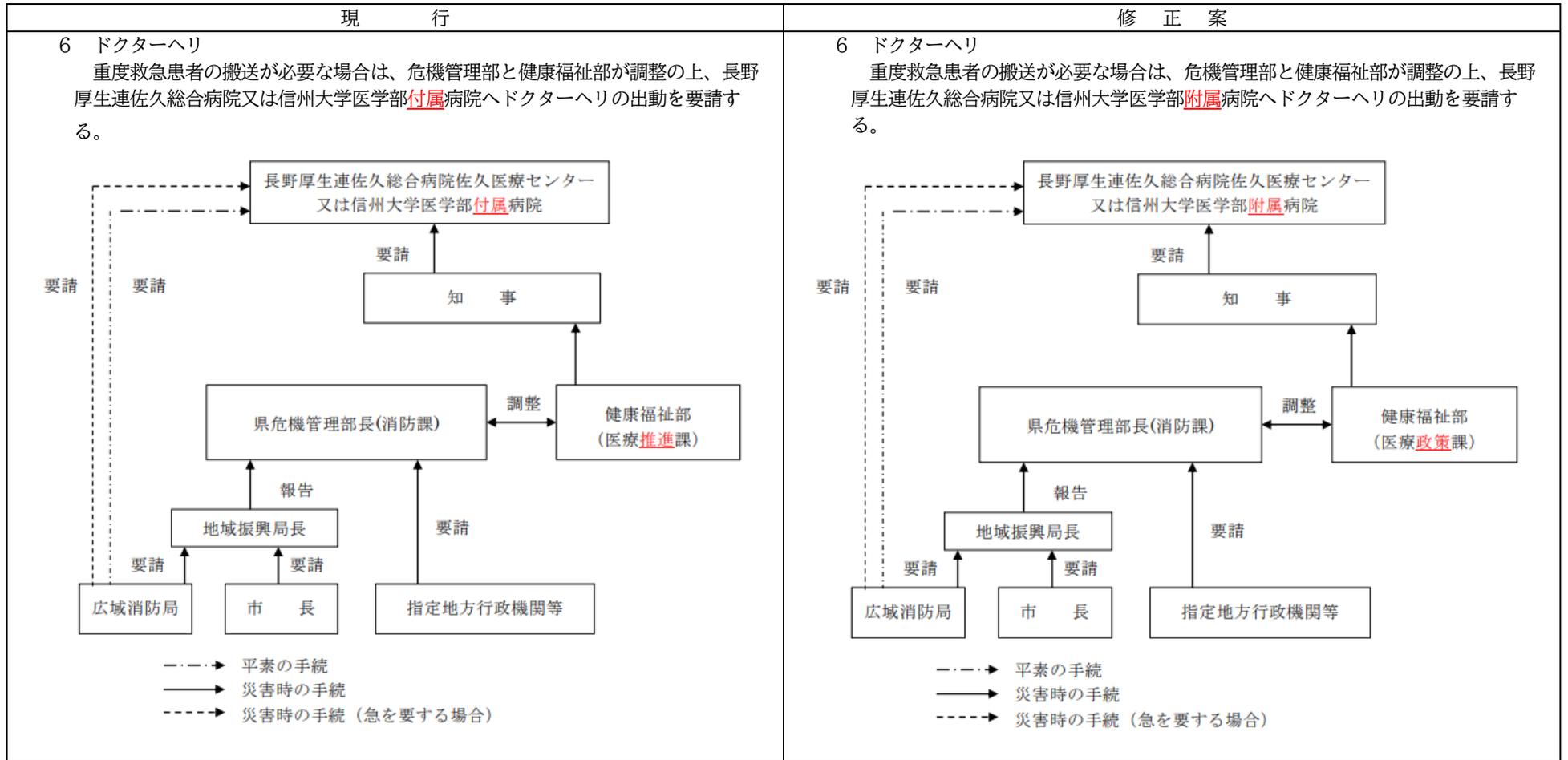
| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|--------|--|---|--------|------------------------------|---|
| | | | | (スポーツ施設 整備課長) | |
| 上下水道局長 | 第5 副部長 (下水道課長) | ○ 下水道施設の応急対策、被害調査、復旧に関する こと。 | 上下水道局長 | 第5 副部長 (下水道課長) | ○ 下水道施設及び農業集落排水施設の応急対 策、被害調査、復旧に関する こと。 |
| 事務部長 | 第1 副部長 (病院総務課 長) | ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する こと。 | 事務部長 | 第1 副部長 (病院総務課 長) | ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する こと。 |
| | 第2 副部長 (医事企画課 長) | ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災 害応急対策の進行管理に関する こと。 | | 第2 副部長 (医事企画課 長) | ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災 害応急対策の進行管理に関する こと。 |
| | 第3 副部長 (病院建設課) | ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する こと。 | | 第3 副部長 (病院建設課 長) | ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する こと。 |
| | 第4 副部長 (松本市四賀の 里クリニック事 務担当課長) | ○ 病傷人の応急救護及び医療機関への緊急輸送 に関する こと。 | | 第4 副部長 (四賀の里クリ ニック事務長) | ○ 病傷人の応急救護及び医療機関への緊急輸送 に関する こと。 |
| | | ○ 救急医療品の調達に関する こと。 | | | ○ 救急医療品の調達に関する こと。 |
| | | ○ 輸血、保存血液の緊急確保に関する こと。 | | | ○ 輸血、保存血液の緊急確保に関する こと。 |
| | | ○ 緊急時の助産に関する こと。 | | | ○ 緊急時の助産に関する こと。 |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、県は、市における人的支援ニーズの把握に努め、県及び県内市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、県は、市における人的支援ニーズの把握に努め、県及び県内市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> |

| 現 行 | | 修 正 案 | |
|--|--|--|--|
| <p>① 地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p> <p>② 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定） ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定） | <p>① 地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p> <p>② 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定） ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定） |
| <p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定） | <p>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定） |

| 現 行 | | 修 正 案 | |
|-------------|-------------|--|---|
| <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> | <p>① <u>地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u></p> <p>② <u>地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</u></p> <p>③ <u>ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</u></p> | <p>・<u>「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定）</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|-----------|------------|------------|----------|----------|----------|--------|----------|----|---|---|---|---|------|--------------------------------------|-----------|----------|--|----------|----------|-----------|----|---|--|---|---|-----------------|----|----|---|---|---|---|-------|----|----|---|---|---|--|---------|----|----|---|--|---|--|--------|----|---|--|--|--|--|---|-----|----|----|------------|----------|----------|----------|--------|----------|----|---|---|---|---|------|-----------|----|---|--|---|---|-----------------|----|----|---|---|---|---|-------|----|----|---|---|---|--|---------|----|----|---|--|---|--|--------|----|---|--|--|--|--|
| <p>第4節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホ イスト</th> <th>消火 装置</th> <th>物資吊 下</th> <th>ヘリテ レ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリ</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリ</td> <td><u>ユーロコプタ 二 AS365N 3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13</u></td> <td style="text-align: center;"><u>○</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>○</u></td> <td style="text-align: center;"><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防 応援等ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 機 種 | 機種 | 定員 | 救助ホ イスト | 消火 装置 | 物資吊 下 | ヘリテ レ | 消防防災ヘリ | ベル412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | 県警ヘリ | <u>ユーロコプタ 二 AS365N 3</u> | <u>13</u> | <u>○</u> | | <u>○</u> | <u>○</u> | アグスタAW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ | 広域航空消防 応援等ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ | 自衛隊ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | | 海上保安庁ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | | ○ | | ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | | <p>第4節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホ イスト</th> <th>消火 装置</th> <th>物資吊 下</th> <th>ヘリテ レ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリ</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>県警ヘリ</td> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防 応援等ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 機 種 | 機種 | 定員 | 救助ホ イスト | 消火 装置 | 物資吊 下 | ヘリテ レ | 消防防災ヘリ | ベル412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | 県警ヘリ | アグスタAW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ | 広域航空消防 応援等ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ | 自衛隊ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | | 海上保安庁ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | | ○ | | ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | |
| 機 種 | 機種 | 定員 | 救助ホ イスト | 消火 装置 | 物資吊 下 | ヘリテ レ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消防防災ヘリ | ベル412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県警ヘリ | <u>ユーロコプタ 二 AS365N 3</u> | <u>13</u> | <u>○</u> | | <u>○</u> | <u>○</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | アグスタAW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広域航空消防 応援等ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自衛隊ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海上保安庁ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機 種 | 機種 | 定員 | 救助ホ イスト | 消火 装置 | 物資吊 下 | ヘリテ レ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消防防災ヘリ | ベル412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県警ヘリ | アグスタAW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広域航空消防 応援等ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自衛隊ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海上保安庁ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ア) <u>長野県災害医療本部</u>の設置及び運営を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び<u>長野県医科器械同業組合</u>は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。</p> | <p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ア) <u>長野県保健医療福祉調整本部</u>の設置及び運営を行う。</p> <p>(ス) <u>必要に応じ、厚生労働省に災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣を要請する。</u></p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び<u>長野県医療機器販売業協会</u>は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(建設部、産業振興部、文化観光部、危機管理部)</p> <p>(ア) 各地区、公共施設等のヘリポートを活用するとともに、<u>各地区体育館</u>等を輸送拠点に設定する。</p> | <p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(建設部、産業振興部、文化観光部、危機管理部)</p> <p>(ア) 各地区、公共施設等のヘリポートを活用するとともに、<u>松本市防災物資ターミナル</u>等を輸送拠点に設定する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(イ) 障害物除去の方法</p> <p>c 緊急交通路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急交通路を通行止めとする。</p> <p>(ロ) 応援協力体制</p> <p>a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市を支援する。(農政部、林務部)</p> | <p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(イ) 障害物除去の方法</p> <p>c 緊急輸送道路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送道路を通行止めとする。</p> <p>(ロ) 応援協力体制</p> <p>a 緊急輸送道路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市を支援する。(農政部、林務部)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------------|--------------|------|------|-----|-------------|------|-------|---------|----|---------------|----------------------|--------------|-----|------------|------|---|------|-----|-----|------|------|-----|-------------|------|-----------|--------------------|-------------|-------|---------|----|---------------|----------------------|------------|
| <p>第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p> | <p>第11節 避難受入れ及び情報提供活動</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第1 基本方針</p> <p>地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に関わる的確な応急対策の計画作成をしておく。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。</p> <p>また、土砂災害危険箇所等に所在している施設に対しては、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、十分配慮するものとする。</p> | <p>第1 基本方針</p> <p>地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に関わる的確な応急対策の計画作成をしておく。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等内に所在している施設に対しては、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、十分配慮するものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第2 主な活動</p> <p>1 避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を市民に周知する。</p> <p>5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。</p> | <p>第2 主な活動</p> <p>1 市町村長等は適切に避難指示を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。</p> <p>5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難指示</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して避難指示を行う。</p> <p>避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(7) 実施事項及び実施機関</p> | <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難指示</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して避難指示を発令する。</p> <p>発令者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(7) 実施事項及び実施機関</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">避難指示</td> <td>市 長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61</td> <td>災害全般</td> </tr> </tbody> </table> | 実施事項 | 機関等 | 根 拠 | 対象災害 | 避難指示 | 市 長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 | 警察官 | 災害対策基本法第61 | 災害全般 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">避難指示</td> <td>市 長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害</td> </tr> </tbody> </table> | 実施事項 | 機関等 | 根 拠 | 対象災害 | 避難指示 | 市 長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | 知事 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害 |
| 実施事項 | 機関等 | 根 拠 | 対象災害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難指示 | 市 長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 警察官 | 災害対策基本法第61 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施事項 | 機関等 | 根 拠 | 対象災害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難指示 | 市 長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知事 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|--|-----|----------------------|----|---|-----|------------------------------------|------|
| | | 条 警察官職務執行法第4 条 | | | 員 | | 全般 |
| | 自衛官 | 自衛隊法第94条 | // | | 警察官 | 災害対策基本法第61 条 警察官職務執行法第4 条 | 災害全般 |
| 指定避難所 の開設、受入 れ | 市長 | | | 指定避難所 の開設、受入 れ | 自衛官 | 自衛隊法第94条 | // |
| | | | | | 市長 | | |
| <p>イ 避難指示の意味</p> <p><u>「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。</u></p> <p>ウ 避難指示及び報告、通知等</p> <p>(7) [市長の行う措置]</p> <p>a 避難指示</p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、<u>避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示を行う</u>ものとする。</p> <p>(e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p>オ 避難指示の内容</p> <p>避難指示<u>を行う</u>に際して、次の事項を明確にする。</p> <p>カ 市民への周知</p> <p>(7) 避難指示<u>を行った者</u>は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。</p> <p>避難の必要がなくなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画</p> | | | | <p>イ 避難指示の意味</p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）</u>に対し、<u>避難のための立退きを指示することをいう。</u></p> <p>ウ 措置及び報告、通知等</p> <p>(7) [市長の行う措置]</p> <p>a 避難指示</p> <p><u>災害時</u>において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、<u>国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、</u>次の地域の居住者等に対し、避難指示を<u>発令する</u>ものとする。</p> <p>(e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p><u>このほか、土砂災害や洪水については、風水害対策編に準じて対応するものとする。</u></p> <p><u>なお、地震発生時には、気象警報等の発表基準が引き下げられる場合があることに留意する。</u></p> <p>オ 避難指示の内容</p> <p>避難指示の<u>発令</u>に際して、次の事項を明確にする。</p> <p>カ 市民への周知</p> <p>(7) 避難指示の<u>発令</u>は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。</p> <p>避難の必要がなくなった場合も同様とする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画</p> | | | |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p>により、確実に伝達する。</p> <p>(イ) 市長は、市長以外の<u>指示者</u>、市民と関係している隣接の市町村長等と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>(カ) <u>高齢者等避難、避難指示をはじめとする</u>災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p> <p>キ 避難行動要支援者の状況把握 市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、<u>町会</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>ク 市有施設における避難活動 (イ) 避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>3 避難誘導活動 (1) 基本方針 避難指示<u>を行った者</u>は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。</p> <p>(2) 実施計画 イ 【市民が実施する計画】 避難にあたっては、まず、各町会で定めた「町会一時集合場所」へ集合し、住民の安否確認等を行ったのち、できるだけ集団で指定避難場所へ避難する。 この際、危険個所に十分注意して避難するものとする。 <u>(ア) 要避難地区で避難を要する場合</u> 市民等は<u>避難誘導員の指示に従い</u>、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。 この場合の携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。 <u>(イ) 任意避難地区で避難を要する場合</u> <u>市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。</u> <u>この場合の携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</u></p> | <p>により、確実に伝達する。</p> <p>(イ) 市長は、市長以外の<u>発令者</u>、市民と関係している隣接の市町村長等と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>(カ) <u>避難情報や</u>災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</p> <p>キ 避難行動要支援者の状況把握 市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、<u>自主防災組織</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>ク 市有施設における避難活動 (イ) 避難指示が<u>発令された場合</u>は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>3 避難誘導活動 (1) 基本方針 避難指示の<u>発令者</u>は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。</p> <p>(2) 実施計画 イ 【市民が実施する計画】 避難にあたっては、まず、各町会で定めた「町会一時集合場所」へ集合し、住民の安否確認等を行ったのち、できるだけ集団で指定避難場所へ避難する。 この際、危険個所に十分注意して避難するものとする。 市民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。 この場合の携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(危機管理部、住民自治局、教育委員会、文化観光部、健康福祉部、こども部、建設部)</p> <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(ク) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。</p> <p><u>なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(建設部、総務部、健康福祉部、危機管理部)</p> <p><u>(イ) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。</u></p> <p>7 被災者等への的確な情報提供</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】(危機管理部)</p> <p><u>(ア) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、</u></p> | <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(危機管理部、住民自治局、教育委員会、文化観光部、健康福祉部、こども部、建設部)</p> <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(ク) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等</u>の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(建設部、総務部、健康福祉部、危機管理部)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(以下番号繰り上げ)</u></p> <p>7 被災者等への的確な情報提供</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細や</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p>避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</p> <p>(エ) 県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(オ) 県及び市は、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(カ) 県及び市は、被災者の安否について市民から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p> | <p><u>かな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p>(イ) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</p> <p>(エ) 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</p> <p>(オ) 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(カ) 市及び県は、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(キ) 市及び県は、被災者の安否について市民から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>(ク) <u>市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|-----|---|
| | <p><u>(ケ) 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第14節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁や自己水源の稼働等により確保された配水池の貯留水、プールへろ水器を搬入して確保された水並びにボトルウォーターの備蓄等により行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達することを基本方針としている。 市では、飲料水の供給は重要給水施設を優先的に行い、被災規模により単独での応急給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設等災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第3 活動の内容 1 飲料水の確保 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】 (ウ) 松本地域振興局所長は災害時に、市からボトルウォーターの供給について要請があった場合、松本地域振興局のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。 なお、市からの要請量が松本地域振興局の備蓄量を上回る場合は、松本地域振興局長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地域振興局にボトルウォーターの供給を依頼する。 (危機管理部) ウ 【水道事業者等が実施する対策】 (ア) 県企業局が実施する対策 a <u>「安心の蛇口」について、飲料水の調達が可能か確認する。</u> b <u>ボトルウォーターについて、備蓄場所及び本数の確認を行う。</u> c <u>浄水場の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。</u> d <u>非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。</u></p> <p>2 飲料水の供給 (2) 実施計画</p> | <p style="text-align: center;">第14節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁や自己水源の稼働により確保された配水池の貯留水、プールへろ水器を搬入して確保された水並びにボトルウォーターの備蓄等により行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達することを<u>長野県</u>の基本方針としている。 <u>本市</u>では、飲料水の供給は重要給水施設を優先的に行い、被災規模により単独での応急給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設等災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第3 活動の内容 1 飲料水の確保 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】 (ウ) 松本地域振興局所長は災害<u>発生</u>時に、市からボトルウォーターの供給について要請があった場合、松本地域振興局のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。 なお、市からの要請量が松本地域振興局の備蓄量を上回る場合は、松本地域振興局長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地域振興局にボトルウォーターの供給を依頼する。 (危機管理部) ウ 【水道事業者等が実施する対策】 (ア) 県企業局が実施する対策 a <u>浄水場や配水池の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。</u> b <u>「安心の蛇口」設置箇所では、組立式応急給水栓により、飲料水の調達が可能か確認する。</u> c <u>非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。</u> d <u>給水袋等給水資材の備蓄場所・数量の確認を行う。</u> e <u>ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」の備蓄場所・数量の確認を行う。</u></p> <p>2 飲料水の供給 (2) 実施計画</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p>ウ 【<u>県企業局</u>が実施する対策】</p> <p><u>(ア)</u> 断水地域の把握等、情報の収集を行う。</p> <p><u>(イ)</u> 管路の点検を行い、優先して重要給水施設へ飲料水を供給する。</p> <p><u>(ウ)</u> 給水車により、市が設置した飲料水供給場所へ飲料水を供給する。</p> <p><u>(エ)</u> 「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓による、飲料水の供給に協力する。</p> <p><u>(オ)</u> ボトルウォーターや給水袋等の給水資材を、市 が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市と協力して行う。</p> <p><u>(カ)</u> 市が行う飲料水の供給作業への協力を行う。</p> <p><u>(キ)</u> 給水車の出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。</p> <p><u>(ク)</u> 給水区域の市町村と締結した災害協定に基づき、次の取り組みを行う。</p> | <p>ウ 【<u>水道事業者等</u>が実施する対策】</p> <p><u>(ア)</u> <u>県企業局</u>が実施する対策</p> <p><u>a</u> 断水地域の把握等、情報の収集を行う。</p> <p><u>b</u> 管路の点検を行い、優先して重要給水施設へ飲料水を供給する。</p> <p><u>c</u> 給水車により、市が設置した飲料水供給場所へ飲料水を供給する。</p> <p><u>d</u> 「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓による、飲料水の供給に協力する。</p> <p><u>e</u> ボトルウォーター「<u>川中島の水</u>」・「<u>千曲川の水</u>」や給水袋等の給水資材を、市が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市と協力して行う。</p> <p><u>f</u> 市が行う飲料水の供給作業への協力を行う。</p> <p><u>g</u> 給水車の出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。</p> <p><u>h</u> 給水区域の市町村と締結した災害協定に基づき、次の取り組みを行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第16節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的に、医療調整本部において、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の指導を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。 また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (1) 基本方針 被災地及び避難所等に保健師、を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。 また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組む。 このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（健康福祉部） (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。 (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談を行うものとする。 (ウ) 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診</p> | <p style="text-align: center;">第16節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的に、保健医療調整本部において、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の指導を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所等における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生監視員による食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。 また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (1) 基本方針 避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、健康管理のための保健活動を行う。 また、避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、必要に応じ心のケアのため精神科医師等の派遣調整を行う。 このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（健康福祉部） (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するものとする。 (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談を行うものとする。 (ウ) 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>(エ) <u>保健師等の巡回等による健康管理、衛生管理、感染症及び食中毒防止対策について</u></p> <p>(オ) 医師による健康診断等 医療機関や交通手段が復旧しない等の場合、必要に応じて松本市医師会に依頼して、集団による健康診断、治療及び予防接種を行う。この場合の費用については、救護の費用基準に準ずる。 <u>実施の時点は、発災後1週間以内とする。</u></p> <p>(カ) 安全かつ確実な食料提供のために、以下の対策を行う。 <u>f 被災食品の措置を行う。</u> <u>g 食品関係営業施設における被害食品の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講ずる。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(ア) 被災者の健康管理のため、市と連携して<u>衛生班による</u>現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。</p> <p>(ウ) 市と連携して要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、<u>医療機関の受診状況や住まいの状況</u>の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。</p> <p>エ 【市民が実施する対策】</p> <p>(イ) 市民相互の助け合いを大切にし、自ら<u>も</u>ボランティアとしての活動を行う。</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針 感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。 また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもとに衛生指導を行う。 なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に</p> | <p>診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>(エ) <u>保健師及び管理栄養士等が当該地域の避難所等を巡回して避難住民等の健康相談及び栄養指導を行う。また、避難所の保健衛生管理、感染症及び食中毒の防止に努める。</u></p> <p>(オ) 医師による健康診断等 医療機関や交通手段が復旧しない等の場合、必要に応じて松本市医師会に依頼して、集団による健康診断、治療及び予防接種を行う。この場合の費用については、救護の費用基準に準ずる。</p> <p>(カ) 安全かつ確実な食料提供のために、以下の対策を行う。 <u>(削除)</u> <u>f 食品関係営業施設における被害食品の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講ずる。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(ア) 被災者の健康管理のため、市と連携して現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。</p> <p>(ウ) 市と連携して要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災<u>世</u>帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。</p> <p>エ 【市民が実施する対策】</p> <p>(イ) 市民相互の助け合いを大切にし、自ら<u>も</u>ボランティアとしての活動を行う。</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針 感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。 また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもとに衛生指導を行う。 なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p>関する法律に基づく患者への医療提供措置を迅速に行い、まん延防止を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】 (健康福祉部)</p> | <p>関する法律に基づく患者への医療提供等必要な措置を迅速に行い、まん延防止を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】 (健康福祉部、<u>環境エネルギー部</u>)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第21節 電気施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、総務部）</p> <p>電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での<u>二</u>者以上の工事については、工事が輻輳しないよう調整する。</p> | <p style="text-align: center;">第21節 電気施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 迅速な応急復旧活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、総務部）</p> <p>電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での<u>2</u>者以上の工事については、工事が輻輳しないよう調整する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第2.2節 都市ガス施設応急活動</p> <p>第1 基本方針 ガス漏洩による火災・爆発・<u>生ガス中毒</u>の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。 また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。</p> <p>第3 活動の内容 1 都市ガス施設応急復旧対策 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】（建設部） 都市ガス事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での<u>三者</u>以上の工事については、工事現場が輻湊しないための調整の実施</p> | <p style="text-align: center;">第2.2節 都市ガス施設応急活動</p> <p>第1 基本方針 ガス漏洩による火災・爆発の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。 また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。</p> <p>第3 活動の内容 1 都市ガス施設応急復旧対策 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】（建設部） 都市ガス事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での<u>2</u>者以上の工事については、工事現場が輻湊しないための調整の実施</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第23節 上水道施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 上水道施設応急復旧対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ウ</u> 【県が実施する対策】</p> <p><u>(ウ)</u> 県企業局が実施する対策</p> <p>a 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。</p> <p>b 長野県営水道指定給水装置工事事業者等へ「県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱」により協力を依頼する。</p> <p>c 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じて優先順位を定め仮配管から送水を行う。</p> <p>d <u>関係する市町村</u>と協力して、住民に対し飲料水の供給活動を行う。</p> <p><u>エ</u> 【市民が実施する対策】</p> <p>水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。</p> | <p style="text-align: center;">第23節 上水道施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 上水道施設応急復旧対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>エ</u> 【水道事業者等が実施する対策】</p> <p><u>(ア)</u> 県企業局が実施する対策</p> <p>a 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。</p> <p>b 長野県営水道指定給水装置工事事業者等へ「県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱」により協力を依頼する <u>とともに、工事を発注する。</u></p> <p>c 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じて優先順位を定め仮配管から配水を行う。</p> <p>d <u>市</u>と協力して、住民に対し飲料水の供給 <u>等に関する広報</u>活動を行う。</p> <p><u>オ</u> 【市民が実施する対策】</p> <p>水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき基つき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>ウ 【国が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>エ 【市民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>(ア) 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。</p> <p>イ 【広域消防局が実施する対策】</p> <p>(ア) 情報の把握</p> <p>圏域内の土砂災害危険箇所の巡視を実施し、その結果を必要に応じて市長に速やかに報告する。</p> <p>オ 【市民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>3 土石流対策</p> | <p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>(ア) 土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき基つき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>ウ 【国が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>エ 【市民が実施する対策】</p> <p>土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>(ア) 警戒避難に関する情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。</p> <p>イ 【広域消防局が実施する対策】</p> <p>(ア) 情報の把握</p> <p>圏域内の巡視を実施し、その結果を必要に応じて市長に速やかに報告する。</p> <p>オ 【市民が実施する対策】</p> <p>警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>3 土石流対策</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>（ア） 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じる。</p> <p>ウ 【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>（イ） 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市、住民等に提供する。</p> <p>オ 【市民が実施する対策】 警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>4 崖崩れ応急対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>（ア） 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>エ 【市民が実施する対策】 警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> | <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>（ア） 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じる。</p> <p>ウ 【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>（イ） 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難に関する情報を市、住民等に提供する。</p> <p>オ 【市民が実施する対策】 警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>4 崖崩れ応急対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>（ア） 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>エ 【市民が実施する対策】 警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(1) 市から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>3 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（教育委員会）</p> <p>(イ) 被害状況に応じ、被害の拡大防止のため応急修理の措置を文化庁及び<u>県教育委員会</u>の指導を受けて実施する。</p> <p>(オ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因・被害の概況及び応急措置その他必要事項について<u>県教育委員会（松本教育事務所経由）</u>に報告する。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（<u>教育委員会</u>）</p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、<u>県教育委員会</u>、市文化財所管部局の指導を受けて実施する。</p> | <p style="text-align: center;">第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 一般建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(1) 市から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。 <u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>3 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（教育委員会）</p> <p>(イ) 被害状況に応じ、被害の拡大防止のため応急修理の措置を文化庁及び<u>県の</u>指導を受けて実施する。</p> <p>(オ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因・被害の概況及び応急措置その他必要事項について<u>県</u>に報告する。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（<u>県民文化部</u>）</p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、<u>県</u>、市文化財所管部局の指導を受けて実施する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第3.2節 災害の拡大防止と予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="padding-left: 20px;">[道路及び橋梁関係]</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。 (建設部、道路公社、警察本部)</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。 また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。 (建設部、道路公社、警察本部)</p> <p>エ 【関係機関が実施する対策】 (地方整備局)</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第3.2節 災害の拡大防止と予防活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="padding-left: 20px;">[道路及び橋梁関係]</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行う。 (建設部、道路公社、警察本部)</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。 また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。 (建設部、道路公社、警察本部)</p> <p>エ 【関係機関が実施する対策】 (地方整備局)</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第3.3節 ため池災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する対策】（産業振興部、危機管理部、住民自治局）</p> <p>ア 震度4以上の地震が発生した場合、直ちにため池点検を行い県及び関係機関に状況報告を行う。</p> <p>(ア) 震度4以上の地震が発生した場合、ため池1か所（美鈴湖）を点検する。</p> <p>(イ) 震度5弱以上の地震が発生した場合、ため池2.3か所を点検する。</p> | <p style="text-align: center;">第3.3節 ため池災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する対策】（産業振興部、危機管理部、住民自治局）</p> <p>ア 震度4以上の地震が発生した場合、直ちにため池点検を行い県及び関係機関に状況報告を行う。</p> <p>(ア) 震度4以上の地震が発生した場合、ため池1か所（美鈴湖）を点検する。</p> <p>(イ) 震度5弱以上の地震が発生した場合、ため池2.6か所を点検する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第36節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する計画】</p> <p>イ 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置をとる。 (健康福祉部、農政部、警察本部)</p> | <p style="text-align: center;">第36節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する計画】</p> <p>イ 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置をとる。 <u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u> (健康福祉部、農政部、警察本部)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第37節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、危機管理部）</p> <p>(イ) 災害ボランティアセンターの<u>設置に協力し</u>、ボランティアの受入れ、需給調整、現地調査、相談指導等の活動に対し支援を行う。</p> <p>(ウ) 市社協、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（危機管理部、<u>県民文化部</u>、健康福祉部）</p> <p>(ウ) 市社協、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</p> <p>ウ 【社会福祉協議会が実施する対策】</p> | <p style="text-align: center;">第37節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、危機管理部）</p> <p>(イ) <u>市</u>災害ボランティアセンターが<u>行う</u>ボランティアの受入れ、需給調整、現地調査、相談指導等の活動に対し支援を行う。</p> <p>(ウ) 市社協、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、<u>災害</u>中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（危機管理部、<u>企画振興部</u>、健康福祉部）</p> <p>(ウ) 市社協、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、<u>災害</u>中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>把握関係者と積極的に共有</u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</p> <p>ウ 【社会福祉協議会が実施する対策】</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p>(ウ) <u>被災市町村広域圏内の市町村</u>社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、<u>市町村</u>センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。</p> <p>エ 【<u>広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク</u>（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）<u>など</u>）が実施する対策】</p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【社会福祉協議会が実施する対策】</p> <p>(ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市災害ボランティアセンター（以下「市センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。</p> <p>また、市センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。</p> | <p>(ウ) 市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。</p> <p>エ 【<u>災害中間支援組織</u>（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）<u>等</u>）、<u>広域的災害ボランティア支援団体等</u>が実施する対策】</p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【社会福祉協議会が実施する対策】</p> <p>(ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市災害ボランティアセンター（以下「市センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。</p> <p>また、市センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、<u>災害</u>中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第40節 観光地の孤立災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部）</p> <p>2 孤立状況等の早期把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、文化観光部、総合戦略局） 必要に応じて現地対策本部を設置するとともに、孤立状況及び被害実態について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。</p> | <p style="text-align: center;">第40節 観光地の孤立災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、<u>総合戦略局</u>）</p> <p>2 孤立状況等の早期把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、文化観光部、総合戦略局） 必要に応じて現地対策本部を設置するとともに、<u>職員を派遣する等</u>、孤立状況及び被害実態について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 被災者の労働対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(産業振興部)</p> <p>災害により離職を余儀なくされた者の再就職を支援するため、公共職業安定所の行う臨時職業相談窓口、巡回職業相談及び職業転換給付金制度等の周知、活用促進を図るための措置を講ずる。</p> | <p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 被災者の労働対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(産業振興部)</p> <p>災害により離職を余儀なくされた者の再就職を支援するため、ハローワークの行う臨時職業相談窓口、巡回職業相談及び職業転換給付金制度等の周知、活用促進を図るための措置を講ずる。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---------------------|---|
| 第5章 東海地震等に関する事前対策活動 | 第5章 東海地震等に関する事前対策活動 <u>(章削除)</u> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第4節 防災面から見た松本市の概要</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>3 気 候 (値は松本地域特別気象観測所の平年値(統計機関 1991～2020 年)) 松本市の気候は、位置と地形の関係上、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示している。 年平均気温は12.2℃、年平均湿度68%である。降水量の年合計は、1,045.1mmで冬期に少なく梅雨期に多い。年平均風速は、2.4m/sec、最大風速10m/sec以上の年間日数は3.8日で、春先の南の強風はこの地方特有の現象である。 年間日照時間は2,134.7時間で、県内の他地域や国内の主要都市と比較して多いといえる。 災害との関係では、梅雨期の梅雨前線や、夏期の雷雨による大雨、通過又は接近する台風による大雨や強風があげられ、その他、春先の南岸低気圧による大雨、春のおそ霜やひょう等も気象の特徴としてあげられる。</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>5 鉄 道 市内を走る鉄道は、松本駅を中心に、JR篠ノ井線、大糸線、中央本線、アルピコ交通上高地線が乗り入れている。 本市は県下中南信の中核都市として重要な位置を占めている。 <u>平成27年</u>の一日あたりの市内の駅乗車人員は、JR線(松本駅、村井駅、平田駅、南松本駅、北松本駅)で約<u>21,900</u>人、アルピコ交通上高地線で約<u>4,600</u>人である。 一方、生活路線バスについては、<u>主にアルピコ交通(株)が運行しており、平成27年の一日あたりの利用者は、約6,900人である。</u> <u>他に、松本市が運行に係わる市営バスや西部地域コミュニティバス等があり、平成27年度の利用者は、約117,800人である。</u></p> <p>6 航 空 昭和40年に開港し平成6年7月にジェット化開港した県営松本空港は、県内唯一の空の玄関として、現在はフジドリームエアラインズ・FDAが、福岡線、札幌線を小型ジェット機により毎日運航している。</p> | <p style="text-align: center;">第4節 防災面から見た松本市の概要</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>3 気 候 (値は松本地域特別気象観測所の平年値(統計機関 1991～2020 年)) 松本市の気候は、位置と地形の関係上、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示している。 年平均気温は12.2℃、年平均湿度68%である。降水量の年合計は、1,045.1mmで冬期に少なく梅雨期に多い。年平均風速は、2.4m/sec、最大風速10m/sec以上の年間日数は3.8日で、春先の南の強風はこの地方特有の現象である。 年間日照時間は2,134.7時間で、県内の他地域や国内の主要都市と比較して多いといえる。 災害との関係では、梅雨期の梅雨前線や、夏期の雷雨による大雨、通過又は接近する台風による大雨や強風があげられ、その他、春先の南岸低気圧による大雨、春のおそ霜やひょう等も気候の特徴としてあげられる。</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>5 鉄 道 市内を走る鉄道は、松本駅を中心に、JR篠ノ井線、大糸線、中央本線、アルピコ交通上高地線が乗り入れている。 本市は県下中南信の中核都市として重要な位置を占めている。 <u>令和5年</u>の一日あたりの市内の駅乗車人員は、JR線(松本駅、村井駅、平田駅、南松本駅、北松本駅)で約<u>20,800</u>人、アルピコ交通上高地線で約<u>4,700</u>人である。 一方、生活路線バスについては、<u>令和5年4月から公設民営ぐるっとまつもとバスとして、市が制度設計をし民間事業者が運行しており、令和5年度の利用者は、市営バスを含め、約2,162,700人である。</u></p> <p>6 航 空 昭和40年に開港し平成6年7月にジェット化開港した県営松本空港は、県内唯一の空の玄関として、現在はフジドリームエアラインズ・FDAが、福岡線、札幌線、<u>神戸線を、日本航空・JALが、大阪線を</u>小型ジェット機により運航している。</p> |

| 現 行 | | | | | 修 正 案 | | | | |
|--|--------------|-------------|----------------|-----------------|--|--------------|-------------|----------------|-----------------|
| 信州まつもと空港利用状況 (平成28年度) | | | | | 信州まつもと空港利用状況 (令和5年度) | | | | |
| 便 | 就航便数 (便) | 就航率 (%) | 利用客数 (人) | 航空貨物取扱量 (kg) | 便 | 就航便数 (便) | 就航率 (%) | 利用客数 (人) | 航空貨物取扱量 (kg) |
| 福岡便 | <u>1,033</u> | <u>98.8</u> | <u>72,131</u> | 0 | 福岡便 | <u>1,443</u> | <u>98.6</u> | <u>88,096</u> | 0 |
| 札幌便 | <u>712</u> | <u>97.5</u> | <u>42,444</u> | 0 | 札幌便 (新千歳) | <u>884</u> | <u>97.4</u> | <u>57,814</u> | 0 |
| (新設) | | | | | 札幌便 (丘珠) | <u>421</u> | <u>99.3</u> | <u>24,858</u> | <u>0</u> |
| (新設) | | | | | 神戸便 | <u>1,443</u> | <u>98.8</u> | <u>80,638</u> | <u>0</u> |
| 計 | <u>1,745</u> | <u>98.2</u> | <u>114,575</u> | 0 | 大阪便 | <u>60</u> | <u>96.8</u> | <u>3,431</u> | <u>0</u> |
| | | | | | 計 | <u>4,251</u> | <u>98.4</u> | <u>254,837</u> | 0 |
| ※1 現在、FDAは航空貨物の取扱いを行っていない。 ※2 就航率は、路線毎の年間運航便数を福岡便を1,046便(4便/日×365日)、札幌便を730便(2便/日×365日)、として算出 | | | | | ※1 現在、FDA、JALは航空貨物の取扱いを行っていない。 ※2 札幌便(丘珠)は3月~10月、大阪便は8月のみの季節運航便 | | | | |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い市づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び広域消防局が実施する計画】(全庁、広域消防局)</p> <p>(ア) 風水害等に強いまちの形成</p> <p>h 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>j</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 風水害等に強いまちの形成</p> <p>d 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>e 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。</p> <p>また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</p> | <p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い市づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び広域消防局が実施する計画】(全庁、広域消防局)</p> <p>(ア) 風水害等に強いまちの形成</p> <p>h 危険な盛土が確認された場合は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。</p> <p><u>j 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>k</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(イ) 風水害等に強いまちの形成</p> <p>d 危険な盛土が確認された場合は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>e 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。</p> <p>また、避難路、緊急輸送<u>道</u>路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p><u>(新設)</u></p> <p>f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>3 災害危険区域の把握</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本市区域内における災害危険区域、箇所は、地すべり危険箇所42か所、急傾斜地崩壊危険箇所551か所、土石流危険渓流291か所、重要水防区域151か所、山腹崩壊危険地区164か所、崩壊土砂流出危険地区184か所、農業用施設の危険区域<u>104</u>か所で、合計<u>1487</u>か所が把握されている。(資料編、資料7～12、15参照)</p> <p>これらの危険区域、箇所は、降雨や地震により災害の発生が予想されるので、事前に把握、調査しておき、災害発生を未然防止するとともに、災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。</p> | <p><u>f 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>g</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>3 災害危険区域の把握</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本市区域内における災害危険区域、箇所は、地すべり危険箇所42か所、急傾斜地崩壊危険箇所551か所、土石流危険渓流291か所、重要水防区域151か所、山腹崩壊危険地区164か所、崩壊土砂流出危険地区184か所、農業用施設の危険区域<u>103</u>か所で、合計<u>1486</u>か所が把握されている。(資料編、資料7～12、15参照)</p> <p>これらの危険区域、箇所は、降雨や地震により災害の発生が予想されるので、事前に把握、調査しておき、災害発生を未然防止するとともに、災害時における迅速、的確な災害対策を実施する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| 第2節 災害発生直前対策 | 第2節 災害発生直前対策 |
| <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導体制の整備</p> <p>(4) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> | <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導体制の整備</p> <p>(4) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療資機材等の備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(1) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医科器械同業組合は、次に掲げる事項を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療資機材等の備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(1) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、次に掲げる事項を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、産業振興部、住民自治局、総合戦略局)</p> <p>(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧用資機材、排水対策用の移動ポンプ備蓄ほか次に掲げる事項</p> <p>a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認</p> | <p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 水防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部、建設部、環境エネルギー部、産業振興部、住民自治局、総合戦略局)</p> <p>(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧用資機材、排水対策用の移動ポンプ備蓄ほか次に掲げる事項</p> <p>a 重要水防区域周辺の立竹木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第2 主な取組み 6 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。</p> <p>第3 計画の内容 1 要配慮者支援計画の作成 (2) 実施計画</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ア</u> 【市が実施する計画】 (健康福祉部、こども部、危機管理部、住民自治局、建設部)</p> <p>(サ) 個別避難計画作成の努力義務 市は、本計画に基づき、危機管理部及び健康福祉部の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</p> <p>(シ) 個別避難計画の事前提供</p> | <p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第2 主な取組み 6 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。</p> <p>第3 計画の内容 1 要配慮者支援計画の作成 (2) 実施計画</p> <p><u>ア</u> 【<u>県が実施する計画</u>】 <u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ</u> 【市が実施する計画】 (健康福祉部、こども部、危機管理部、住民自治局、建設部)</p> <p>(サ) 個別避難計画作成の努力義務 市は、本計画に基づき、危機管理部及び健康福祉部の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</p> <p><u>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(シ) 個別避難計画の事前提供</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>市は、本計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>5 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。</p> <p>このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(健康福祉部、建設部、危機管理部)</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> <p>土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。</p> <p>ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】</p> <p>土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> <p>土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、本計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避</p> | <p>市は、本計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。</p> <p>このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(健康福祉部、建設部、危機管理部)</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> <p>土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。</p> <p>ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】</p> <p>土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> <p>土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、本計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p>難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告するものとする。</p> | <p>難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告するものとする。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。(建設部)</p> <p>a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。</p> <p>4 緊急通行車両の<u>事前</u>確認事務</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。</p> <p>一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地において活動を開始できるよう、<u>事前</u>に確認事務を済ませておく。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(警察本部)</p> <p>災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認又は緊急輸送車両確認事務処理要領により緊急通行車両の<u>事前届出事務</u>を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第9節 緊急輸送計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。(建設部)</p> <p>a 一次緊急輸送<u>道路</u>、二次緊急輸送<u>道路</u>を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。</p> <p>4 緊急通行車両<u>等</u>の確認事務</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。</p> <p>一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地において活動を開始できるよう、<u>緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出</u>の確認事務を済ませておく。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(警察本部)</p> <p>災害時の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認又は緊急輸送車両確認事務処理要領により緊急通行車両<u>等</u>の<u>確認</u>を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 現状及び課題</p> <p>障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。</p> <p>緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する計画】(建設部、産業振興部、環境エネルギー部)</p> <p>イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。</p> <p>(2) 【県が実施する計画】(各部局)</p> <p>イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市に対して指導する。(農政部)</p> | <p style="text-align: center;">第10節 障害物の処理計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 現状及び課題</p> <p>障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。</p> <p>緊急輸送<u>道</u>路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する計画】(建設部、産業振興部、環境エネルギー部)</p> <p>イ 緊急輸送<u>道</u>路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。</p> <p>(2) 【県が実施する計画】(各部局)</p> <p>イ 緊急輸送<u>道</u>路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市に対して指導する。(農政部)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難マニュアルの策定等</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。<u>また</u>、特に浸水想定区域内や<u>土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設</u>については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部、住民自治局、健康福祉部、文化観光部)</p> <p>(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 (危機管理部)</p> <p>b 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>工業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(ク) 浸水想定区域内や<u>土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者</u>利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。(県有施設管理部局)</p> <p>県は、土砂災害<u>危険箇所</u>等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。(危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> <p>(サ) 浸水想定区域内や<u>土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者</u>利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。(危機管理部、建設部)</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部)</p> <p>(イ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては</p> | <p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難マニュアルの策定等</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部、住民自治局、健康福祉部、文化観光部)</p> <p>(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 (危機管理部)</p> <p>b 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本<u>産業</u>規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(ク) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。(県有施設管理部局)</p> <p>県は、土砂災害<u>警戒区域</u>等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。(危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> <p>(サ) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域<u>等の区域内</u>の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。(危機管理部、建設部)</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部)</p> <p>(イ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあって</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p>、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(シ) 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、防災行政無線等通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(ハ) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(建設部、財政部、総務部) <u>(カ) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、市に報提供する体制を整備する。</u></p> | <p>は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(シ) 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、<u>ガス設備</u>、防災行政無線等通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(ハ) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(建設部、財政部、総務部) <u>(削除)</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|-----|--------------|---------|-----|-----|--------|----|--------------|---------|--------|----|--------|----|---|-----|-----|-----|-------|-----|-----|--------|----|--------------|---------|--------|----|--------|----|
| 第14節 給水計画 | 第14節 給水計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第3 計画の内容</p> <p>1 応急給水計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(上下水道局)</p> <p>ウ) 給水期間 災害発生の日から7日間以内を目標とする。ただし、水道施設の被害が大きく応急復旧が終了しない場合は、関係機関と連絡を取りながら状況に応じて期間を延長する。</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 施設整備について市に対する<u>指導</u>を行う。(環境部)</p> <p>(イ) 応急給水用具の整備について、市に対する<u>指導</u>を行う。(環境部)</p> <p>(オ) ボトルウォーターを<u>地域振興局及び消防防災航空センター</u>等に備蓄し、必要に応じて更新する。(危機管理部)</p> <p>エ 【県企業局が実施する計画】</p> <p>(イ) 病院や避難所等の重要給水施設(20か所)へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、<u>応急給水線</u>を配置する。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題 応急給水用資機材は下表のとおり整備されており、緊急時にはこれらの資機材により供給を行う。しかし、大規模災害等により被災が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、資機材の不足も予想されることから、応急給水用資機材の整備を充実する必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>能 力</th> <th>数 量</th> <th>所 有 者</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">給水車</td> <td style="text-align: center;">2,000L</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">松本市 上下水道局</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">48-6830</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,000L</td> <td style="text-align: center;">1台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,000L</td> <td style="text-align: center;">1台</td> </tr> </tbody> </table> | 種 別 | 能 力 | 数 量 | 所 有 者 | 電 話 | 給水車 | 2,000L | 1台 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 | 3,000L | 1台 | 4,000L | 1台 | <p>第3 計画の内容</p> <p>1 応急給水計画の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(上下水道局)</p> <p>ウ) 給水期間 災害発生の日から15日間以内を目標とする。ただし、水道施設の被害が大きく応急復旧が終了しない場合は、関係機関と連絡を取りながら状況に応じて期間を延長する。</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 施設整備について市に対する<u>助言</u>を行う。(環境部)</p> <p>(イ) 応急給水用具の整備について、市に対する<u>助言</u>を行う。(環境部)</p> <p>(オ) ボトルウォーターを<u>防災物資ターミナル</u>等に備蓄し、必要に応じて更新する。(危機管理部)</p> <p>エ 【県企業局が実施する計画】</p> <p>(イ) 病院や避難所等の重要給水施設(20か所)へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、<u>組立式</u>応急給水<u>栓</u>を配置する。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> <p>(1) 現状及び課題 応急給水用資機材は下表のとおり整備されており、緊急時にはこれらの資機材により<u>飲料水</u>の供給を行う。しかし、大規模災害等により被災が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、資機材の不足も予想されることから、応急給水用資機材の整備を充実する必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>能 力</th> <th>数 量</th> <th>所 有 者</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">給水車</td> <td style="text-align: center;">2,000L</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">松本市 上下水道局</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">48-6830</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,000L</td> <td style="text-align: center;">1台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,000L</td> <td style="text-align: center;">1台</td> </tr> </tbody> </table> | 種 別 | 能 力 | 数 量 | 所 有 者 | 電 話 | 給水車 | 2,000L | 1台 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 | 3,000L | 1台 | 4,000L | 1台 |
| 種 別 | 能 力 | 数 量 | 所 有 者 | 電 話 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水車 | 2,000L | 1台 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3,000L | 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4,000L | 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種 別 | 能 力 | 数 量 | 所 有 者 | 電 話 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水車 | 2,000L | 1台 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3,000L | 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4,000L | 1台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | | | | 修 正 案 | | | | |
|--|------------------|------------------------------------|--------------------|---------|---|--------------|----------------|--------------------|---------|
| 給水用 トレーラー | 1,000L | 8台 | 陸上自衛 隊松本駐 屯地 | 26-2766 | 給水用 トレーラー | 1,000L | 8台 | 陸上自衛 隊松本駐 屯地 | 26-2766 |
| 車載用 給水タンク | 2,000L | 2基 | 松本市 上下水道 局 | 48-6830 | 車載用 給水タンク | 2,000L | 2基 | 松本市 上下水道 局 | 48-6830 |
| | 1,000L | 1基 | | | | 1,000L | 1基 | | |
| | 500L | 10基 | | | | 500L | 10基 | | |
| 緊急給水用 発電機 | 4.5KVA | 17台 | 松本市 上下水道 局 | 48-6830 | 緊急給水用 発電機 | 4.5KVA | 17台 | 松本市 上下水道 局 | 48-6830 |
| ポリタンク | 18L | <u>70</u> 個 | 松本市 上下水道 局 | 48-6830 | ポリタンク | 18L | <u>30</u> 個 | 松本市 上下水道 局 | 48-6830 |
| | 20L | <u>100</u> 個 | | | | 20L | <u>130</u> 個 | | |
| 飲料水 給水ポリ袋 | <u>10L</u> 6L | <u>17,000</u> 袋 <u>33,000</u> 袋 | 松本市 上下水道 局 | 48-6830 | 飲料水 給水ポリ袋 | 6L | <u>5,900</u> 袋 | 松本市 上下水道 局 | 48-6830 |
| 水槽 | 20L | 200個 | 陸上自衛 隊松本駐 屯地 | 26-2766 | 水槽 | 20L | 200個 | 陸上自衛 隊松本駐 屯地 | 26-2766 |
| 浄水装置 | 2,000L/ 時 | 2基 | 松本保健 福祉事務 所 | 47-7800 | 浄水装置 | 2,000L/ 時 | 2基 | 松本保健 福祉事務 所 | 47-7800 |
| <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 市に対し、給水体制等に関する<u>指導及び</u>助言を行う。(環境部)</p> <p>(ウ) <u>地域振興局及び消防防災航空センター</u>等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。(危機管理部)</p> <p>(エ) <u>給水源の確保を行う。</u></p> <p>(オ) <u>給水車、給水タンク、給水袋等の確保を行う。</u></p> <p>(カ) <u>円滑な情報伝達、応急給水等の確保を図るため、給水区域の市町村と締結した災害協定に基づく訓練を実施する。</u></p> | | | | | <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 市に対し、給水体制等に関する助言を行う。(環境部)</p> <p>(ウ) <u>防災物資ターミナル</u>等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。(危機管理部)</p> <p>(エ) <u>流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。</u>(危機管理部、産業労働部、農政部)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ウ 【県企業局が実施する計画】</p> | | | | |

| 現 行 | 修 正 案 |
|-----|--|
| | <p><u>(ア) 飲料水供給場所の整備を行う。</u></p> <p><u>(イ) 実施マニュアルの作成を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 「応急給水活動マニュアル」により、応急給水における県企業局の業務を関係市町に徹底する。</u></p> <p><u>(エ) 給水源の確保を行う。</u></p> <p><u>(オ) 給水車、給水タンク、給水袋等の確保を行う。</u></p> <p><u>(カ) 円滑な情報伝達、応急給水等の確保を図るため、給水区域の市町村と締結した災害協定に基づく訓練を実施する。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p>第19節 上水道施設災害予防計画</p> | <p>第19節 上水道施設災害予防計画</p> |
| <p>第1 基本方針</p> <p>水道施設・設備の安全性の確保は、老朽化した施設・設備の更新、改良等の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 水道施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>老朽化した施設の更新等を計画的に進めているが、実施に多大な費用が必要となるため、安全性の確保が十分に行えていないのが現状である。</p> <p>また、ライフラインの確保として、緊急時連絡管等の整備が必要である。</p> <p>応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を要請することも可能である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。</p> <p>(イ) 県企業局が実施する計画</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(新設)</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>a</u> 隣接事業体と緊急時連絡管の設置について検討を行う。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>b</u> 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>c</u> 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>d</u> 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>e</u> 復旧資材の備蓄を行う。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>f</u> 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。</p> | <p>第1 基本方針</p> <p>水道施設・設備の安全性の確保は、老朽化した施設・設備の更新、改良等の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ被害を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 水道施設・設備の安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>老朽化した施設の更新等を計画的に進めているが、実施に多大な費用が必要となるため、安全性の確保が十分に行えていないのが現状である。</p> <p>また、ライフラインの確保として、緊急時連絡管等の整備が必要である。</p> <p>応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援を要請することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を要請することも可能である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。</p> <p>(イ) 県企業局が実施する計画</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>a</u> 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を促進する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>b</u> 配水池・浄水場等の基幹施設の耐震化を促進する。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>c</u> 隣接事業体と緊急時連絡管の設置について検討を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>d</u> 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>e</u> 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>f</u> 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>g</u> 復旧資材の備蓄を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>h</u> 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p><u>g</u> 予備電源の確保を図る。</p> <p>2 施設応急復旧活動マニュアルに基づく想定訓練の実施</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（上下水道局、建設部）</p> <p>(ア) 水道施設応急復旧活動マニュアルに基づき、次の事項を基本に確認と調整を行う。</p> <p>a 指揮命令系統の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の非常招集 ・ 情報伝達の確保 ・ 班編成の強化 | <p><u>i</u> 予備電源の確保を図る。</p> <p>2 施設応急復旧活動マニュアルに基づく想定訓練の実施</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（上下水道局、建設部）</p> <p>(ア) 水道施設応急復旧活動マニュアルに基づき、次の事項を基本に確認と調整を行う。</p> <p>a 指揮命令系統の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(a)</u> 職員の非常招集 <u>(b)</u> 情報伝達の確保 <u>(c)</u> 班編成の強化 |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第2.4節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市及び県は、<u>土砂災害等の危険箇所</u>を的確に把握し、県が防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、市は適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 2 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等について防災対策を推進する。 3 県は、<u>土砂災害のおそれのある</u>区域を土砂災害警戒区域、<u>著しい危害が生じるおそれのある</u>区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害・注意・準用区域</u>対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状と課題 急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険・注意・準用区域内</u>に立地している要配慮者利用施設がある。 これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。 (2) 実施計画 <ol style="list-style-type: none"> イ 【県が実施する計画】 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部) (イ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の<u>危険箇所</u>のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部) 7 土砂災害警戒区域の対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状と課題 <u>平成30年2月15日</u>現在で<u>1,244</u>か所が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>1,044</u>か所 | <p style="text-align: center;">第2.4節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市及び県は、<u>土砂災害警戒区域</u>を的確に把握し、県が防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、市は適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 2 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。 3 県は、<u>住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地</u>の区域を土砂災害警戒区域、<u>建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地</u>の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状と課題 急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設がある。 これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。 (2) 実施計画 <ol style="list-style-type: none"> イ 【県が実施する計画】 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 土砂災害警戒区域等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部) (イ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の<u>土砂災害警戒区域等</u>のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部) 7 土砂災害警戒区域等の対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状と課題 <u>令和6年4月1日</u>現在で<u>1,339</u>か所が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>1,118</u>か所 |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p>あり、区域内に住宅もある。 このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【市民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。</p> | <p>り、区域内に住宅もある。 このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【市民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第2.6節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> | <p style="text-align: center;">第2.6節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>県は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第2.7節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。 (建設部)</p> | <p style="text-align: center;">第2.7節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 一次緊急輸送路道路、二次緊急輸送路道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。 (建設部)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市内には東山部地域を中心にして104か所の農業用ため池が所在している。これらのため池の多くは築造後かなりの年月を経過しており、堤体、余水吐、取水施設等の損朽が進んでいる。</p> <p>また、すべてのため池が土堰堤のため、大規模災害による決壊等の危険度が高く、被害が下流域の人家、公共施設等に及ぶことが予想される。このため、県及び施設管理者等と連絡をとりながら、災害予防計画を推進し、災害を未然に防止する。</p> | <p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市内には東山部地域を中心にして103か所の農業用ため池が所在している。これらのため池の多くは築造後かなりの年月を経過しており、堤体、余水吐、取水施設等の損朽が進んでいる。</p> <p>また、すべてのため池が土堰堤のため、大規模災害による決壊等の危険度が高く、被害が下流域の人家、公共施設等に及ぶことが予想される。このため、県及び施設管理者等と連絡をとりながら、災害予防計画を推進し、災害を未然に防止する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(1) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する。</p> | <p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(林務部)</p> <p>(1) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する<u>とともに、適正な方法による主伐・再造林を推進する。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第31節 二次災害の予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 <u>土砂災害危険箇所</u>の把握、緊急点検体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係わる二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する<u>危険</u>がある箇所（<u>土砂災害危険箇所</u>）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ア) <u>土砂災害危険箇所</u>の把握</p> | <p style="text-align: center;">第31節 二次災害の予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握、緊急点検体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係わる二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する<u>おそれ</u>のある箇所（<u>土砂災害警戒区域等</u>）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ア) <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第3 2節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全庁)</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>q 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識</p> | <p style="text-align: center;">第3 2節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(全庁)</p> <p>(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>q 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針 災害時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。 そこで災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>第3 計画の内容 1 防災訓練の種別及び実施時期 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(全庁) 「総合防災訓練(兼地震総合防災訓練)」 市は、県、各防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。また、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し、必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。</p> | <p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針 災害時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。 そこで災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>第3 計画の内容 1 防災訓練の種別及び実施時期 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(全庁) 「総合防災訓練(兼地震総合防災訓練)」 市は、県、各防災関係機関、住民、企業、その他関係団体と連携し、下記により総合防災訓練を実施する。また、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し、必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 【市が実施する計画】（建設部、環境エネルギー部）</p> <p>ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（新設）</u></p> <p>ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画の点検、確認を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 【市が実施する計画】（建設部、環境エネルギー部）</p> <p>ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>災害廃棄物発生量（推計）について、1000年に1度の大雨が降った場合に想定される災害廃棄物は868,215トン発生すると想定される。</u></p> <p>ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画の点検、確認を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 市社協ボランティアセンターにおいて、ボランティアの事前登録を実施する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県（危機管理部・健康福祉部）及び市が実施する計画】</p> <p><u>ア</u> 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。</p> <p><u>イ</u> 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・<u>ボランティア等の三者で連携し</u>、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>ウ</u> 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p><u>エ</u> 市社協と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 <u>社会福祉協議会（市社協ボランティアセンター）</u>において、ボランティアの事前登録を実施する。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア</u> 【県（危機管理部・健康福祉部）及び市が実施する計画】</p> <p><u>(ア)</u> 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。</p> <p><u>また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。</u></p> <p><u>(イ)</u> 防災ボランティアの活動環境として、<u>長野県災害時支援ネットワークと協力し</u>、行政・<u>社会福祉協議会・NPO等の三者連携により</u>、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、<u>在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の</u>制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>(ウ)</u> 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p><u>(エ)</u> 市社協と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。</p> <p><u>また、市町村は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボ</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p><u>(新設)</u></p> <p>3 ボランティア団体間の連携 (2) 実施計画 <u>市（健康福祉部）及び県（危機管理部・健康福祉部）は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</u> <u>(新設)</u></p> | <p><u>ランティアセンターを運営する市町村社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に市町村災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 【社会福祉協議会が実施する計画】</u> <u>災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・市町村との連携により、その体制確保に努めるものとする。</u></p> <p>3 ボランティア・<u>NPO等</u>関係団体間の連携 (2) 実施計画 <u>ア 【県（危機管理部・健康福祉部）及び市が実施する計画】</u> <u>長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。</u> <u>イ 【長野県災害時支援ネットワークが実施する計画】</u> <u>在宅避難、避難所等の生活の場所ごとの分野及び保健医療福祉・要配慮者等の課題・分野ごとに、関係するNPO等との平時からの連携体制の構築に努めるものとする。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、<u>危険箇所に関する</u>データの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。(林務部)</p> <p>(ウ) <u>土砂災害危険箇所の再点検を通じて見通し調査</u>を実施し、<u>危険箇所に関する</u>データの蓄積を行う。(建設部)</p> | <p style="text-align: center;">第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(イ) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、データの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。(林務部)</p> <p>(ウ) <u>土砂災害警戒区域等の繰り返し調査</u>を実施し、データの蓄積を行う。(建設部)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p data-bbox="436 284 833 311">第40節 観光地の孤立災害予防計画</p> <p data-bbox="161 352 353 379">第3 計画の内容</p> <p data-bbox="215 384 421 411">1 通信手段の確保</p> <p data-bbox="230 416 376 443">(2) 実施計画</p> <p data-bbox="255 448 672 475">ア 【市が実施する計画】(危機管理部)</p> | <p data-bbox="1406 284 1803 311">第40節 観光地の孤立災害予防計画</p> <p data-bbox="1128 352 1321 379">第3 計画の内容</p> <p data-bbox="1182 384 1388 411">1 通信手段の確保</p> <p data-bbox="1198 416 1344 443">(2) 実施計画</p> <p data-bbox="1223 448 1774 475">ア 【市が実施する計画】(危機管理部、<u>総合戦略局</u>)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応</p> <p>(イ) 【県が実施する対策】</p> <p>a 勤務時間内における取扱い</p> <p>(b) 庁内放送の実施</p> <p>すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した広報県民課は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応</p> <p>(イ) 【県が実施する対策】</p> <p>長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市へ電話連絡するとともに発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市に通知する。併せて、建設・砂防事務所を通じて速やかに市への着信確認を行う。</p> <p>2 市民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、市民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害危険・準用区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>第4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> | <p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応</p> <p>(イ) 【県が実施する対策】</p> <p>a 勤務時間内における取扱い</p> <p>(b) 庁内放送の実施</p> <p>すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した広報・共創推進課は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応</p> <p>(イ) 【県が実施する対策】</p> <p>長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表する際は、事前に砂防課から市へ電話連絡するとともに発表後は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市に通知する。</p> <p>2 市民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、市民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>第4 警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）</p> |

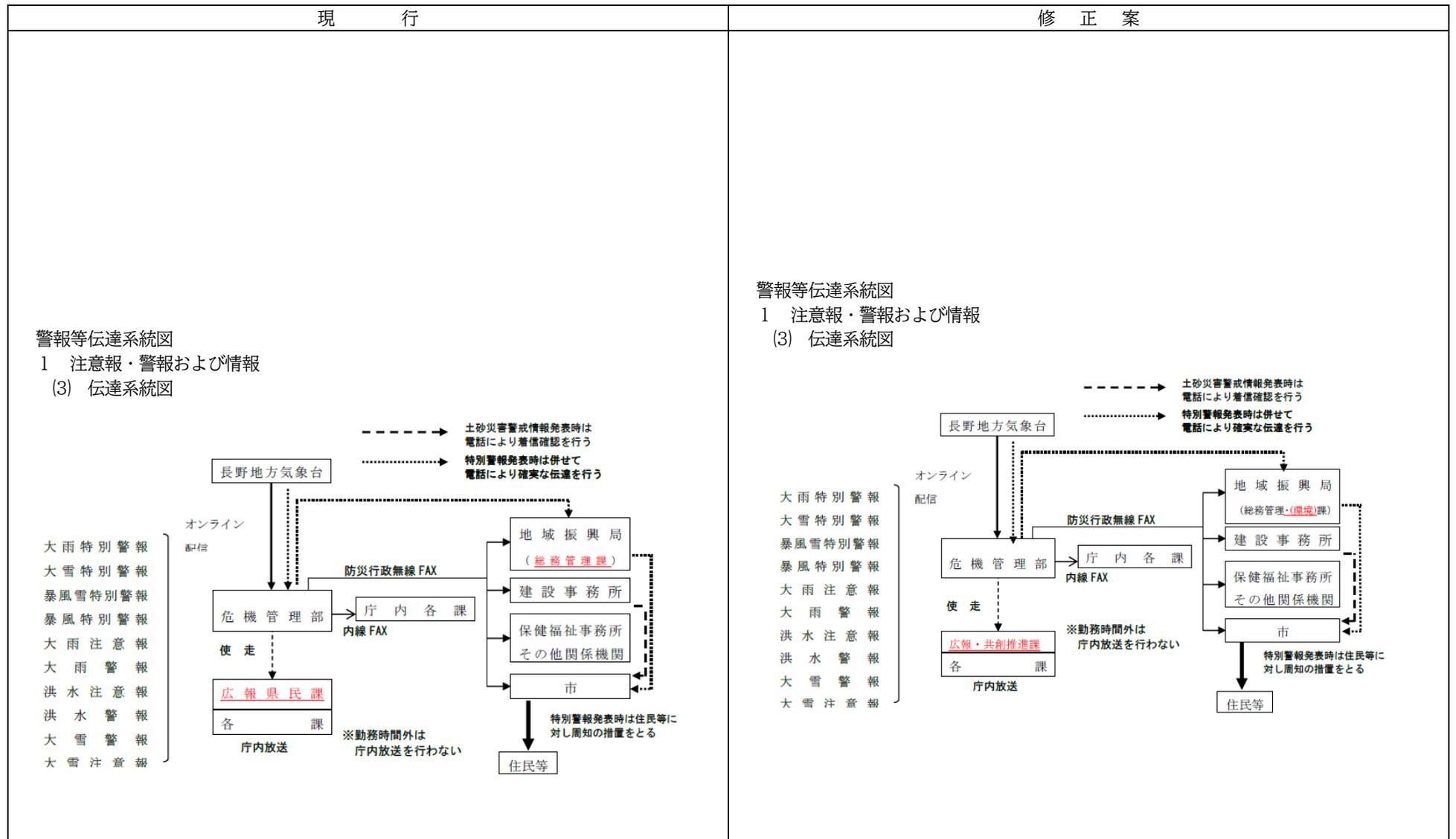
| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|---|------------|----------------|--------|--|------------|-----|----|----|----|-----|----|----|----|---|--|--|--|-------|-----|----------------|------------|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 特別警報・警報・注意報の種類 | | 概 要 | | 特別警報・警報・注意報の種類 | | 概 要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別警報 | 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 | | 特別警報 | 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 <u>大雨特別警報には、</u> 大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況で、 <u>命の危険があり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警報 | 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 | | 警報 | 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件） 【大雨特別警報（土砂災害）】 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（<u>1時間に概ね30mm以上の雨</u>）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。</p> <p>(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧 各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和5年11月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府県予報区</th> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深(cm)</th> <th>既往最深積雪(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td>長野</td> <td>66</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>松本</td> <td>57</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 府県予報区 | 地点名 | 50年に一度の積雪深(cm) | 既往最深積雪(cm) | 長野県 | 長野 | 66 | 80 | 長野県 | 松本 | 57 | 78 | <p>(2) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件） 【大雨特別警報（土砂災害）】 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。 <u>激しい雨※:1時間に概ね30mm以上の雨</u></p> <p>(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧 各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和6年11月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府県予報区</th> <th>地点名</th> <th>50年に一度の積雪深(cm)</th> <th>既往最深積雪(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td>長野</td> <td>65</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>松本</td> <td>57</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 府県予報区 | 地点名 | 50年に一度の積雪深(cm) | 既往最深積雪(cm) | 長野県 | 長野 | 65 | 80 | 長野県 | 松本 | 57 | 78 |
| 府県予報区 | 地点名 | 50年に一度の積雪深(cm) | 既往最深積雪(cm) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長野県 | 長野 | 66 | 80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長野県 | 松本 | 57 | 78 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 府県予報区 | 地点名 | 50年に一度の積雪深(cm) | 既往最深積雪(cm) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長野県 | 長野 | 65 | 80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長野県 | 松本 | 57 | 78 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

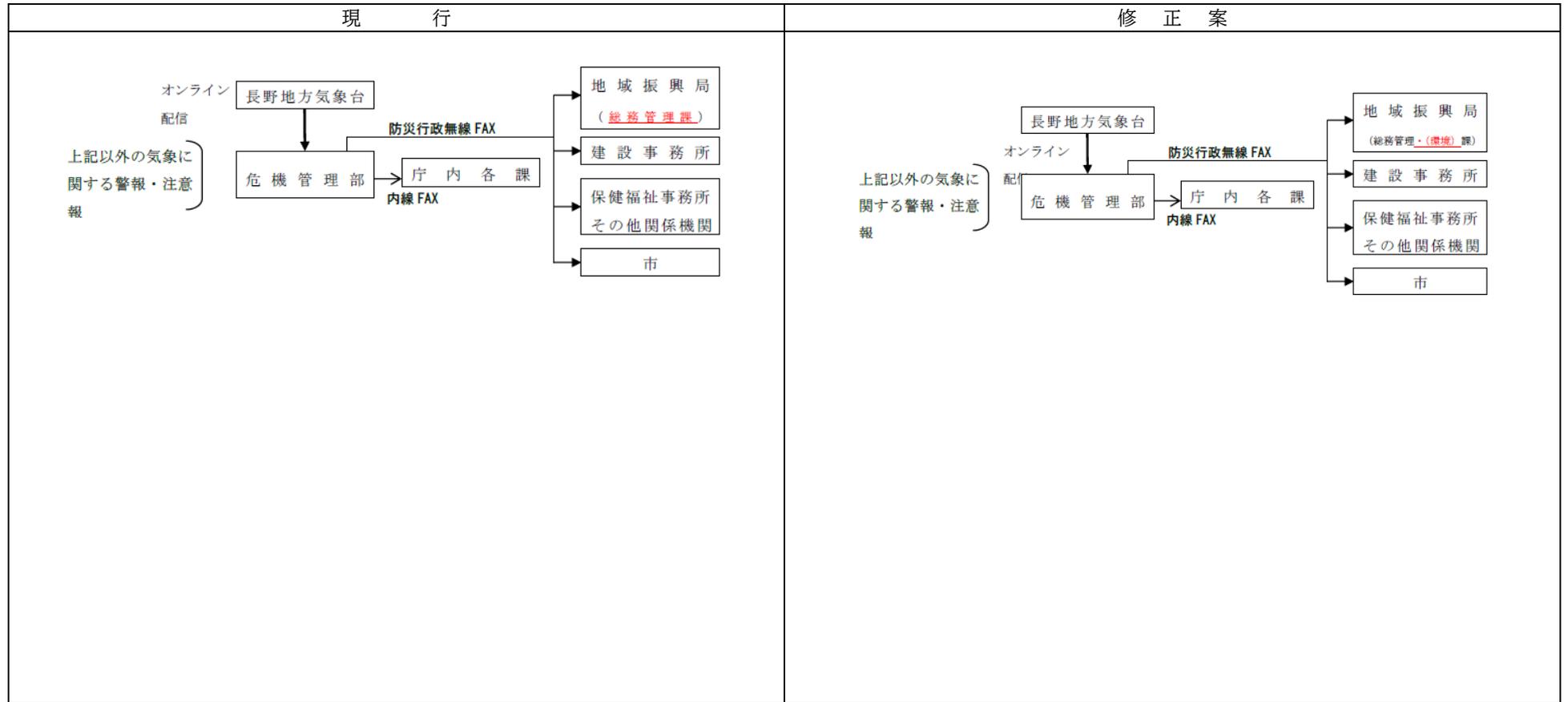
| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|---|------|----------|----------|---|------|----------|----------|
| 長野県 | 諏訪 | 56 | 69 | 長野県 | 諏訪 | 55 | 69 |
| 長野県 | 軽井沢 | 76 | 99 | 長野県 | 軽井沢 | 76 | 99 |
| 長野県 | 飯田 | 45※ | 81 | 長野県 | 飯田 | 45※ | 81 |
| 長野県 | 野沢温泉 | 386 | 353 | 長野県 | 野沢温泉 | 388 | 353 |
| 長野県 | 信濃町 | 205 | 176 | 長野県 | 信濃町 | 204 | 176 |
| 長野県 | 飯山 | 290 | 257 | 長野県 | 飯山 | 290 | 257 |
| 長野県 | 小谷 | 287 | 251 | 長野県 | 小谷 | 288 | 251 |
| 長野県 | 白馬 | 194 | 187 | 長野県 | 白馬 | 195 | 187 |
| 長野県 | 大町 | 115 | 117 | 長野県 | 大町 | 115 | 117 |
| 長野県 | 菅平 | 158 | 152 | 長野県 | 菅平 | 157 | 152 |
| 長野県 | 開田高原 | 139 | 115 | 長野県 | 開田高原 | 138 | 115 |
| 注1) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低い ため、参考値として扱う。 | | | | 注1) “※”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低い ため、参考値として扱う。 | | | |
| 警報・注意報発表基準一覧表 (令和5年6月8日現在) | | | | 警報・注意報発表基準一覧表 (令和6年5月23日現在) | | | |
| 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。 | | | | 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。 | | | |
| 別表1 大雨警報基準(令和5年6月8日現在) | | | | 別表1 大雨警報基準(令和6年5月23日現在) | | | |
| 市町村等を まとめた地域 | 市町村等 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 | 市町村等を まとめた地域 | 市町村等 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
| 松本地域 | 松本 | 10 | 112 | 松本地域 | 松本 | 10 | 113 |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|--|------------|-------------|-------|----------|------------|------|----|---|----|----|---|----|------|---|-----------|-----|---|-----------|-----|---|----|-----|---|-----------|-----|---|-----------|-----|---|----|---------|-------|---|------------|-----|------|-----------------|--|------|--|--|--|--|--|-------------|------|----------|----------|------|----|---|----|----|---|----|------|---|-----------|-----|---|-----------|-----|---|----|-----|---|-----------|-----|---|-----------|-----|---|----|---------|-------|---|------------|-----|------|-----------------|--|------|--|--|------|--------------------------------|
| | 塩尻 | 11 | <u>105</u> | | 塩尻 | 11 | <u>107</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 安曇野市 | 9 | <u>108</u> | | 安曇野市 | 9 | <u>110</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 麻績村 | 10 | <u>111</u> | | 麻績村 | 10 | <u>113</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生坂村 | 9 | <u>107</u> | | 生坂村 | 9 | <u>108</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 山形村 | 7 | <u>118</u> | | 山形村 | 7 | <u>120</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 朝日村 | 7 | <u>121</u> | | 朝日村 | 7 | <u>122</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 筑北村 | 9 | <u>89</u> | | 筑北村 | 9 | <u>90</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乗鞍上高地地域 | 乗鞍上高地 | 14 | <u>133</u> | 乗鞍上高地地域 | 乗鞍上高地 | 14 | <u>130</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表2 洪水警報基準（令和5年6月8日現在）</p> <p>別表3 大雨注意報基準（令和5年6月8日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">松本地域</td> <td>松本</td> <td>6</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>塩尻</td> <td>5</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>安曇野市</td> <td>4</td> <td><u>87</u></td> </tr> <tr> <td>麻績村</td> <td>6</td> <td><u>89</u></td> </tr> <tr> <td>生坂村</td> <td>5</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>山形村</td> <td>4</td> <td><u>95</u></td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td>3</td> <td><u>98</u></td> </tr> <tr> <td>筑北村</td> <td>5</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>乗鞍上高地地域</td> <td>乗鞍上高地</td> <td>9</td> <td><u>106</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表4 洪水注意報基準（令和5年6月8日現在）</p> <p>別表5 警報及び注意報の区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中 部</th> <th>上田地域</th> <th>上田市、東御市、青木村、長和町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>佐久地域</td> <td>小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 | 松本地域 | 松本 | 6 | 90 | 塩尻 | 5 | 85 | 安曇野市 | 4 | <u>87</u> | 麻績村 | 6 | <u>89</u> | 生坂村 | 5 | 86 | 山形村 | 4 | <u>95</u> | 朝日村 | 3 | <u>98</u> | 筑北村 | 5 | 72 | 乗鞍上高地地域 | 乗鞍上高地 | 9 | <u>106</u> | 中 部 | 上田地域 | 上田市、東御市、青木村、長和町 | | 佐久地域 | 小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町 | <p>別表2 洪水警報基準（令和6年5月23日現在）</p> <p>別表3 大雨注意報基準（令和6年5月23日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">松本地域</td> <td>松本</td> <td>6</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>塩尻</td> <td>5</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>安曇野市</td> <td>4</td> <td><u>88</u></td> </tr> <tr> <td>麻績村</td> <td>6</td> <td><u>90</u></td> </tr> <tr> <td>生坂村</td> <td>5</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>山形村</td> <td>4</td> <td><u>96</u></td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td>3</td> <td><u>97</u></td> </tr> <tr> <td>筑北村</td> <td>5</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>乗鞍上高地地域</td> <td>乗鞍上高地</td> <td>9</td> <td><u>104</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表4 洪水注意報基準（令和6年5月23日現在）</p> <p>別表5 警報及び注意報の区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中 部</th> <th>上田地域</th> <th>上田市、東御市、青木村、長和町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>佐久地域</td> <td>小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>松本地域</td> <td>松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 | 松本地域 | 松本 | 6 | 90 | 塩尻 | 5 | 85 | 安曇野市 | 4 | <u>88</u> | 麻績村 | 6 | <u>90</u> | 生坂村 | 5 | 86 | 山形村 | 4 | <u>96</u> | 朝日村 | 3 | <u>97</u> | 筑北村 | 5 | 72 | 乗鞍上高地地域 | 乗鞍上高地 | 9 | <u>104</u> | 中 部 | 上田地域 | 上田市、東御市、青木村、長和町 | | 佐久地域 | 小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町 | | 松本地域 | 松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村 |
| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松本地域 | 松本 | 6 | 90 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 塩尻 | 5 | 85 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 安曇野市 | 4 | <u>87</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 麻績村 | 6 | <u>89</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生坂村 | 5 | 86 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 山形村 | 4 | <u>95</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 朝日村 | 3 | <u>98</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 筑北村 | 5 | 72 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乗鞍上高地地域 | 乗鞍上高地 | 9 | <u>106</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中 部 | 上田地域 | 上田市、東御市、青木村、長和町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 佐久地域 | 小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松本地域 | 松本 | 6 | 90 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 塩尻 | 5 | 85 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 安曇野市 | 4 | <u>88</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 麻績村 | 6 | <u>90</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生坂村 | 5 | 86 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 山形村 | 4 | <u>96</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 朝日村 | 3 | <u>97</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 筑北村 | 5 | 72 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乗鞍上高地地域 | 乗鞍上高地 | 9 | <u>104</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中 部 | 上田地域 | 上田市、東御市、青木村、長和町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 佐久地域 | 小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 松本地域 | 松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

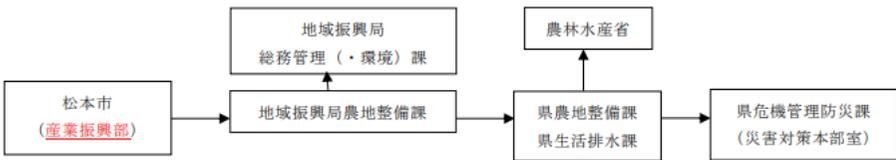
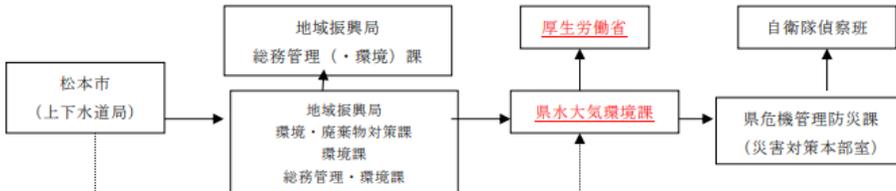
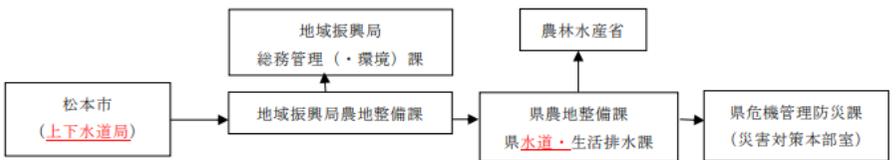
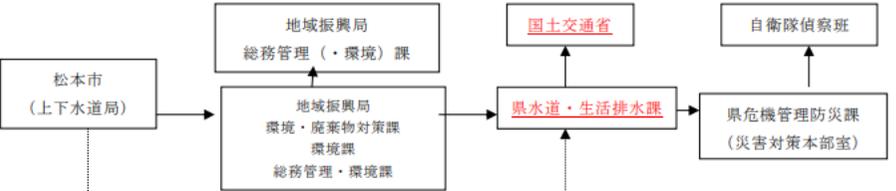
| 現 行 | | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|--------------------------|-------------|-------------|------------|--|--|--|-----|-----|---------------------------|--|------------|--|
| 松本地域 | 松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村 | 乗鞍上高地地域 | 乗鞍上高地 | | | | | | | | | | | | |
| 乗鞍上高地地域 | 乗鞍上高地 | 諏訪地域 | 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 | | | | | | | | | | | | |
| 諏訪地域 | 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>4 その他の情報</p> <p>(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p> <p style="text-align: center;">キキクル等の種類と概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）</u>の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（松本市は長野県中部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象</p> | | 種 類 | 概 要 | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> | 流域雨量指数の予測値 | <u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）</u> の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 | <p>4 その他の情報</p> <p>(1) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p> <p style="text-align: center;">キキクル等の種類と概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保 する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認 等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td><u>各河川</u>の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 <u>（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）</u>の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（松本市は長野県中部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> | | 種 類 | 概 要 | <u>危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保 する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認 等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 | 流域雨量指数の予測値 | <u>各河川</u> の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 <u>（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）</u> の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 |
| 種 類 | 概 要 | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> | | | | | | | | | | | | | | |
| 流域雨量指数の予測値 | <u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）</u> の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 種 類 | 概 要 | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保 する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認 等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 流域雨量指数の予測値 | <u>各河川</u> の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 <u>（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）</u> の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>地域と同じ発表単位（<u>長野県</u>）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意を喚起する</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。<u>大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する長野県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。</p> <p>(6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>重注意報が発表されている状況下において</u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（松本市は長野県中部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位（松本市は長野県中部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> | <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意・警戒を呼びかけられる</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。</p> <p>(6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（松本市は長野県中部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位（松本市は長野県中部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> |





| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、別表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p><u>また、</u>市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>(4) [電気通信事業者が実施する事項]</p> <p>災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、別表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。</p> <p>(3) 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>(4) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>(5) 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>(4) [電気通信事業者が実施する事項]</p> <p><u>ア</u> 災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</p> <p><u>イ</u> <u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>「別記」 災害情報収集連絡系統 (4) 農業関係被害状況報告 様式5号 ウ 農業集落排水施設被害状況報告</p>  <pre> graph LR A[松本市 (産業振興部)] --> B[地域振興局 総務管理(・環境)課] B --> C[地域振興局農地整備課] C --> D[農林水産省] C --> E[県農地整備課 県生活排水課] E --> F[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] </pre> <p>(8) 水道施設被害状況報告 様式9号</p>  <pre> graph LR A[松本市 (上下水道局)] --> B[地域振興局 総務管理(・環境)課] B --> C[地域振興局 環境・廃棄物対策課 環境課 総務管理・環境課] C --> D[厚生労働省] C --> E[県水大気環境課] E --> F[自衛隊偵察班] E --> G[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] </pre> | <p><u>し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。</u></p> <p>「別記」 災害情報収集連絡系統 (4) 農業関係被害状況報告 様式5号 ウ 農業集落排水施設被害状況報告</p>  <pre> graph LR A[松本市 (上下水道局)] --> B[地域振興局 総務管理(・環境)課] B --> C[地域振興局農地整備課] C --> D[農林水産省] C --> E[県農地整備課 県水道・生活排水課] E --> F[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] </pre> <p>(8) 水道施設被害状況報告 様式9号</p>  <pre> graph LR A[松本市 (上下水道局)] --> B[地域振興局 総務管理(・環境)課] B --> C[地域振興局 環境・廃棄物対策課 環境課 総務管理・環境課] C --> D[国土交通省] C --> E[県水道・生活排水課] E --> F[自衛隊偵察班] E --> G[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] </pre> |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|---------------------------------|------------------------------------|---|---|---------------------------------|------------------------------------|---|---|
| 第3節 非常参集職員の活動 | | | | 第3節 非常参集職員の活動 | | | |
| 第3 活動の内容 | | | | 第3 活動の内容 | | | |
| 1 【市が実施する対策】(全庁) | | | | 1 【市が実施する対策】(全庁) | | | |
| (2) 活動体制 | | | | (2) 活動体制 | | | |
| 災害応急対策に対処するため、状況に応じ、以下の配備体制をとる。 | | | | 災害応急対策に対処するため、状況に応じ、以下の配備体制をとる。 | | | |
| なお、各体制の人員については、別表「活動人員一覧」による。 | | | | なお、各体制の人員については、別表「活動人員一覧」による。 | | | |
| (活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準) | | | | (活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準) | | | |
| 配備体制 | 活 動 内 容 | 活 動 期 間 | 活 動 開 始 基 準 | 配備体制 | 活 動 内 容 | 活 動 期 間 | 活 動 開 始 基 準 |
| 第1 配備 | ○ 危機管理部職員による情報収集・伝達(警へ継続する事前対策) | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理課長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | ○ 市域に震度3の地震が発生した場合 ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報警報発表時 ○ 焼岳で噴火警戒レベル2へつながる現象が発生した場合または他の火山で火口周辺警報(火口周辺危険)が発表された場合 ○ <u>東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合</u> ○ 災害が発生するおそれがあるときで、危機管理課長が必要と認めた場合 | 第1 配備 | ○ 危機管理部職員による情報収集・伝達(警へ継続する事前対策) | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理課長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | ○ 市域に震度3の地震が発生した場合 ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報発表時 ○ 焼岳で噴火警戒レベル2へつながる現象が発生した場合または他の火山で火口周辺警報(火口周辺危険)が発表された場合 ○ <u>南海トラフ沿いの大規模な地震に関連するかどうかの調査を開始した旨の臨時情報が発表された場合</u> ○ 災害が発生するおそれがあるときで、危機管理課長が必要と認めた場合 |
| 第2 配備 | ○ 災害発生前の体制で、各部署職員による情報収集・伝達活動等を行う。 | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理部 | ○ 市域に震度4の地震が発生した場合 ○ <u>東海地震注意情報が発表された場合</u> ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報発表時また | 第2 配備 | ○ 災害発生前の体制で、各部署職員による情報収集・伝達活動等を行う。 | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理部 | ○ 市域に震度4の地震が発生した場合 ○ <u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の</u> |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|------|---|---|--|-------|---|---|--|
| | | <p>長が必要ないと認めるまで</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の体制に移行するまで | <p>は災害が発生するおそれがあるときで、危機管理部長が必要と認めた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 焼岳に噴火警戒レベル2が発表された場合または他の火山に火口周辺警報（入山危険）が発表された場合 | | | <p>長が必要ないと認めるまで</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の体制に移行するまで | <p>臨時情報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報発表時または災害が発生するおそれがあるときで、危機管理部長が必要と認めた場合 ○ 焼岳に噴火警戒レベル2が発表された場合または他の火山に火口周辺警報（入山危険）が発表された場合 |
| 第3配備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直前または発生後の体制で、対策本部を設置し、情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 市長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市域に震度5弱及び5強の地震が発生した場合 ○ 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表を検討している旨、長野地方気象台より情報の提供があった場合 ○ 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ○ 次のいずれかにおいて市長が必要と認めた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪警報発表時 ・ 災害が発生した場合 ・ 激甚な災害が発生するおそれがある場合 ○ 焼岳に噴火警戒レベル3が発表された場合または他の火山に噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表された場合 | 第3配備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直前または発生後の体制で、対策本部を設置し、情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 市長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市域に震度5弱及び5強の地震が発生した場合 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表を検討している旨、長野地方気象台より情報の提供があった場合 ○ 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ○ 次のいずれかにおいて市長が必要と認めた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪警報発表時 ・ 災害が発生した場合 ・ 激甚な災害が発生するおそれがある場合 ○ 焼岳に噴火警戒レベル3が発表された場合または他の火山に噴火警報（居住地域嚴重警戒）が |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|--|--|--|-------------------------------|--|--|--|------------------------|
| | | | ○ <u>南海トラフ地震臨時情報</u> が発表された場合 | | | | 発表された場合 <u>(削除)</u> |
| <p>2 【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(3) 市災害対策本部への職員派遣</p> <p>ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、市を所管する地方部長(地域振興局長)は、職員を情報連絡員(地方部リエゾン)として市に派遣するものとする。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>なお、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> | | | | <p>2 【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(3) 市災害対策本部への職員派遣</p> <p>ア 以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、市を所管する地方部長(地域振興局長)は、職員を情報連絡員(地方部リエゾン)として市に派遣するものとする。<u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>なお、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> | | | |
| <p>別表</p> <p>松本市災害対策本部 構成・分掌事務</p> | | | | <p>別表</p> <p>松本市災害対策本部 構成・分掌事務</p> | | | |
| 1 構成 | | | | 1 構成 | | | |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|----------|-----------------|--|---|----------|-----------------|---|---|
| 種別 | 構成 | 設置場所 | 任務 | 種別 | 構成 | 設置場所 | 任務 |
| 本部 | 本部長、副本部長、部局長 | 市庁舎内 ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館にも設置できる | <ul style="list-style-type: none"> 本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害応急対策、救助対策を図るため ・被災状況の把握 ・適切な措置の決定 ・各部相互の連絡調整 | 本部 | 本部長、副本部長、部局長 | 市庁舎内 ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館、 情報創造館 にも設置できる | <ul style="list-style-type: none"> 本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害応急対策、救助対策を図るため ・被災状況の把握 ・適切な措置の決定 ・各部相互の連絡調整 |
| 保健医療調整本部 | 医療救護活動マニュアルに定める | 市庁舎内（ 第2応接室 ） ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館にも設置できる | <ul style="list-style-type: none"> ・本部長指示の班内伝達 ・保健医療活動の指揮・調整 ・医療救護、保健衛生、環境衛生活動の実施 ・医療機関等関係団体との連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告 | 保健医療調整本部 | 医療救護活動マニュアルに定める | 市庁舎内（ 議員協議会室 ） ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館にも設置できる | <ul style="list-style-type: none"> ・本部長指示の班内伝達 ・保健医療活動の指揮・調整 ・医療救護、保健衛生、環境衛生活動の実施 ・医療機関等関係団体との連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告 |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|---------------------------------|------------------------------|--|---------------------------------|------------------------------|--|
| 第3節 非常参集職員の活動 | | | 第3節 非常参集職員の活動 | | |
| 資料1-4 令和5年度 松本市災害対策本部 各課分掌事務 | | | 資料1-4 令和6年度 松本市災害対策本部 各課分掌事務 | | |
| 部 長 | 副部長 | 分掌事務 | 部 長 | 副部長 | 分掌事務 |
| 総務部長 | 第1副部長 (行政管理課長 兼平和推進課長) | ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害 ○ 緊急対策の進行管理に関する事 ○ 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する ○ こと。 ○ 市議会の招集に関する事 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 | 総務部長 | 第1副部長 (行政管理課長 兼平和推進課長) | ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害 ○ 緊急対策の進行管理に関する事 ○ 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する ○ こと。 ○ 市議会の招集に関する事 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 |
| | 第2副部長 (行政管理課法 制担当課長) | ○ 市議会の招集に関する事 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 | | (削除) | ○ 市議会の招集に関する事 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 |
| | 第3副部長 (職員課長) | ○ 職員の安否確認及び職員体制の確保に関する ○ こと。 ○ 災害派遣職員の受入れに関する事。 | | 第2副部長 (職員課長) | ○ 職員の安否確認及び職員体制の確保に関する ○ こと。 ○ 災害派遣職員の受入れに関する事。 |
| | 第4副部長 (工事検査課 長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 | | 第3副部長 (工事検査課 長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 |
| | 第5副部長 (公共施設マネ ジメント課) | ○ 避難施設の応急修理に関する事。 ○ 応急仮設住宅の建設、撤去及び維持管理に関 ○ する事。 ○ 教育施設の復旧に関する事。(教育部と連携) ○ 被災した住宅の応急修理に関する事。 ○ 応急修理に関する関係協力団体への協力要請に ○ 関する事。 | | 第4副部長 (公共施設マネ ジメント課) | ○ 避難施設の応急修理に関する事。 ○ 応急仮設住宅の建設、撤去及び維持管理に関 ○ する事。 ○ 教育施設の復旧に関する事。(教育部と連携) ○ 被災した住宅の応急修理に関する事。 ○ 応急修理に関する関係協力団体への協力要請に ○ 関する事。 |
| | 第6副部長 (選挙管理委員 会事務局長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 | | 第5副部長 (選挙管理委員 会事務局長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|--------|--|--|-------|--|--|
| | 第7副部長 (監査事務局 長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事 ○ | | 第6副部長 (監査事務局 長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事 ○ |
| 健康福祉部長 | 第2副部長 (障がい福祉課 長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 | | 第2副部長 (障がい福祉課 長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 |
| | 第3副部長 (生活福祉課 長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事。 ○ 義援金及び義援物資の需要把握及び配分に関 する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 | | 第3副部長 (生活福祉課 長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 (削除) (削除) ○ 義援金及び義援物資の需要把握及び配分に関 する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 |
| | 第4副部長 (高齢福祉課 長) 第5副部長 (介護予防担当 課長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 | | 第4副部長 (高齢福祉課 長) 第5副部長 (介護予防担当 課長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|----------|---|---|----------|---|---|
| 環境エネルギー部 | 第3 副部長 (森林環境課長) 第4 副部長 (森林環境課課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 林地、林業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 土砂災害等（山間部）の被害調査に関すること。 ○ 林野火災等の被害調査に関すること。 ○ 復旧資機材の確保に関すること。 ○ 復旧資機材の確保に関すること。 | 環境エネルギー部 | 第3 副部長 (森林環境課長) <u>(削除)</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 林地、林業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 土砂災害等（山間部）の被害調査に関すること。 ○ 林野火災等の被害調査に関すること。 ○ 復旧資機材の確保に関すること。 ○ 復旧資機材の確保に関すること。 |
| | 第5 副部長 (環境業務課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における公害防止及び公衆衛生対策に関すること。 ○ 災害廃棄物の収集・運搬・処理に関すること。 ○ 災害廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関すること。 ○ 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関すること。 ○ 防疫対策（被災地の消毒）に関すること。 ○ 仮設トイレ対策に関すること。 ○ 環境衛生協議会への活動要請に関すること。 ○ 仮置場の設置、運営管理に関すること。 ○ 倒壊家屋等の解体、撤去に関すること。 ○ 避難所ごみ等の収集に関すること。 | | 第4 副部長 (環境業務課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における公害防止及び公衆衛生対策に関すること。 ○ 災害廃棄物の収集・運搬・処理に関すること。 ○ 災害廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関すること。 ○ 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関すること。 ○ 防疫対策（被災地の消毒）に関すること。 ○ 仮設トイレ対策に関すること。 ○ 環境衛生協議会への活動要請に関すること。 ○ 仮置場の設置、運営管理に関すること。 ○ 倒壊家屋等の解体、撤去に関すること。 ○ 避難所ごみ等の収集に関すること。 |
| | 第6 副部長 (廃棄物対策課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理業者等への協力調整に関すること。 | | 第5 副部長 (廃棄物対策課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理業者等への協力調整に関すること。 |
| 文化観光部長 | 第7 副部長 (スポーツ推進課長) <u>(新設)</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所施設の開設・管理に関すること。 | 文化観光部長 | 第7 副部長 (スポーツ <u>事業</u> 推進課長) 第8 副部長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所施設の開設・管理に関すること。 |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|--------|---|--|--------|--|--|
| | | | | (スポーツ施設 整備課長) | |
| 上下水道局長 | 第5 副部長 (下水道課長) | ○ 下水道施設の応急対策、被害調査、復旧に関する こと。 | 上下水道局長 | 第5 副部長 (下水道課長) | ○ 下水道施設及び農業集落排水施設の応急対 策、被害調査、復旧に関すること。 |
| 事務部長 | 第1 副部長 (病院総務課 長) 第2 副部長 (医事企画課 長) 第3 副部長 (病院建設課) 第4 副部長 (松本市四賀の 里クリニック事 務担当課長) | ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する こと。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災 害応急対策の進行管理に関する こと。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する こと。 ○ 病傷人の応急救護及び医療機関への緊急輸送 に関する こと。 ○ 救急医療品の調達に関する こと。 ○ 輸血、保存血液の緊急確保に関する こと。 ○ 緊急時の助産に関する こと。 | 事務部長 | 第1 副部長 (病院総務課 長) 第2 副部長 (医事企画課 長) 第3 副部長 (病院建設課 長) 第4 副部長 (四賀の里クリ ニック事務長) | ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する こと。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災 害応急対策の進行管理に関する こと。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する こと。 ○ 病傷人の応急救護及び医療機関への緊急輸送 に関する こと。 ○ 救急医療品の調達に関する こと。 ○ 輸血、保存血液の緊急確保に関する こと。 ○ 緊急時の助産に関する こと。 |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請の遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請の遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|-----------|------------|------------|----------|----------|----------|--------|----------|----|---|---|---|---|------|--------------------------------------|-----------|----------|--|----------|----------|-----------|----|---|--|---|---|-------------|----|----|---|---|---|---|-------|----|----|---|---|---|--|---------|----|----|---|--|---|--|--------|----|---|--|--|--|--|--|-----|----|----|------------|----------|----------|----------|--------|----------|----|---|---|---|---|------|-----------|----|---|--|---|---|-------------|----|----|---|---|---|---|-------|----|----|---|---|---|--|---------|----|----|---|--|---|--|--------|----|---|--|--|--|--|
| <p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホ イスト</th> <th>消火 装置</th> <th>物資吊 下</th> <th>ヘリテ レ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリ</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリ</td> <td><u>ユーロコプタ ニ AS365N 3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13</u></td> <td style="text-align: center;"><u>○</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>○</u></td> <td style="text-align: center;"><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 機 種 | 機種 | 定員 | 救助ホ イスト | 消火 装置 | 物資吊 下 | ヘリテ レ | 消防防災ヘリ | ベル412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | 県警ヘリ | <u>ユーロコプタ ニ AS365N 3</u> | <u>13</u> | <u>○</u> | | <u>○</u> | <u>○</u> | アグスタAW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ | 広域航空消防応援等ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ | 自衛隊ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | | 海上保安庁ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | | ○ | | ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | | <p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホ イスト</th> <th>消火 装置</th> <th>物資吊 下</th> <th>ヘリテ レ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリ</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>県警ヘリ</td> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 機 種 | 機種 | 定員 | 救助ホ イスト | 消火 装置 | 物資吊 下 | ヘリテ レ | 消防防災ヘリ | ベル412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | 県警ヘリ | アグスタAW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ | 広域航空消防応援等ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ | 自衛隊ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | | 海上保安庁ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | | ○ | | ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | |
| 機 種 | 機種 | 定員 | 救助ホ イスト | 消火 装置 | 物資吊 下 | ヘリテ レ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消防防災ヘリ | ベル412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県警ヘリ | <u>ユーロコプタ ニ AS365N 3</u> | <u>13</u> | <u>○</u> | | <u>○</u> | <u>○</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | アグスタAW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広域航空消防応援等ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自衛隊ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海上保安庁ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機 種 | 機種 | 定員 | 救助ホ イスト | 消火 装置 | 物資吊 下 | ヘリテ レ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消防防災ヘリ | ベル412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県警ヘリ | アグスタAW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広域航空消防応援等ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自衛隊ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海上保安庁ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>各関係機関は、「松本市災害時医療救護活動マニュアル」（以下「医療救護活動マニュアル」という。）に基づき、円滑で効率的な医療活動を実施する。</p> <p>さらに市、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。</p> <p>なお、<u>地方公共団体</u>は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「<u>長野県災害医療本部</u>」という。）の設備及び運営を行う。</p> <p>(イ) 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。</p> <p>また、大規模災害時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>各関係機関は、「松本市災害時医療救護活動マニュアル」（以下「医療救護活動マニュアル」という。）に基づき、円滑で効率的な医療活動を実施する。</p> <p>さらに市、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。</p> <p>なお、<u>県及び市</u>は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療<u>福祉</u>活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「<u>保健医療福祉調整本部</u>」という。）の設備及び運営を行う。</p> <p>(イ) <u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するもの<u>と</u>し、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p>(セ) 災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行し、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県<u>医科器械同業組合</u>は、県、市からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。</p> | <p>(セ) 災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行し、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p><u>(タ) 必要に応じ、厚生労働省に災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の派遣を要請する。</u></p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県<u>医療機器販売業協会</u>は、県、市からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(建設部、産業振興部、文化観光部、危機管理部)</p> <p>(ア) 各地区、公共施設等のヘリポートを活用するとともに、<u>各地区体育館</u>等を輸送拠点に設定する。</p> | <p style="text-align: center;">第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(建設部、産業振興部、文化観光部、危機管理部)</p> <p>(ア) 各地区、公共施設等のヘリポートを活用するとともに、<u>松本市防災物資ターミナル</u>等を輸送拠点に設定する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(イ) 障害物除去の方法</p> <p>c 緊急交通路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急交通路を通行止めとする。(警察本部)</p> <p>(ロ) 応援協力体制</p> <p>a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市を支援する。(農政部、林務部)</p> | <p style="text-align: center;">第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路<u>道</u>路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(イ) 障害物除去の方法</p> <p>c 緊急交通路<u>道</u>路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急交通路<u>道</u>路を通行止めとする。(警察本部)</p> <p>(ロ) 応援協力体制</p> <p>a 緊急輸送路<u>道</u>路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市を支援する。(農政部、林務部)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------|--------------------|--------------------------|---------------------------------|--|-----------|----|-----------|-------------------|--|--|--|--|-----------|------------|---|--------------|------------------|--------|---------------------------------|-------------------------------|--|--|--|--|---|--------------|-----------------|------|-------------------------|---|--------------|--------------------|--------|--------------------------|---|--------|------------|----------|------------------|---|------------------|-------------|--------|-------------|--|
| <p>第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="background-color: #e91e63; color: white;">避難情報等 (警戒レベル)</th> <th colspan="2" style="background-color: #2e7d32; color: white;">河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <th>警戒 レベル</th> <th>状況</th> <th>住民がとるべき行動</th> <th colspan="2">防災気象情報(警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="font-size: small;">浸水の情報(河川)</td> <td style="font-size: small;">土砂災害の情報(雨)</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #212121; color: white; text-align: center;">5</td> <td style="background-color: #212121; color: white;">災害発生 又は切迫</td> <td style="background-color: #212121; color: white;">命の危険 直ちに安全確保!</td> <td style="background-color: #212121; color: white;">緊急安全確保</td> <td style="background-color: #212121; color: white;">5 相当 氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; color: #e91e63;">~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #9c27b0; color: white; text-align: center;">4</td> <td style="background-color: #9c27b0; color: white;">災害の おそれ高い</td> <td style="background-color: #9c27b0; color: white;">危険な場所から 全員避難</td> <td style="background-color: #9c27b0; color: white;">避難指示</td> <td style="background-color: #9c27b0; color: white;">4 相当 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e91e63; color: white; text-align: center;">3</td> <td style="background-color: #e91e63; color: white;">災害の おそれあり</td> <td style="background-color: #e91e63; color: white;">危険な場所から 高齢者等は避難</td> <td style="background-color: #e91e63; color: white;">高齢者等避難</td> <td style="background-color: #e91e63; color: white;">3 相当 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4; color: #212121; text-align: center;">2</td> <td style="background-color: #fff9c4; color: #212121;">気象状況悪化</td> <td style="background-color: #fff9c4; color: #212121;">自らの避難行動を確認</td> <td style="background-color: #fff9c4; color: #212121;">大雨・洪水注意報</td> <td style="background-color: #fff9c4; color: #212121;">2 相当 氾濫注意情報 —</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fff9c4; color: #212121; text-align: center;">1</td> <td style="background-color: #fff9c4; color: #212121;">今後気象状況悪化 のおそれ</td> <td style="background-color: #fff9c4; color: #212121;">災害への心構えを高める</td> <td style="background-color: #fff9c4; color: #212121;">早期注意情報</td> <td style="background-color: #fff9c4; color: #212121;">1 相当 — —</td> </tr> </table> <p style="color: red; text-decoration: underline;">また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 | 避難情報等 (警戒レベル) | | | 河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報) | | 警戒 レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 防災気象情報(警戒レベル相当情報) | | | | | 浸水の情報(河川) | 土砂災害の情報(雨) | 5 | 災害発生 又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保! | 緊急安全確保 | 5 相当 氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害) | ~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~ | | | | | 4 | 災害の おそれ高い | 危険な場所から 全員避難 | 避難指示 | 4 相当 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 | 3 | 災害の おそれあり | 危険な場所から 高齢者等は避難 | 高齢者等避難 | 3 相当 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報 | 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水注意報 | 2 相当 氾濫注意情報 — | 1 | 今後気象状況悪化 のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 | 1 相当 — — | <p>第12節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(移設)</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">(削除)</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 |
| 避難情報等 (警戒レベル) | | | 河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒 レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 防災気象情報(警戒レベル相当情報) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 浸水の情報(河川) | 土砂災害の情報(雨) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 災害発生 又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保! | 緊急安全確保 | 5 相当 氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 災害の おそれ高い | 危険な場所から 全員避難 | 避難指示 | 4 相当 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 災害の おそれあり | 危険な場所から 高齢者等は避難 | 高齢者等避難 | 3 相当 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水注意報 | 2 相当 氾濫注意情報 — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 今後気象状況悪化 のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 | 1 相当 — — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----------|--|---------------------|-------|---------|--------------------------------------|--|-----------------|--|---|--------------------|--|---------------------------|-----------|------------------------------------|-----------------------------|---------|-----------------|--------------------|---|--------|---|--|----------------|--|----------------------------------|--------------------|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|--|--|--|--|--|---|----------|-------------|------|-----|-----------------|---|----------|----------------|--------|-----|------------------|---|--------|------------|----------|-----|--------|---|--------------|-------------|--------|-----|--|
| <p style="text-align: center;">＜避難情報等＞</p> <table border="1"> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>避難行動等</th> <th>避難情報等</th> </tr> <tr> <td>警戒レベル 5</td> <td>既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。</td> <td>災害発生情報^{※2} <small>※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令（市町村が発令）</small></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 4 全員避難</td> <td>速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。</td> <td>避難勧告 避難指示（緊急）^{※3} <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）</small></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 3 高齢者等は避難</td> <td>避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 2</td> <td>避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。</td> <td>洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発令)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 1</td> <td>災害への心構えを高めましょう。</td> <td>早期注意情報 (気象庁が発令)</td> </tr> </table> | | | | 警戒レベル | 避難行動等 | 避難情報等 | 警戒レベル 5 | 既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。 | 災害発生情報 ^{※2} <small>※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令（市町村が発令）</small> | 警戒レベル 4 全員避難 | 速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。 | 避難勧告 避難指示（緊急） ^{※3} <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）</small> | 警戒レベル 3 高齢者等は避難 | 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。 | 避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令) | 警戒レベル 2 | 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。 | 洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発令) | 警戒レベル 1 | 災害への心構えを高めましょう。 | 早期注意情報 (気象庁が発令) | <p style="text-align: center;">＜防災気象情報＞</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">【警戒レベル相当情報(例)】</th> </tr> <tr> <td>警戒レベル5相当情報 災害発生情報 大雨特別警報 等</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">(国土交通省、気象庁、長野県が発令)</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。</td> </tr> </table> | | | | 【警戒レベル相当情報(例)】 | | 警戒レベル5相当情報 災害発生情報 大雨特別警報 等 | (国土交通省、気象庁、長野県が発令) | 警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等 | 警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等 | これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒レベル | 避難行動等 | 避難情報等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒レベル 5 | 既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。 | 災害発生情報 ^{※2} <small>※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令（市町村が発令）</small> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒レベル 4 全員避難 | 速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。 | 避難勧告 避難指示（緊急） ^{※3} <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）</small> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒レベル 3 高齢者等は避難 | 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。 | 避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒レベル 2 | 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。 | 洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発令) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒レベル 1 | 災害への心構えを高めましょう。 | 早期注意情報 (気象庁が発令) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【警戒レベル相当情報(例)】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒レベル5相当情報 災害発生情報 大雨特別警報 等 | (国土交通省、気象庁、長野県が発令) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p> | | | | <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p><u>(移設)</u></p> | | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">避難情報等 (警戒レベル)</th> <th colspan="2">河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)</th> </tr> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>状況</th> <th>住民がとるべき行動</th> <th>避難情報等</th> <th colspan="2">防災気象情報(警戒レベル相当情報)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>災害発生又は切迫</td> <td>命の危険直ちに安全確保!</td> <td>緊急安全確保</td> <td colspan="2">防災気象情報(警戒レベル相当情報) 浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨)</td> </tr> <tr> <td>5相当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5相当</td> <td>氾濫発生情報 大雨特別警報(土砂災害)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>災害のおそれ高い</td> <td>危険な場所から全員避難</td> <td>避難指示</td> <td>4相当</td> <td>氾濫危険情報 土砂災害警戒情報</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>災害のおそれあり</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難</td> <td>高齢者等避難</td> <td>3相当</td> <td>氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>気象状況悪化</td> <td>自らの避難行動を確認</td> <td>大雨・洪水注意報</td> <td>2相当</td> <td>氾濫注意情報</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>今後気象状況悪化のおそれ</td> <td>災害への心構えを高める</td> <td>早期注意情報</td> <td>1相当</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | 避難情報等 (警戒レベル) | | | | 河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報) | | 警戒レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 避難情報等 | 防災気象情報(警戒レベル相当情報) | | 5 | 災害発生又は切迫 | 命の危険直ちに安全確保! | 緊急安全確保 | 防災気象情報(警戒レベル相当情報) 浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨) | | 5相当 | | | | 5相当 | 氾濫発生情報 大雨特別警報(土砂災害) | ~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~ | | | | | | 4 | 災害のおそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示 | 4相当 | 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 | 3 | 災害のおそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難 | 高齢者等避難 | 3相当 | 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報 | 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水注意報 | 2相当 | 氾濫注意情報 | 1 | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 | 1相当 | |
| 避難情報等 (警戒レベル) | | | | 河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警戒レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 避難情報等 | 防災気象情報(警戒レベル相当情報) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 災害発生又は切迫 | 命の危険直ちに安全確保! | 緊急安全確保 | 防災気象情報(警戒レベル相当情報) 浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5相当 | | | | 5相当 | 氾濫発生情報 大雨特別警報(土砂災害) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 災害のおそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示 | 4相当 | 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 災害のおそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難 | 高齢者等避難 | 3相当 | 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水注意報 | 2相当 | 氾濫注意情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 | 1相当 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|--------------------------------------|---------------|----------------------------|--------------|--------------------------------------|---------------|----------------------|--------------|
| (2) 実施計画 ア 実施機関 (ア) 実施事項及び実施機関 | | | | (2) 実施計画 ア 実施機関 (ア) 実施事項及び実施機関 | | | |
| 実施事項 | 機関等 | 根 拠 | 対象災害 | 実施事項 | 機関等 | 根 拠 | 対象災害 |
| 高齢者等避難 | 市 長 | 災害対策基本法第56条 | 災害全般 | 高齢者等避難 | 市 長 | 災害対策基本法第56条 | 災害全般 |
| 避難指示 | 市 長 | 災害対策基本法第60条 | // | 避難指示 | 市 長 | 災害対策基本法第60条 | // |
| | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | | 知事 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 | | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 |
| | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 災害全般 | | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 |
| 自衛官 | 自衛隊法第94条 | // | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 災害全般 | | |
| 緊急安全確保 | 市 長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | 緊急安全確保 | 市 長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 |
| | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | | 知事 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 | | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 |
| | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 災害全般 | | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 |
| 自衛官 | 自衛隊法第94条 | // | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 災害全般 | | |
| 自衛官 | 自衛隊法第94条 | // | 自衛官 | 自衛隊法第94条 | // | | |
| イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味 | | | | イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味 | | | |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>○ 「高齢者等避難」 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</u></p> <p>○ 「避難指示」 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに<u>発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。</u></p> <p>○ 「緊急安全確保」 <u>災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報をいう。</u></p> <p>ウ <u>避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等</u></p> <p>(ア) [市長の行う措置]</p> <p>a 避難指示 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、<u>滞在者その他の者等</u>に対し、<u>避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示の発令を行うものとする。</u> <u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者に対し指示するものとする。</u> <u>なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u> <u>(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域</u> <u>(b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p> | <p>○ 「高齢者等避難」 <u>災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。</u></p> <p>○ 「避難指示」 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）</u>に対し、<u>避難のための立退きを指示することをいう。</u></p> <p>○ 「緊急安全確保」 <u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。</u></p> <p>ウ <u>措置及び報告、通知等</u></p> <p>(ア) [市長の行う措置]</p> <p>a 高齢者等避難 <u>災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等</u>に対し、<u>高齢者等避難を発令するものとする。</u> <u>(a) 長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域</u> <u>(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</u> <u>(c) 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域</u> <u>また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかける</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p>(c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等）</p> <p>(d) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（<u>氾濫警戒情報</u>、<u>氾濫危険情報</u>、<u>氾濫発生情報</u>）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</p> <p>(f) 河川が<u>氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある</u>氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域</p> <p>(g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</p> <p>(h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域</p> <p>(i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域</p> <p>(j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</p> <p>(k) 避難路の断たれる危険のある地域</p> <p>(l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p>b. 高齢者等避難</p> <p><u>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者</u>に対し、高齢者等避難を<u>伝達</u>するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p><u>ものとする。</u></p> <p>b. 避難指示</p> <p>災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、<u>国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、</u>次の地域の居住者等に対し、<u>避難指示を発令するものとする。</u></p> <p>(a) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）</p> <p>(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（<u>氾濫危険情報</u>）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(c) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域</p> <p>(d) 河川が<u>氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される</u>地域</p> <p>(e) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域</p> <p>(f) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域</p> <p>(g) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域</p> <p>(h) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域</p> <p>(i) 避難路の断たれる危険のある地域</p> <p>(j) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域</p> <p>(k) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域</p> <p>c. 緊急安全確保</p> <p><u>居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。</u></p> <p>(a) <u>長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p><u>c</u> 報告（災害対策基本法第60条等）</p> <p>エ 避難指示等の時期 上記ウ（ア）<u>a（a）～（i）</u>に該当する地域に災害が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>オ 避難指示及び高齢者等避難の内容</p> <p>カ 市民への周知 （ア）避難指示、<u>高齢者等避難を行った者</u>、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。 避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 （イ）市長は、市長以外の<u>指示者</u>、市民と関係している隣接の市町村長等と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 （カ）<u>高齢者等避難、避難指示をはじめとする</u>災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p> <p>キ 避難行動要支援者の状況把握 市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、<u>町会</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>ク 市有施設における避難活動 災害時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮</p> | <p><u>（b）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</u></p> <p><u>なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u></p> <p><u>d</u> 報告（災害対策基本法第60条等）</p> <p>エ 避難指示等の時期 上記ウ（ア）に記載する地域に災害が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>オ 避難指示等の内容</p> <p>カ 市民への周知 （ア）避難指示等の<u>発令者</u>は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。 避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 （イ）市長は、市長以外の<u>発令者</u>、市民と関係している隣接の市町村長等と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 （カ）<u>避難情報</u>や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p> <p>キ 避難行動要支援者の状況把握 市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、<u>自主防災組織</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>ク 市有施設における避難活動 災害時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p>者に十分配慮する。</p> <p>(イ) 避難指示、<u>高齢者等避難</u>等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難指示等<u>を行った</u>者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市民が実施する計画】</p> <p>避難にあたっては、まず、各町会で定めた「町会一時集合場所」へ集合し、住民の安否確認等を行ったのち、できるだけ集団で指定避難場所へ避難する。</p> <p>この際、危険個所に十分注意して避難するものとする。</p> <p><u>(ア) 要避難地区で避難を要する場合</u></p> <p>市民等は<u>避難誘導員の指示に従い</u>、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。</p> <p>この場合の携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</p> <p><u>(イ) 任意避難地区で避難を要する場合</u></p> <p><u>市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。</u></p> <p><u>この場合の携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</u></p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(住民自治局、教育委員会、文化観光部、危機管理部、健康福祉部、こども部、建設部)</p> <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、</p> | <p>際、要配慮者に十分配慮する。</p> <p>(イ) 避難指示等<u>が発令された場合</u>は、速やかに内容を庁内放送、<u>自衛</u>消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難指示等<u>の発令</u>者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【市民が実施する計画】</p> <p>避難にあたっては、まず、各町会で定めた「町会一時集合場所」へ集合し、住民の安否確認等を行ったのち、できるだけ集団で指定避難場所へ避難する。</p> <p>この際、危険個所に十分注意して避難するものとする。</p> <p>市民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。</p> <p>この場合の携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(住民自治局、教育委員会、文化観光部、危機管理部、健康福祉部、こども部、建設部)</p> <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難ス</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。 <u>なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>6 住宅の確保 (2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(建設部、総務部、健康福祉部、危機管理部)</p> <p>(ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。 <u>(オ) 利用可能な公営住宅等を把握し、市に情報提供を行う。</u> <u>(カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</u> <u>(キ) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。</u></p> <p>7 被災者等への的確な情報提供 (2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】(危機管理部) <u>(新設)</u></p> <p><u>(ア) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生委員、児童委員、社会福</u></p> | <p>ースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発生した避難者や疑いのあり者の専用スペース又は個室の確保</u>等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>6 住宅の確保 (2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(建設部、総務部、健康福祉部、危機管理部)</p> <p>(ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。 <u>(削除)</u> <u>(オ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</u> <u>(カ) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する</u></p> <p>7 被災者等への的確な情報提供 (2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び県が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生委員、児童委員、</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p>社協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>なお、その際、要配慮者、住宅での避難者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</p> <p>(エ) 県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p>(オ) 県及び市は、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(カ) 県及び市は、被災者の安否について市民から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>(新設)</p> | <p>社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</p> <p>(エ) 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>なお、その際、要配慮者、住宅での避難者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</p> <p>(オ) 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p>(カ) 市及び県は、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(キ) 市及び県は、被災者の安否について市民から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>(ク) 市及び県は、<u>障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(ケ) 市及び県は、<u>障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>4 <u>陸上輸送が不可能な場合は</u>、ヘリコプターによる輸送を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 食料品等の生活必需物資の搬送</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（建設部、危機管理部） 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、<u>陸上輸送手段確保が困難な場合は</u>、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>4 <u>緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u>、ヘリコプターによる輸送を行う。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 食料品等の生活必需物資の搬送</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（建設部、危機管理部） 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、<u>ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には</u>、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 食料品等の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（産業振興部、こども部）</p> <p>(ア) 災害時に被災者に対する食料の供給が必要な場合、まず市の備蓄食糧の供給を行う。市の備蓄により、必要量を満たせない場合は、松本ハイランド農業協同組合、生活協同組合コープながの、あづみ農業協同組合、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社、イオンビック株式会社及び全国公設地方卸売市場協議会会員市の応援協定締結先、<u>近隣市町村及び県（松本地域振興局長）</u>に対して<u>食料の供給について種類及び数量を明示して</u>要請を行って調達した食料を被災者に対して供給する。そして、食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。</p> | <p style="text-align: center;">第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 食料品等の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（産業振興部、こども部）</p> <p>(ア) 災害時に被災者に対する食料の供給が必要な場合、まず市の備蓄食糧の供給を行う。市の備蓄により、<u>非常用食料</u>の必要量を満たせない場合は、松本ハイランド農業協同組合、生活協同組合コープながの、あづみ農業協同組合、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社、イオンビック株式会社及び全国公設地方卸売市場協議会会員市の応援協定締結先、<u>県災害対策本部室</u>に対して要請を行って調達した食料を被災者に対して供給する。そして、食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁や自己水源の稼働により確保された配水池の貯留水、プールへろ水器を搬入して確保された水並びにボトルウォーターの備蓄等により行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達することを長野県の基本方針としている。 本市では、飲料水の供給は重要給水施設を優先的に行い、被災規模により単独での応急給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第3 活動の内容 1 飲料水の確保 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】 (ウ) 松本地域振興局所長は災害時に、市からボトルウォーターの供給について要請があった場合、松本地域振興局のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。 なお、市からの要請量が松本地域振興局の備蓄量を上回る場合は、松本地域振興局長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地域振興局にボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部) ウ 【水道事業者等が実施する対策】 (ア) 県企業局が実施する対策 e ボトルウォーターの備蓄場所・数量の確認を行う。</p> <p>2 飲料水の供給 (2) 実施計画 ウ 【水道事業者等が実施する対策】 (ア) 県企業局が実施する対策 e ボトルウォーターや給水袋等の給水資材を、市が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市と協力して行う。</p> | <p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁や自己水源の稼働により確保された配水池の貯留水、プールへろ水器を搬入して確保された水並びにボトルウォーターの備蓄等により行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達することを長野県の基本方針としている。 本市では、飲料水の供給は重要給水施設を優先的に行い、被災規模により単独での応急給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第3 活動の内容 1 飲料水の確保 (2) 実施計画 イ 【県が実施する対策】 (ウ) 松本地域振興局所長は災害発生時に、市からボトルウォーターの供給について要請があった場合、松本地域振興局のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。 なお、市からの要請量が松本地域振興局の備蓄量を上回る場合は、松本地域振興局長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地域振興局にボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部) ウ 【水道事業者等が実施する対策】 (ア) 県企業局が実施する対策 e ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」の備蓄場所・数量の確認を行う。</p> <p>2 飲料水の供給 (2) 実施計画 ウ 【水道事業者等が実施する対策】 (ア) 県企業局が実施する対策 e ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」や給水袋等の給水資材を、市が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市と協力して行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の指導を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。 さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。</p> <p>第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (1) 基本方針 被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。 また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。 このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（健康福祉部） (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。 (イ) 保健師等の巡回等による健康管理、衛生管理、感染症及び食中毒防止対策について、保健師及び管理栄養士が、当該地域の避難所等を巡回して避難住民及び災害復旧に従事する者等の健康相談・指導及び栄養指導を行う。また、避難所の保健衛生管理、感染症及び食中毒の防止に努める。 (カ) 安全かつ確実な食料の提供のために、以下の対策を行う。 c 提供食品（救護食品を含む）の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法</p> | <p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的に、保健医療調整本部において、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の指導を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所等における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生監視員による食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。 さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。</p> <p>第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (1) 基本方針 避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の健康管理のための保健活動を行う。 また、避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、必要に応じ心のケアのため精神科医師等の派遣を行う。 このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（健康福祉部） (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するものとする。 (イ) 保健師及び管理栄養士等が、当該地域の避難所等を巡回して避難住民等の健康相談及び栄養指導を行う。また、避難所の保健衛生管理、感染症及び食中毒の防止に努める。 (カ) 安全かつ確実な食料の提供のために、以下の対策を行う。 c 給与食品（救護食品を含む）の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p>及び運搬方法の衛生指導を行う。</p> <p>d 必要に応じ<u>提供</u>食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。</p> <p><u>f</u> 食品関係営業施設における被害<u>を受けた食品等</u>の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講ずる。</p> <p><u>実施の時点は、発災後1週間以内とする。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(ア) 被災者の健康管理のため、市と連携して<u>衛生班による</u>現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。</p> <p>(イ) 市と連携して要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、<u>医療機関の受診状況や住まいの状況</u>の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災<u>地帯</u>や避難所の救護・健康相談を行うように努める。</p> <p>エ 【市民が実施する対策】</p> <p>(イ) 市民相互の助け合いを大切にし、自ら<u>も</u>ボランティアとしての活動を行う。</p> | <p>及び運搬方法の衛生指導を行う。</p> <p>d 必要に応じ<u>給与</u>食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。</p> <p><u>f 被災食品の措置を行う。</u></p> <p><u>g</u> 食品関係営業施設における被害食品の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(ア) 被災者の健康管理のため、市と連携して現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。</p> <p>(イ) 市と連携して要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災<u>世帯</u>や避難所の救護・健康相談を行うように努める。</p> <p>エ 【市民が実施する対策】</p> <p>(イ) 市民相互の助け合いを大切にし、自ら<u>も</u>ボランティアとしての活動を行う。</p> |
| <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。</p> <p>また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもとに衛生指導などを行う。</p> <p>なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、<u>消毒の実施等</u>の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、環境エネルギー部）</p> <p>(ア) 感染症発生の予防のため、<u>保険</u>医療調整本部において、速やかな感染症対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。</p> <p>(イ) 避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置</p> | <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。</p> <p>また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもとに衛生指導などを行う。</p> <p>なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供<u>等の必要な</u>措置を迅速に行い、まん延防止を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、環境エネルギー部）</p> <p>(ア) 感染症発生の予防のため、<u>保健</u>医療調整本部において、速やかな感染症対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。</p> <p>(イ) 避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所は、平常時から関係部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行うものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（<u>点検を含む。</u>）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行う。</p> | <p>を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（<u>含点検</u>）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p data-bbox="461 284 808 311">第23節 都市ガス施設応急活動</p> <p data-bbox="163 352 327 379">第1 基本方針</p> <p data-bbox="210 384 1106 480">ガス漏洩による火災・爆発・<u>生ガス中毒</u>の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。</p> <p data-bbox="210 485 1088 544">また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。</p> | <p data-bbox="1429 284 1776 311">第23節 都市ガス施設応急活動</p> <p data-bbox="1131 352 1294 379">第1 基本方針</p> <p data-bbox="1178 384 2074 443">ガス漏洩による火災・爆発の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。</p> <p data-bbox="1178 448 2056 507">また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第24節 上水道施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 上水道施設応急復旧対策</p> <p> (2) 実施計画</p> <p> <u>(新設)</u></p> | <p style="text-align: center;">第24節 上水道施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 上水道施設応急復旧対策</p> <p> (2) 実施計画</p> <p> <u>オ 【市民が実施する対策】</u></p> <p> <u>水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第28節 災害広報活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 市民等への的確な情報の伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第28節 災害広報活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 市民等への的確な情報の伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）</p> <p>(ア) 広報資料の収集</p> <p>広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。</p> <p><u>なお、取材員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>エ 【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>(ア) 県砂防情報ステーション等を活用し、警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。</p> <p>イ 【広域消防局が実施する対策】</p> <p>(ア) 情報の把握</p> <p>圏域内の土砂災害危険箇所の巡視を実施し、その結果を必要に応じて市長に速やかに報告する。</p> <p>オ 【市民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 基本方針</p> | <p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>(ア) 土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>エ 【住民が実施する対策】</p> <p>土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>(ア) 県砂防情報ステーション等を活用し、警戒避難に関する情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。</p> <p>イ 【広域消防局が実施する対策】</p> <p>(ア) 情報の把握</p> <p>圏域内の巡視を実施し、その結果を必要に応じて市長に速やかに報告する。</p> <p>オ 【市民が実施する対策】</p> <p>警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 基本方針</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p>監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>（ア） 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じる。</p> <p>ウ 【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>（イ） 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市・住民等に提供する。</p> <p>オ 【市民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>4 かけ崩れ応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>（ア） 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>エ 【市民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> | <p>監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>（ア） 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じる。</p> <p>ウ 【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>（イ） 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難に関する情報を市・住民等に提供する。</p> <p>オ 【市民が実施する対策】</p> <p>警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。</p> <p>4 かけ崩れ応急対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>（ア） 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>エ 【市民が実施する対策】</p> <p>警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 市から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u> (建設部)</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（教育委員会）</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県<u>教育委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（<u>教育委員会</u>）</p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所<u>感</u>部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、<u>県教育委員会</u>、市教育委員会の指導を受けて実施する。</p> | <p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 市から、被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。 <u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u> (建設部)</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（教育委員会）</p> <p>(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（<u>県民文化部</u>）</p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所<u>管</u>部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、<u>県</u>、市教育委員会の指導を受けて実施する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第31節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部、道路公社、警察本部）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第31節 道路及び橋梁応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部、道路公社、警察本部）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行う。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第3.3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用により情報収集を行う。 (建設部、道路公社、警察本部)</p> <p>(ロ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。 また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。 (建設部、企業局、道路公社、警察本部)</p> <p>エ 【関係機関が実施する対策】 (地方整備局)</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。</p> <p>5 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】 (建設部)</p> <p>(ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害等の危険箇所及び施設の点検を実施する。</p> <p>(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第3.3節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用により情報収集を行う。 (建設部、道路公社、警察本部)</p> <p>(ロ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。 また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。 (建設部、企業局、道路公社、警察本部)</p> <p>エ 【関係機関が実施する対策】 (地方整備局)</p> <p>(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。</p> <p>5 山腹、斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】 (建設部)</p> <p>(ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害警戒区域等及び施設の点検を実施する。</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>8 指定文化財における災害時の措置</p> <p>一般公開を行っている指定文化財が被災した場合、指定文化財の所有者又は管理責任者は、観覧者の避難誘導を速やかに行い、その安全を図る。</p> <p>また、火災・倒壊等が発生した場合は直ちに必要な措置を講じ、被害を最小限にとどめる。被害状況の把握のため指定文化財の所有者となっている場合、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。その場合、建造物、廟所・巨木・山城等火災や倒壊等によって人的被害が発生する可能性の高いものを優先的にパトロールする。</p> <p>教育委員会は、指定文化財の被害状況がまとまり次第、県教委と協議のうえ、文化財復旧のための適切な措置を講ずる。</p> | <p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>8 指定文化財における災害時の措置</p> <p>一般公開を行っている指定文化財が被災した場合、指定文化財の所有者又は管理責任者は、観覧者の避難誘導を速やかに行い、その安全を図る。</p> <p>また、火災・倒壊等が発生した場合は直ちに必要な措置を講じ、被害を最小限にとどめる。被害状況の把握のため指定文化財の所有者となっている場合、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。その場合、建造物、廟所・巨木・山城等火災や倒壊等によって人的被害が発生する可能性の高いものを優先的にパトロールする。</p> <p>教育委員会は、指定文化財の被害状況がまとまり次第、県と協議のうえ、文化財復旧のための適切な措置を講ずる。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する計画】</p> <p>イ 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置をとる。 (健康福祉部、農政部、警察本部)</p> | <p style="text-align: center;">第37節 飼養動物の保護対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する計画】</p> <p>イ 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置をとる。 <u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u> (健康福祉部、農政部、警察本部)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、危機管理部）</p> <p>（ウ） 市社協、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（危機管理部、<u>県民文化部</u>、健康福祉部）</p> <p>（ウ） 市社協、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</p> <p>エ 【<u>広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク</u>（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）<u>など</u>）が実施する対策】</p> | <p style="text-align: center;">第38節 ボランティアの受入れ体制</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>し、連携のとれた支援活動を展開する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、危機管理部）</p> <p>（ウ） 市社協、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、<u>災害</u>中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（危機管理部、<u>企画振興部</u>、健康福祉部）</p> <p>（ウ） 市社協、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、<u>災害</u>中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</p> <p>エ 【<u>災害中間支援組織</u>（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）<u>等</u>）、<u>広域的災害ボランティア支援団体等</u>が実施する対策】</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援 (2) 実施計画 イ 【社会福祉協議会が実施する対策】 (ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市災害ボランティアセンター（以下「市センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。</p> <p>また、市センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。</p> | <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援 (2) 実施計画 イ 【社会福祉協議会が実施する対策】 (ア) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市災害ボランティアセンター（以下「市センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。</p> <p>また、市センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第41節 観光地の孤立災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部）</p> <p>2 孤立状況等の早期把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、文化観光部、総合戦略局）</p> <p>必要に応じて現地対策本部を設置するとともに、孤立状況及び被害実態について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。</p> | <p style="text-align: center;">第41節 観光地の孤立災害応急対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、<u>総合戦略局</u>）</p> <p>2 孤立状況等の早期把握</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、文化観光部、総合戦略局）</p> <p>必要に応じて現地対策本部を設置するとともに、<u>職員を派遣する等</u>、孤立状況及び被害実態について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第2節 迅速な現状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第2節 迅速な現状復旧の進め方</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 職員派遣</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。</p> <p><u>なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害を受けた市民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救護措置を講ずることにより生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（建設部）</p> <p>(ア) 災害復興住宅建設等補助金 住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みにより必要なり災証明書の発行を行うものとする。</p> <p>(イ) 災害公営住宅 被災地全域で500戸以上、もしくは、市の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。</p> <p>(ウ) 既存市営住宅の再建 既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。</p> <p>(エ) 市営住宅等への優先入居 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅等への優先入居の措置を講ずるものとする。</p> <p>(オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害を受けた市民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救護措置を講ずることにより生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（建設部、<u>財政部</u>）</p> <p>(ア) 災害復興住宅建設等補助金 住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みにより必要なり災証明書の発行を行うものとする。</p> <p>(イ) 災害公営住宅 被災地全域で500戸以上、もしくは、市の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。</p> <p>(ウ) 既存市営住宅の再建 既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。</p> <p>(エ) 市営住宅等への優先入居 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅等への優先入居の措置を講ずるものとする。</p> <p>(オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、市及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>る。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(カ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部） 市から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。 調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、市と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>4 被災者の労働対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（産業振興部） 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を支援するため、<u>公共職業安定所</u>の行う臨時職業相談窓口、巡回職業相談及び職業転換給付金制度等の周知、活用促進を図るための措置を講ずる。</p> <p>1 1 被災者台帳の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部）</p> <p>(ア) 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者に台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> | <p>る。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（建設部）</p> <p>(カ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部） 市から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。 調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、市と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>4 被災者の労働対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（産業振興部） 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を支援するため、<u>ハローワーク</u>の行う臨時職業相談窓口、巡回職業相談及び職業転換給付金制度等の周知、活用促進を図るための措置を講ずる。</p> <p>1 1 被災者台帳の作成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部）</p> <p>(ア) 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者に台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 実施責任</p> <p>6 火山防災協議会</p> <p>火山防災協議会は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制の検討・整備を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 実施責任</p> <p>6 火山防災協議会</p> <p>活動火山対策特別措置法第4条に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制の検討・整備を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第4節 防災面から見た松本市の概要</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>3 気候</p> <p>松本市の気候は、位置と地形の関係上、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示している。</p> <p>年平均気温は<u>13.0</u>℃、年平均湿度<u>66</u>%である。降水量の年合計は、<u>1,215.5</u>mmで冬期に少なく梅雨期に多い。年平均風速は、<u>2.6</u>m/sec、最大風速10m/sec以上の年間日数は<u>6.0</u>日で、春先の南の強風はこの地方特有の現象である。</p> <p>年間日照時間は<u>2,225.7</u>時間で、県内の他地域や国内の主要都市と比較して多いといえる。</p> <p>災害との関係では、梅雨期の梅雨前線や、夏期の雷雨による大雨、通過又は接近する台風による大雨や強風があげられ、その他、春先の南岸低気圧による大雨、春のおそ霜やひょう等も<u>気象</u>の特徴としてあげられる。</p> <p>6 火山</p> <p>本市西部山岳地域には、岐阜県境の飛騨山脈に生成された活火山の焼岳やアカンダナ山が位置しており、基盤は古生代・花崗岩、中生代・火山岩などからなりたっている。焼岳の山頂部には、大きな旧火口があり、その中に1907年（明治40）以来の活動火口がある。旧火口は山頂の大部分をしめ、南西にやや長い楕円形（径約300m）をなしている。</p> <p>有史以後の噴火は、ほとんど水蒸気爆発である。泥流を発生しやすく、1915年（大正4）の活動では泥流が梓川をせき止め、上高地の一部を湖水化して大正池を生成した。また山頂噴火のほか山腹でも噴火し、火口の南東側面にも下掘爆裂火口、北側面に中尾峠爆裂火口がある。</p> <p><u>現在は、活動を休止しているが、山頂火口の一部で噴気が続いている。</u></p> <p>また、アカンダナ山は溶岩ドーム、溶岩流、火砕流によって形成された火山で、北側に隣接する白谷山火山や焼岳火山とともに焼岳火山群を形成する。<u>活動年代は不明であるが</u>、1995年2月1日に発生した中の湯水蒸気爆発事故は、<u>アカンダナ山火山</u>関連とみられている。現在のところ、焼岳にみられるような噴気活動は観測されていない。</p> <p>なお、乗鞍岳は、権現池・鶴ヶ池・烏帽子の3火山体が南北に配列している。これ</p> | <p style="text-align: center;">第4節 防災面から見た松本市の概要</p> <p>第1 自然的条件</p> <p>3 気候 <u>（値は松本地域特別気象観測所の平年値(統計機関1991～2020年)）</u></p> <p>松本市の気候は、位置と地形の関係上、きわめて顕著な内陸性気候の特性を示している。</p> <p>年平均気温は<u>12.2</u>℃、年平均湿度<u>68</u>%である。降水量の年合計は、<u>1,045.1</u>mmで冬期に少なく梅雨期に多い。年平均風速は、<u>2.4</u>m/sec、最大風速10m/sec以上の年間日数は<u>3.8</u>日で、春先の南の強風はこの地方特有の現象である。</p> <p>年間日照時間は<u>2,134.7</u>時間で、県内の他地域や国内の主要都市と比較して多いといえる。</p> <p>災害との関係では、梅雨期の梅雨前線や、夏期の雷雨による大雨、通過又は接近する台風による大雨や強風があげられ、その他、春先の南岸低気圧による大雨、春のおそ霜やひょう等も<u>気候</u>の特徴としてあげられる。</p> <p>6 火山</p> <p>本市西部山岳地域には、岐阜県境の飛騨山脈に生成された活火山の焼岳やアカンダナ山が位置しており、基盤は古生代・花崗岩、中生代・火山岩などからなりたっている。焼岳の山頂部には、大きな旧火口があり、その中に1907年（明治40）以来の活動火口がある。旧火口は山頂の大部分をしめ、南西にやや長い楕円形（径約300m）をなしている。</p> <p>有史以後の噴火は、ほとんど水蒸気爆発である。泥流を発生しやすく、1915年（大正4）の活動では泥流が梓川をせき止め、上高地の一部を湖水化して大正池を生成した。また山頂噴火のほか山腹でも噴火し、火口の南東側面にも下掘爆裂火口、北側面に中尾峠爆裂火口がある。</p> <p><u>平常でも噴気活動が盛んである。</u></p> <p>また、アカンダナ山は溶岩ドーム、溶岩流、火砕流によって形成された火山で、北側に隣接する白谷山火山や焼岳火山とともに焼岳火山群を形成する。1995年2月1日に発生した中の湯水蒸気爆発事故は、<u>焼岳</u>関連とみられている。現在のところ、焼岳にみられるような噴気活動は観測されていない。</p> <p>なお、乗鞍岳は、権現池・鶴ヶ池・烏帽子の3火山体が南北に配列している。これまで、乗鞍岳の最新の噴火は約2,000年前の恵比須岳のマグマ噴火と考えら</p> |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|-------------|----------------|-----------------|-----------------|-----|--------------|-------------|---------------|---|-----|------------|-------------|---------------|---|-------------|--|--|--|--|-------------|--|--|--|--|-------------|--|--|--|--|---|--------------|-------------|----------------|---|---|---|-------------|------------|-------------|-----------------|-----|--------------|-------------|---------------|---|-----|------------|-------------|---------------|---|--------------|--|--|--|--|------------|------------|-------------|---------------|----------|-------------|--|--|--|--|-----|--------------|-------------|---------------|----------|-----|-----------|-------------|--------------|----------|---|--------------|-------------|----------------|---|
| <p>まで、乗鞍岳の最新の噴火は約2,000年前の恵比須岳のマグマ噴火と考えられていたが、最新の調査結果では500年前より新しいことが確認されている。</p> <p>第2 社会的条件</p> <p>5 鉄道</p> <p>市内を走る鉄道は、松本駅を中心に、JR篠ノ井線、大糸線、中央本線、アルピコ交通上高地線が乗り入れている。</p> <p>本市は県下中南信の中核都市として重要な位置を占めている。</p> <p><u>平成27年</u>の一日あたりの市内の駅乗車人員は、JR線（松本駅、村井駅、平田駅、南松本駅、北松本駅）で約<u>21,900</u>人、アルピコ交通上高地線で約<u>4,600</u>人である。</p> <p>一方、生活路線バスについては、<u>主にアルピコ交通(株)が運行しており、平成27年の一日あたりの利用者は、約6,900人である。</u></p> <p><u>他に、松本市が運行に係わる市営バスや西部地域コミュニティバス等があり、平成27年度の利用者は、約117,800人である。</u></p> <p>6 航空</p> <p>昭和40年に開港し平成6年7月にジェット化開港した県営松本空港は、県内唯一の空の玄関として、現在はフジドリームエアラインズ・FDAが、福岡線、札幌線を小型ジェット機により<u>毎日</u>運航している。</p> <p style="text-align: center;">信州まつもと空港利用状況（<u>平成28</u>年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>便</th> <th>就航便数 (便)</th> <th>就航率 (%)</th> <th>利用客数 (人)</th> <th>航空貨物取扱量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡便</td> <td><u>1,033</u></td> <td><u>98.8</u></td> <td><u>72,131</u></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>札幌便</td> <td><u>712</u></td> <td><u>97.5</u></td> <td><u>42,444</u></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>1,745</u></td> <td><u>98.2</u></td> <td><u>114,575</u></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現在、FDAは航空貨物の取扱いを行っていない。</p> <p>※2 <u>就航率は、路線毎の年間運航便数を福岡便を1,046便(4便/日×365日)、札幌便を730便(2便/日×365日)、として算出</u></p> | 便 | 就航便数 (便) | 就航率 (%) | 利用客数 (人) | 航空貨物取扱量 (kg) | 福岡便 | <u>1,033</u> | <u>98.8</u> | <u>72,131</u> | 0 | 札幌便 | <u>712</u> | <u>97.5</u> | <u>42,444</u> | 0 | <u>(新設)</u> | | | | | <u>(新設)</u> | | | | | <u>(新設)</u> | | | | | 計 | <u>1,745</u> | <u>98.2</u> | <u>114,575</u> | 0 | <p>れていたが、最新の調査結果では500年前より新しいことが確認されている。</p> <p>2 社会的条件</p> <p>5 鉄道</p> <p>市内を走る鉄道は、松本駅を中心に、JR篠ノ井線、大糸線、中央本線、アルピコ交通上高地線が乗り入れている。</p> <p>本市は県下中南信の中核都市として重要な位置を占めている。</p> <p><u>令和5年</u>の一日あたりの市内の駅乗車人員は、JR線（松本駅、村井駅、平田駅、南松本駅、北松本駅）で約<u>20,800</u>人、アルピコ交通上高地線で約<u>4,700</u>人である。</p> <p>一方、生活路線バスについては、<u>令和5年4月から公設民営ぐるっとまつもとバスとして、市が制度設計をし民間事業者が運行しており、令和5年度の利用者は、市営バスを含め、約2,162,700人である。</u></p> <p>6 航空</p> <p>昭和40年に開港し平成6年7月にジェット化開港した県営松本空港は、県内唯一の空の玄関として、現在はフジドリームエアラインズ・FDAが、福岡線、札幌線、<u>神戸線を、日本航空・JALが、大阪線を</u>小型ジェット機により運航している。</p> <p style="text-align: center;">信州まつもと空港利用状況（<u>令和5</u>年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>便</th> <th>就航便数 (便)</th> <th>就航率 (%)</th> <th>利用客数 (人)</th> <th>航空貨物取扱量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡便</td> <td><u>1,443</u></td> <td><u>98.6</u></td> <td><u>88,096</u></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>札幌便</td> <td><u>884</u></td> <td><u>97.4</u></td> <td><u>57,814</u></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td><u>(新千歳)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>札幌便</u></td> <td><u>421</u></td> <td><u>99.3</u></td> <td><u>24,858</u></td> <td><u>0</u></td> </tr> <tr> <td><u>(丘珠)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神戸便</td> <td><u>1,443</u></td> <td><u>98.8</u></td> <td><u>80,638</u></td> <td><u>0</u></td> </tr> <tr> <td>大阪便</td> <td><u>60</u></td> <td><u>96.8</u></td> <td><u>3,431</u></td> <td><u>0</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>4,251</u></td> <td><u>98.4</u></td> <td><u>254,837</u></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現在、FDA、JALは航空貨物の取扱いを行っていない。</p> <p>※2 <u>札幌便(丘珠)は3月～10月、大阪便は8月のみの季節運航便</u></p> | 便 | 就航便数 (便) | 就航率 (%) | 利用客数 (人) | 航空貨物取扱量 (kg) | 福岡便 | <u>1,443</u> | <u>98.6</u> | <u>88,096</u> | 0 | 札幌便 | <u>884</u> | <u>97.4</u> | <u>57,814</u> | 0 | <u>(新千歳)</u> | | | | | <u>札幌便</u> | <u>421</u> | <u>99.3</u> | <u>24,858</u> | <u>0</u> | <u>(丘珠)</u> | | | | | 神戸便 | <u>1,443</u> | <u>98.8</u> | <u>80,638</u> | <u>0</u> | 大阪便 | <u>60</u> | <u>96.8</u> | <u>3,431</u> | <u>0</u> | 計 | <u>4,251</u> | <u>98.4</u> | <u>254,837</u> | 0 |
| 便 | 就航便数 (便) | 就航率 (%) | 利用客数 (人) | 航空貨物取扱量 (kg) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福岡便 | <u>1,033</u> | <u>98.8</u> | <u>72,131</u> | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 札幌便 | <u>712</u> | <u>97.5</u> | <u>42,444</u> | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(新設)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(新設)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(新設)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | <u>1,745</u> | <u>98.2</u> | <u>114,575</u> | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 便 | 就航便数 (便) | 就航率 (%) | 利用客数 (人) | 航空貨物取扱量 (kg) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福岡便 | <u>1,443</u> | <u>98.6</u> | <u>88,096</u> | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 札幌便 | <u>884</u> | <u>97.4</u> | <u>57,814</u> | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(新千歳)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>札幌便</u> | <u>421</u> | <u>99.3</u> | <u>24,858</u> | <u>0</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>(丘珠)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸便 | <u>1,443</u> | <u>98.8</u> | <u>80,638</u> | <u>0</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪便 | <u>60</u> | <u>96.8</u> | <u>3,431</u> | <u>0</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | <u>4,251</u> | <u>98.4</u> | <u>254,837</u> | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| 第1節 火山災害に強い市づくり | 第1節 火山災害に強い市づくり |
| <p>第1 基本方針 本市の地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強い郷土づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等災害に強い郷土を形成する。</p> <p>第3 計画の内容 2 火山災害に強いまちづくり (2) 実施計画 ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（全庁、広域消防局） (ア) 火山災害に強いまちの形成 a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。 b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努めるものとする。その際、各火山の特性を十分考慮する。 c 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。 d 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。 e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進する。 f 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。 g 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し</p> | <p>第1 基本方針 本市の地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強い郷土づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等火山災害に強い郷土を形成する。</p> <p>第3 計画の内容 2 火山災害に強いまちづくり (2) 実施計画 ア 【市及び広域消防局が実施する計画】（全庁、広域消防局） (ア) 火山災害に強いまちの形成 a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。 b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努めるものとする。その際、各火山の特性を十分考慮する。 c 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。 d 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。 e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進する。 f 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。 g 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災</p> |

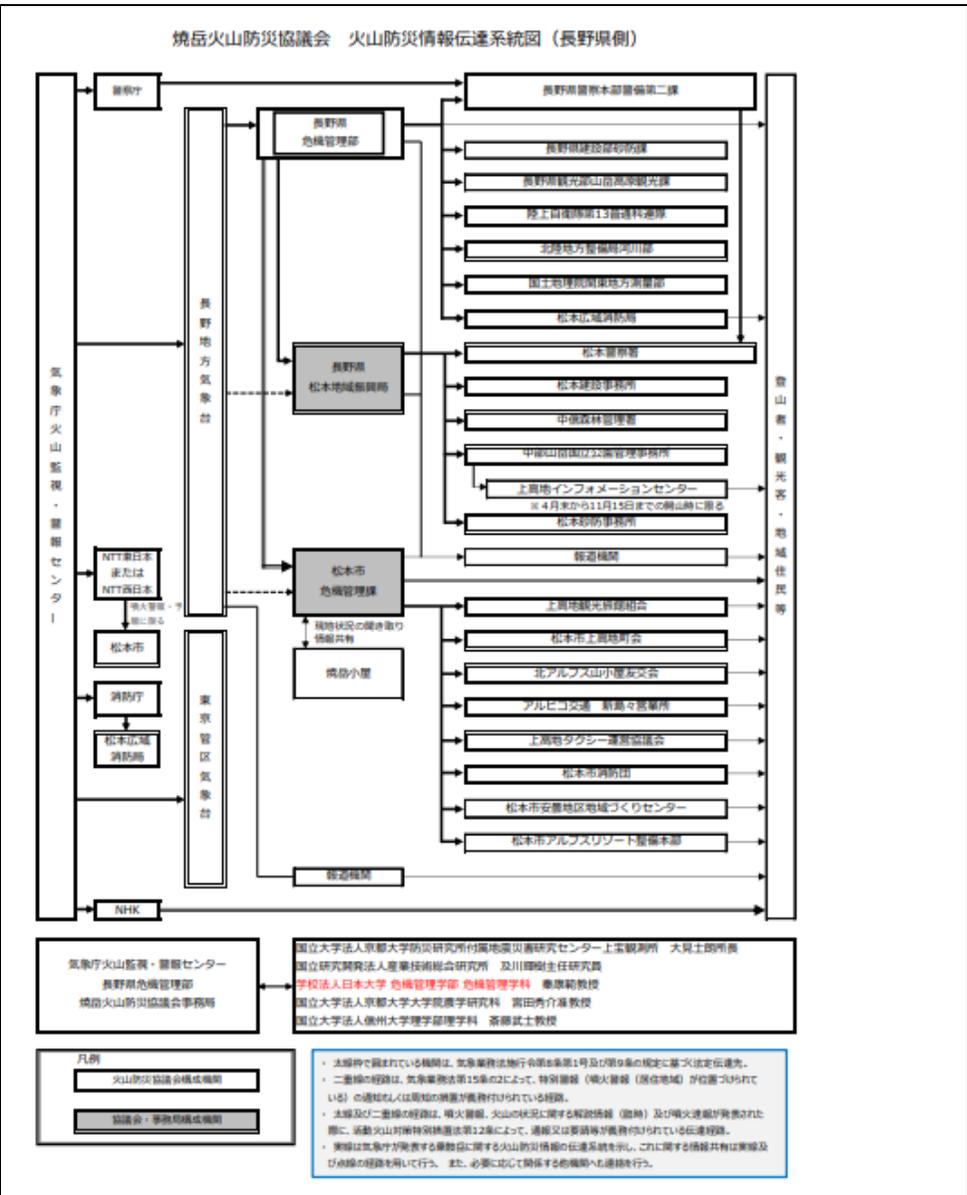
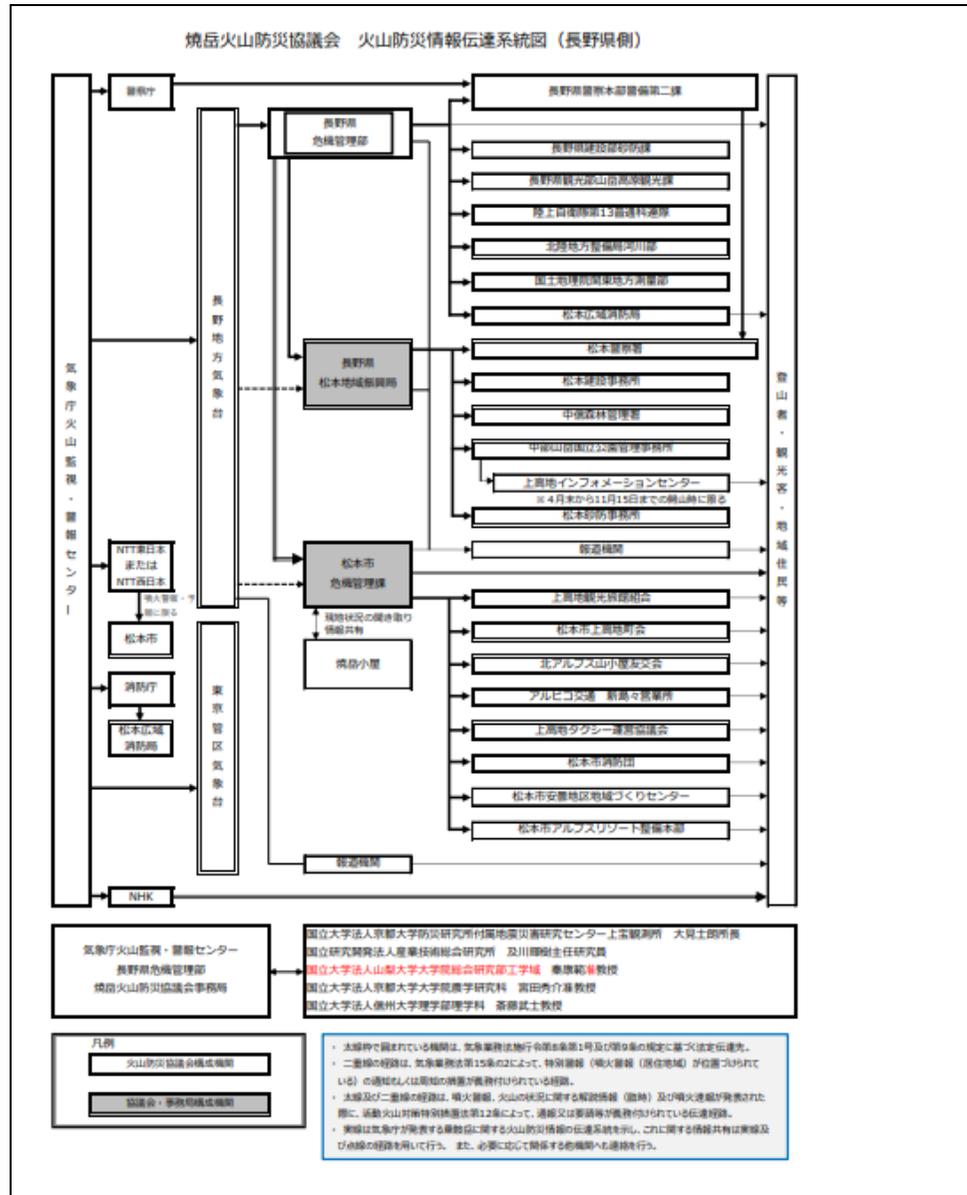
| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>、その想定結果に基づき対策を推進する。</p> <p><u>h</u> 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。</p> <p><u>i</u> 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。</p> <p>(カ) 火山災害警戒地域の指定</p> <p>a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための協議会を組織する。</p> <p>なお、<u>火山災害警戒地域に含まれない他市町村も、火山防災協議会に任意に参加できるものとする。</u></p> <p>(ク) 避難促進施設の指定</p> <p>a 焼岳における避難促進施設指定基準</p> <p>(a) 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設 ○ 宗教施設は活火山法施行令に定めがないため、施設の利用実態を踏まえ市町村長が判断する <p>イ 【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 災害に強いまちの形成</p> <p>b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。</p> | <p><u>対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>h</u> 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。</p> <p><u>i</u> 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。<u>なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。</u></p> <p><u>j</u> 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。</p> <p>(カ) 火山災害警戒地域の指定</p> <p>a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、<u>その警戒地域を区域に含む市町村は、</u>想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための<u>火山防災協議会</u>を組織する。</p> <p>なお、<u>火山災害警戒地域を区域に含まない市町村も、火山防災協議会の当該都道府県及び市町村に必要と認められた時は、任意に当該協議会に参加できるものとする。</u></p> <p>(ク) 避難促進施設の指定</p> <p>a 焼岳における避難促進施設指定基準</p> <p>(a) 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活火山法施行令第1条第1項及び第2項に該当する施設 ○ 宗教施設は活火山法施行令に定めがないため、施設の利用実態を踏まえ市町村長が判断する <p>イ 【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 災害に強いまちの形成</p> <p>b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性及び避難所等の防災関連施設を表した地理空間情報の整備の推進、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|----------------------------|------|-----|---------|----------------------------|----|---------|---------|-----|---------|---------|-----|---------|---------------|--|-----|----|------|-----|---------|----------------------------|----|---------|---------|-----|---------|---------|-----|---------|---------------|
| <p>(イ) 災害応急対策等への備え</p> <p>1 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。</p> <p>(カ) 火山災害警戒地域の指定</p> <p>a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が長野県にあった時は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。なお、<u>県内の市町村が、火山災害警戒地域に含まれない火山防災協議会に任意に参加する場合は県も任意に火山防災協議会に参加することができる。</u></p> <p>e 火山災害警戒地域（平成28年2月22日指定）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">火山名</th> <th style="width: 33%;">県名</th> <th style="width: 34%;">市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">浅間山</td> <td style="text-align: center;">長野県、群馬県</td> <td>小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬬恋村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">焼岳</td> <td style="text-align: center;">長野県、岐阜県</td> <td>松本市、高山市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乗鞍岳</td> <td style="text-align: center;">長野県、岐阜県</td> <td>松本市、高山市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">御嶽山</td> <td style="text-align: center;">長野県、岐阜県</td> <td>上松町、木曾町、王滝村、高</td> </tr> </tbody> </table> | 火山名 | 県名 | 市町村名 | 浅間山 | 長野県、群馬県 | 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬬恋村 | 焼岳 | 長野県、岐阜県 | 松本市、高山市 | 乗鞍岳 | 長野県、岐阜県 | 松本市、高山市 | 御嶽山 | 長野県、岐阜県 | 上松町、木曾町、王滝村、高 | <p><u>g 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(イ) 災害応急対策等への備え</p> <p>1 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。<u>なお、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。</u></p> <p>(カ) 火山災害警戒地域の指定</p> <p>a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が長野県内にあった時は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。なお、<u>県内に火山災害警戒地域を含まない火山防災協議会にも、当該都道府県及び市町村に必要と認められた時は、任意に当該協議会に参加することができる。</u></p> <p>e 火山災害警戒地域（平成28年2月22日指定）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">火山名</th> <th style="width: 33%;">県名</th> <th style="width: 34%;">市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">浅間山</td> <td style="text-align: center;">長野県、群馬県</td> <td>小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬬恋村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">焼岳</td> <td style="text-align: center;">長野県、岐阜県</td> <td>松本市、高山市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乗鞍岳</td> <td style="text-align: center;">長野県、岐阜県</td> <td>松本市、高山市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">御嶽山</td> <td style="text-align: center;">長野県、岐阜県</td> <td>上松町、木曾町、王滝村、高</td> </tr> </tbody> </table> | 火山名 | 県名 | 市町村名 | 浅間山 | 長野県、群馬県 | 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬬恋村 | 焼岳 | 長野県、岐阜県 | 松本市、高山市 | 乗鞍岳 | 長野県、岐阜県 | 松本市、高山市 | 御嶽山 | 長野県、岐阜県 | 上松町、木曾町、王滝村、高 |
| 火山名 | 県名 | 市町村名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浅間山 | 長野県、群馬県 | 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬬恋村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼岳 | 長野県、岐阜県 | 松本市、高山市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乗鞍岳 | 長野県、岐阜県 | 松本市、高山市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 御嶽山 | 長野県、岐阜県 | 上松町、木曾町、王滝村、高 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 火山名 | 県名 | 市町村名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浅間山 | 長野県、群馬県 | 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬬恋村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 焼岳 | 長野県、岐阜県 | 松本市、高山市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 乗鞍岳 | 長野県、岐阜県 | 松本市、高山市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 御嶽山 | 長野県、岐阜県 | 上松町、木曾町、王滝村、高 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|-----------------------------------|---------|-----------------------|---|---------|-----------------------|
| | 県 | 山市、下呂市 | | 県 | 山市、下呂市 |
| 草津白根山 | 長野県、群馬県 | 高山村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町 | 草津白根山※ <u>1</u> | 長野県、群馬県 | 高山村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町 |
| 新潟焼山 | 長野県、新潟県 | 小谷村、糸魚川市、妙高市 | 新潟焼山 | 長野県、新潟県 | 小谷村、糸魚川市、妙高市 |
| 弥陀ヶ原 | 富山県※ | 富山市、上市町、立山町※ | 弥陀ヶ原※ <u>2</u> | 富山県 | 富山市、上市町、立山町 |
| ※弥陀ヶ原の火山防災協議会に長野県及び大町市は任意で参加している。 | | | ※ <u>1</u> 草津白根山の防災会議協議会に山ノ内町は任意で参加している。 ※ <u>2</u> 弥陀ヶ原の火山防災協議会に長野県及び大町市は任意で参加している。 | | |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容 (2) 実施計画 ア 【市及び広域消防局が実施する計画】(全庁、広域消防局) (キ) 噴火警報(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備する。 イ 【県が実施する計画】 (シ) 噴火警報(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、<u>臨時の発表であることを明記した火山の状況に関する解説情報(以下、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」という。)</u>、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。 ウ 【気象庁が実施する計画】 (イ) 火山活動の変化を観測し、<u>た場合</u>、火山の状況に関する解説情報(臨時)を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表し、県等に伝達するものとする。また、火山活動が変化していることを理解できるよう分かりやすい説明を加えて発信するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容 (2) 実施計画 ア 【市及び広域消防局が実施する計画】(全庁、広域消防局) (キ) 噴火警報・<u>予報</u>(噴火警戒レベルを含む。以下同じ。)、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備する。 イ 【県が実施する計画】 (シ) 噴火警報・<u>予報</u>、火山の状況に関する解説情報(臨時)噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。 ウ 【気象庁が実施する計画】 (イ) 火山活動の変化を観測し、<u>今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある</u>と判断した場合又は判断に迷う場合には、火山の状況に関する解説情報(臨時)を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表し、県等に伝達するものとする。また、火山活動が変化していることを理解できるよう分かりやすい説明を加えて発信するものとする。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 組織の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>(イ) 火山防災協議会</p> <p><u>「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）</u>を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。</p> <p>イ 【県が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>(エ) 火山防災協議会</p> <p><u>「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）</u>を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) 火山防災協議会</p> <p><u>「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）</u>を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。</p> <p>（参考）焼岳火山防災協議会および乗鞍岳火山防災協議会の情報伝達系統図（※長野県側）</p> | <p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 組織の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>(イ) 火山防災協議会</p> <p><u>国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会</u>を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。</p> <p>イ 【県が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>(エ) 火山防災協議会</p> <p><u>国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会</u>を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) 火山防災協議会</p> <p><u>国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会</u>を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。</p> <p>（参考）焼岳火山防災協議会および乗鞍岳火山防災協議会の情報伝達系統図（※長野県側）</p> |



| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療資機材等の備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医科器械同業組合及び日本産業・医療ガス協会関東地域長野県支部は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。</p> | <p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療資機材等の備蓄</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び日本産業・医療ガス協会関東地域長野県支部は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| 第11節 避難の受入活動計画 | 第11節 避難の受入活動計画 |
| <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。</p> <p><u>また</u>、特に火山災害予想区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】</p> <p>(危機管理部、住民自治局、健康福祉部、総合戦略局、文化観光部)</p> <p>カ) 避難確保計画の作成</p> <p>地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。</p> <p>市は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p> <p>(7) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。(県有施設管理部局)</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> | <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。</p> <p>特に火山災害予想区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】</p> <p>(危機管理部、住民自治局、健康福祉部、総合戦略局、文化観光部)</p> <p>カ) 避難確保計画の作成</p> <p>地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を<u>作成または変更し、公表するとともに</u>、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。</p> <p>市は、<u>必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ</u>、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。</p> <p>ウ 【県が実施する計画】</p> <p>(7) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。(県有施設管理部局)</p> <p>県は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> <p>3 指定避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(エ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(シ) 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、防災行政無線等通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(ハ) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(建設部、財政部、総務部) <u>(カ) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。</u></p> | <p>ア 【市が実施する計画】(危機管理部)</p> <p>(エ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(シ) 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、防災行政無線等通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(ハ) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努める。</p> <p>4 住宅の確保体制の整備 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(建設部、財政部、総務部) <u>(削除)</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 応急給水活動は、緊急遮断弁や自己水源に稼働により確保された配水池の貯留水等を、被災市民並びに重要給水施設へ直接又は給水車等の供給方法により実施する。 また、被災していない市町村(水道事業者含む。以下同じ)に応援を要請することで飲料水等の確保を図る。 本市では、大規模な火山活動による被害を最小限に食い止めるため、老朽化した水道施設を計画的に更新、改良等することで災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車、給水タンク等の整備を充実させ、飲料水等の供給に備えるものとする。</p> <p>第2 主な取組み 3 給水供給拠点、給水車、車載用給水タンク等の整備を充実させ、飲料水等の供給体制を確立する。</p> <p>第3 計画の内容 1 応急給水計画の作成 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(上下水道局) (ウ) 給水期間 災害発生の日から7日間以内を目標とする。ただし、水道施設の被害が大きく応急復旧が終了しない場合は、関係機関と連絡を取りながら状況に応じて期間を延長する。 ウ 【県が実施する計画】 (ア) 施設整備について市町村に対する指導を行う。(環境部) エ 【県企業局が実施する計画】 (ア) 1,000m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。 (イ) 病院や避難所等の重要給水施設へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、応急給水線(10口)を配置する。 (ウ) ボトルウォーター「川中島の水」を作成・備蓄し災害時に提供を行う。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> | <p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 応急給水活動は、緊急遮断弁や自己水源に稼働により確保された配水池の貯留水等を、被災市民並びに重要給水施設へ直接又は給水車等の供給方法により実施する。 また、被災していない市町村(水道事業者を含む。以下同じ)に応援を要請することで飲料水等の確保を図る。 本市では、大規模な火山活動による被害を最小限に食い止めるため、老朽化した水道施設を計画的に更新、改良等することで災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車、給水タンク等の整備を充実させ、飲料水等の供給に備えるものとする。</p> <p>第2 主な取組み 3 給水供給拠点、給水車、給水タンク等の整備を充実させ、飲料水等の供給体制を確立する。</p> <p>第3 計画の内容 1 応急給水計画の作成 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(上下水道局) (ウ) 給水期間 災害発生の日から15日間以内を目標とする。ただし、水道施設の被害が大きく応急復旧が終了しない場合は、関係機関と連絡を取りながら状況に応じて期間を延長する。 ウ 【県が実施する計画】 (ア) 施設整備について市町村に対する助言を行う。(環境部) エ 【県企業局が実施する計画】 (ア) 1,000m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。 (イ) 病院や避難所等の重要給水施設(20か所)へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、組立式応急給水栓を配置する。 (ウ) ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」を制作・備蓄し災害時に提供を行う。</p> <p>2 飲料水等の供給計画</p> |

| 現 行 | | | | | 修 正 案 | | | | |
|--|-----------|--------------------|----------------|---------|---|----------|--------|----------------|---------|
| <p>(1) 現状及び課題 応急給水用資機材は下表のとおり整備されており、緊急時はこれらの資機材により供給を行う。しかし、大規模災害等により被災が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、資機材の不足も予想されることから、応急給水機材の整備を充実する必要がある。</p> | | | | | <p>(1) 現状及び課題 応急給水用資機材は下表のとおり整備されており、緊急時はこれらの資機材により 飲料水の供給を行う。しかし、大規模災害等により被災が広範囲にわたった場合には、相互応援が困難になるとともに、資機材の不足も予想されることから、応急給水 用資機材の整備を充実する必要がある。</p> | | | | |
| 種 別 | 能 力 | 数 量 | 所 有 者 | 電 話 | 種 別 | 能 力 | 数 量 | 所 有 者 | 電 話 |
| 給水車 | 2,000L | 1台 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 | 給水車 | 2,000L | 1台 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 |
| | 3,000L | 1台 | | | | 3,000L | 1台 | | |
| | 4,000L | 1台 | | | | 4,000L | 1台 | | |
| 給水用 トレーラー | 1,000L | 8台 | 陸上自衛隊 松本駐屯地 | 26-2766 | 給水用 トレーラー | 1,000L | 8台 | 陸上自衛隊 松本駐屯地 | 26-2766 |
| 車載用 給水タンク | 2,000L | 2基 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 | 車載用 給水タンク | 2,000L | 2基 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 |
| | 1,000L | 1基 | | | | 1,000L | 1基 | | |
| | 500L | 10基 | | | | 500L | 10基 | | |
| 緊急給水用 発電機 | 4.5KVA | 17台 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 | 緊急給水用 発電機 | 4.5KVA | 17台 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 |
| ポリタンク | 18L | 70個 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 | ポリタンク | 18L | 30個 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 |
| | 20L | 100個 | | | | 20L | 130個 | | |
| 飲料水 給水ポリ袋 | 10L 6L | 17,000袋 33,000袋 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 | 飲料水 給水ポリ袋 | 6L | 5,900袋 | 松本市 上下水道局 | 48-6830 |
| 水槽 | 20L | 200個 | 陸上自衛隊 松本駐屯地 | 26-2766 | 水槽 | 20L | 200個 | 陸上自衛隊 松本駐屯地 | 26-2766 |
| 浄水装置 | 2,000L/時 | 2基 | 松本保健福 祉事務所 | 47-7800 | 浄水装置 | 2,000L/時 | 2基 | 松本保健福 祉事務所 | 47-7800 |
| <p>(2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(上下水道局) (ア) 飲料水の確保を図るとともに、効率の良い給水車の運航計画を確立する。 (イ) 被災範囲、被災状況から給水拠点の選定を行う ものとする。</p> | | | | | <p>(2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(上下水道局) (ア) 飲料水等の確保を図るとともに、効率の良い給水車の運航計画を確立する。 (イ) 被災範囲、被災状況から給水拠点の選定を行う。</p> | | | | |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p>イ 【県が実施する計画】 (イ) <u>市町村</u>に対し、給水体制等に関する<u>指導及び</u>助言を行う。 (環境部)</p> <p>3 応急給水活動マニュアルに基づく想定訓練の実施 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(上下水道局) (ア) 応急給水活動マニュアルの関係機関との調整 次の事項を基本に円滑な対応を図るため関係機関と調整を行う。 a 指揮命令系統の確立 ・ 職員の招集方法 ・ 情報伝達の確保 ・ 班編成の強化 b 水道施設(水源)被害の調査方法 c 給水対象の把握方法 d 給水拠点及び日時決定の方法 e 直接給水及び搬送給水の方法 f 応急給水活動の周知方法</p> <p>4 応急給水受援体制の整備 (1) 現状及び課題 長野県水道協議会、日本水道協会中部地方支部、松本市水道事業協同組合及び姉妹都市間での応援協定は定められている。今後、<u>姉妹都市の受援体制整備の充実を図る必要がある。</u></p> | <p>イ 【県が実施する計画】 (イ) <u>市</u>に対し、給水体制等に関する指導及び助言を行う。 (環境部)</p> <p>3 応急給水活動マニュアルに基づく想定訓練の実施 (2) 実施計画 ア 【市が実施する計画】(上下水道局) (ア) 応急給水活動マニュアルの関係機関との調整 次の事項を基本に円滑な対応を図るため関係機関と調整を行う。 a 指揮命令系統の確立 <u>(a)</u> 職員の招集方法 <u>(b)</u> 情報伝達の確保 <u>(c)</u> 班編成の強化 b 水道施設(水源)被害の調査方法 c 給水対象の把握方法 d 給水拠点及び日時決定の方法 e 直接給水及び搬送給水の方法 f 応急給水活動の周知方法</p> <p>4 応急給水受援体制の整備 (1) 現状及び課題 長野県水道協議会、日本水道協会中部地方支部、松本市水道事業協同組合及び姉妹都市間での応援協定が定められている。<u>速やかに受援できるよう関係機関及び団体等との連携体制を整備する必要がある。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 水道施設・設備の安全性の確保は、老朽化した施設の更新、改良等の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ被害を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第3 計画の内容 1 水道施設・設備の安全性の確保 (1) 現状及び課題 老朽化した施設の更新等を計画的に進めているが、実施に多大な費用が必要となるため、安全性の確保が十分に行えていないのが現状である。 また、ライフラインの確保として、緊急時連絡管等の整備が必要である。応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼すること<u>が</u>可能である。 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (イ) 県企業局が実施する計画 a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を促進する。 b 浄水場等の基幹施設の耐震化を促進する。 c 隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行う。 d 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。 e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。 f 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。 g 復旧資材の備蓄を行う。 h 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 水道施設・設備の安全性の確保は、老朽化した施設・設備の更新、改良等の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ被害を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第3 計画の内容 1 水道施設・設備の安全性の確保 (1) 現状及び課題 老朽化した施設の更新等を計画的に進めているが、実施に多大な費用が必要となるため、安全性の確保が十分に行えていないのが現状である。 また、ライフラインの確保として、緊急時連絡管等の整備が必要である。応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援を要請することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼すること<u>も</u>可能である。 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (イ) 県企業局が実施する計画 a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を促進する。 b 浄水場等の基幹施設の耐震化を促進する。 c 隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行う。 d 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。 e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。 f 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。 g 復旧資材の備蓄を行う。 h 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。 <u>i 予備電源の確保を図る。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第2.4節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>土砂災害等の危険箇所</u>を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。 2 <u>土砂災害のおそれのある</u>区域を土砂災害警戒区域、<u>著しい危害が生じるおそれのある</u>区域を土砂災害特別警戒区域として指定をする。 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等について防災対策を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>対策 <ol style="list-style-type: none"> (2) 実施計画 <ol style="list-style-type: none"> イ 【県が実施する計画】 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 要配慮者利用施設が所在している土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部) (イ) 警戒避難体制の整備に<u>資する</u>ため、<u>緊急点検調査結果を当該施設及び市町村へ通知し、要配慮者利用施設を含む土砂災害危険区域図の作成・公表を推進</u>する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会) (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の<u>危険箇所</u>のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。(建設部) 4 土砂災害警戒区域の対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状と課題 <p><u>平成27</u>年4月1日現在で<u>1,172</u>か所区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>1,044</u>か所あり、区域内に住宅もある。</p> <p>このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。</p> (2) 実施計画 | <p style="text-align: center;">第2.4節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>土砂災害警戒区域</u>を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。 2 <u>住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地</u>の区域を土砂災害警戒区域、<u>建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地</u>の区域を土砂災害特別警戒区域として指定をする。 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策 <ol style="list-style-type: none"> (2) 実施計画 <ol style="list-style-type: none"> イ 【県が実施する計画】 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 要配慮者利用施設が所在している土砂災害警戒区域等のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部) (イ) 警戒避難体制の整備を<u>図る</u>ため、<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知</u>する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会) (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の<u>土砂災害警戒区域等</u>のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。(建設部) 4 土砂災害警戒区域等の対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現状と課題 <p><u>令和6</u>年4月1日現在で<u>1,339</u>か所区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>1,118</u>か所あり、区域内に住宅もある。</p> <p>このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは市民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。</p> (2) 実施計画 |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>ウ 【市民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。</p> | <p>ウ 【市民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(教育委員会)</p> <p>教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p>(ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】(県民文化部)</p> <p>県は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(ア) 市教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。</p> <p>(ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第2.7節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (オ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）</p> | <p style="text-align: center;">第2.7節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (オ) 一次緊急輸送<u>道路</u>、二次緊急輸送<u>道路</u>を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）</p> |

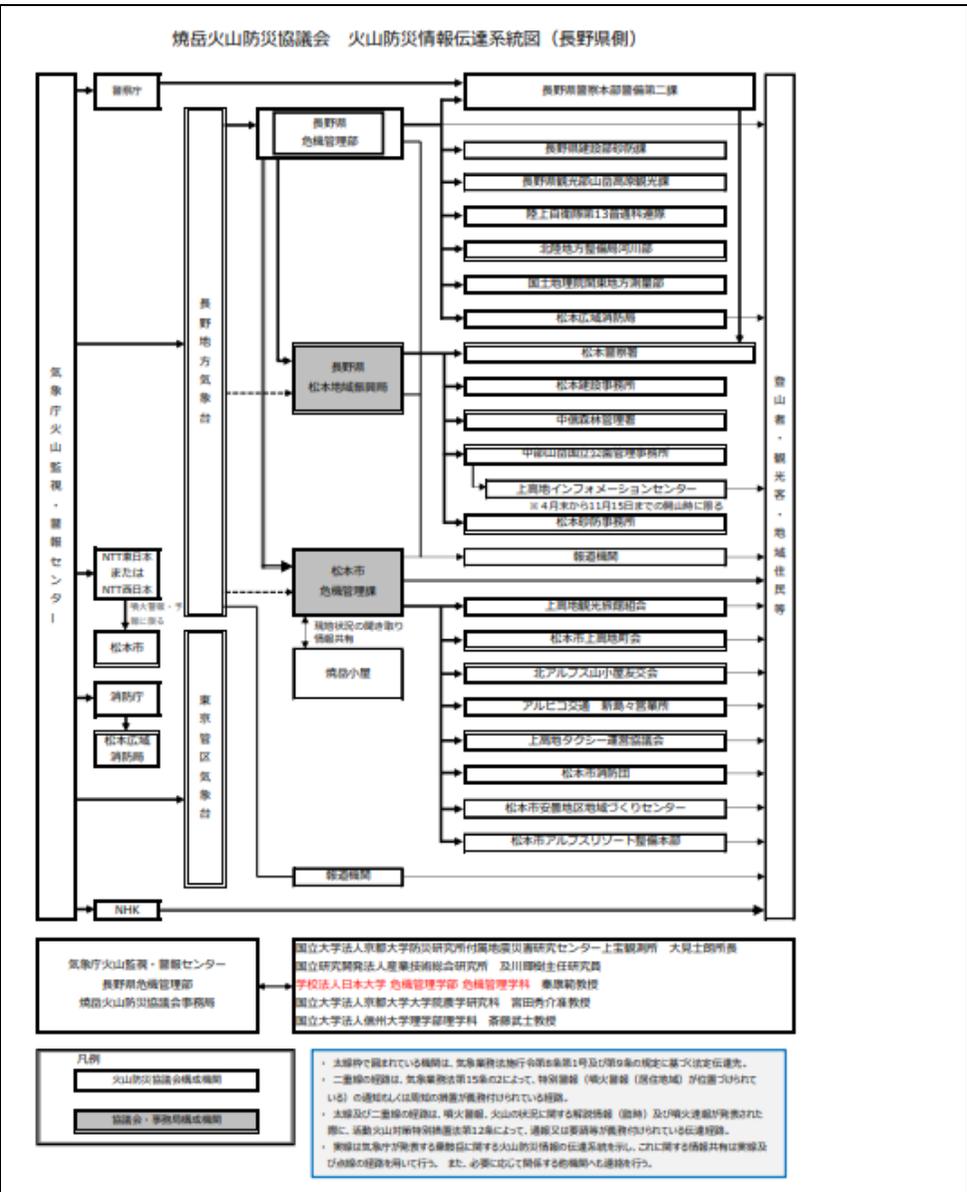
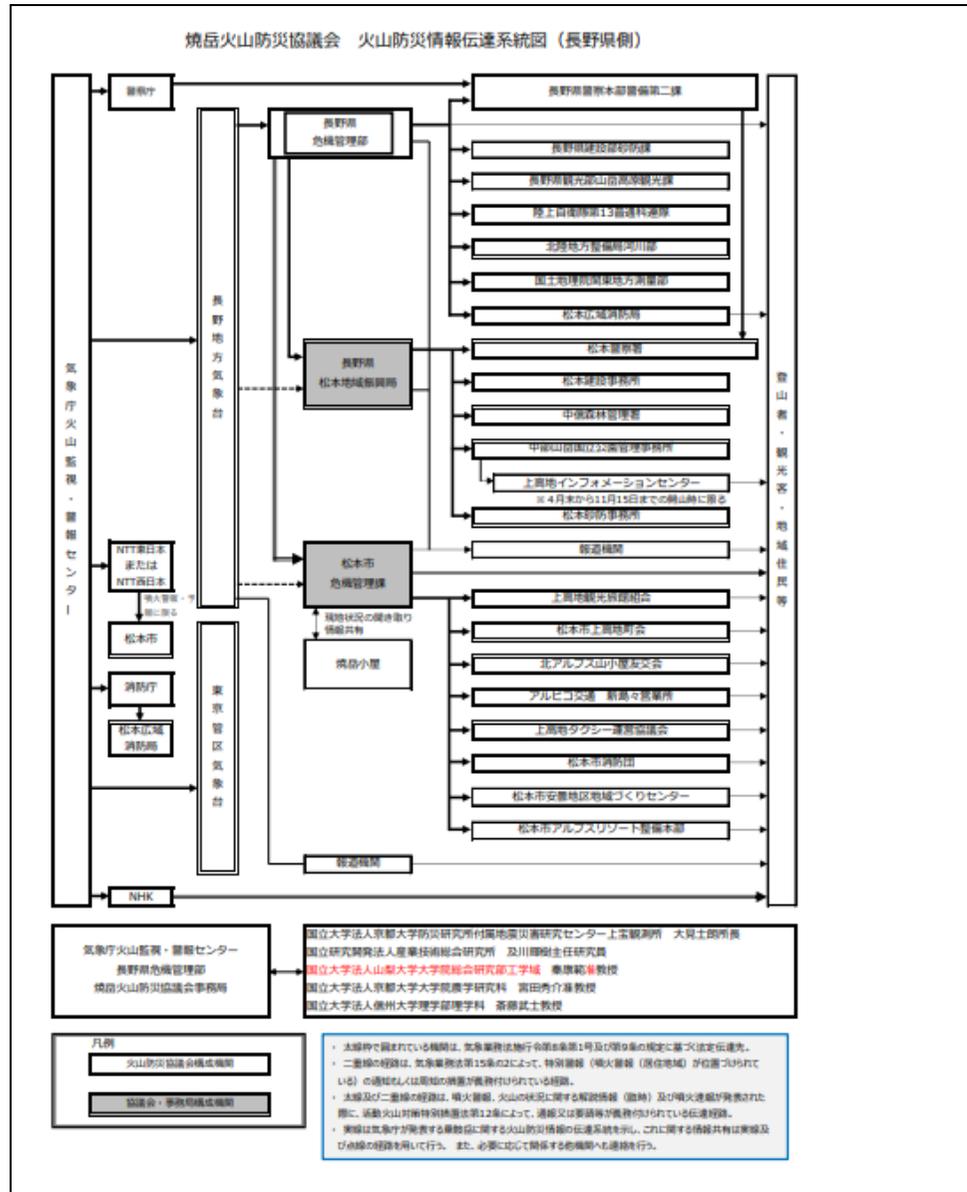
| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市内には東山部地域を中心にして104か所の農業用ため池が存在している。これらのため池の多くは築造後かなりの年月を経過しており、堤体、余水吐、取水施設等の損朽が進んでいる。</p> <p>また、すべてのため池が土堰堤のため、災害による決壊等の危険度が高く、被害が下流域の人家、公共施設等に及ぶことが予想される。</p> <p>そこで、耐震性が確保されていない施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき耐震化工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。</p> | <p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市内には東山部地域を中心にして103か所の農業用ため池が存在している。これらのため池の多くは築造後かなりの年月を経過しており、堤体、余水吐、取水施設等の損朽が進んでいる。</p> <p>また、すべてのため池が土堰堤のため、災害による決壊等の危険度が高く、被害が下流域の人家、公共施設等に及ぶことが予想される。</p> <p>そこで、耐震性が確保されていない施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき耐震化工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】（林務部）</p> <p>(1) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する。</p> | <p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】（林務部）</p> <p>(1) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する <u>とともに、適正な方法による主伐・再造林を推進する。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第31節 二次災害の予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係わる二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、火山活動やその後の降雨による山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ア) 土砂災害危険箇所の把握</p> <p>(イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備</p> | <p style="text-align: center;">第31節 二次災害の予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係わる二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、火山活動やその後の降雨による山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域等の把握</p> <p>(イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第3.2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日頃から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ莫大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災意識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。</p> | <p style="text-align: center;">第3.2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、<u>食料・飲料水の備蓄や火山防災マップ等から火山の特性を知るなど</u>、住民が常日頃から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ莫大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に<u>火山</u>災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、<u>「信州火山防災の日」及び防災関連行事等を通じ、災害文化の伝承や</u>、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災意識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第1節 火山直前活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 警戒区域の設定、避難指示等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局、文化観光部、総合戦略局、健康福祉部、教育委員会）</p> <p>(ウ) 災害が発生するおそれのある場合には、避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>住民に対する警戒区域の設定、避難指示等の伝達に当たっては、<u>災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、広報車等</u>あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図</p> <p>(1) 焼岳火山防災協議会の連絡系統図</p> | <p style="text-align: center;">第1節 火山直前活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 警戒区域の設定、避難指示等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び広域消防局が実施する対策】（危機管理部、広域消防局、文化観光部、総合戦略局、健康福祉部、教育委員会）</p> <p>(ウ) 災害が発生するおそれのある場合には、避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>住民に対する警戒区域の設定、避難指示等の伝達に当たっては、<u>関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等</u>あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</p> <p>別紙3 火山防災協議会が定める連絡系統図</p> <p>(1) 焼岳火山防災協議会の連絡系統図</p> |



| 現 行 | 修 正 案 |
|-----------------------------------|--------------|
| <u>別紙4-1 噴火警戒レベル発表時の防災駆動（概要版）</u> | <u>（表削除）</u> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。</p> <p>市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、別表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。</p> <p>松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員により情報収集チームを構成し、速やかに派遣する。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>(4) [電気通信事業者が実施する事項]</p> <p>災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。</p> <p>(2) 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、別表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。</p> <p>(3) 松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要と認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員により情報収集チームを構成し、速やかに派遣する。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>(4) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。</p> <p>(5) 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>6 通信手段の確保</p> <p>(4) [電気通信事業者が実施する事項]</p> <p><u>ア</u> 災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</p> <p><u>イ</u> <u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわか</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|-----|---|
| | <p><u>りやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。</u></p> |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|---------------------------------|------------------------------------|---|---|---------------------------------|------------------------------------|---|---|
| 第3節 非常参集職員の活動 | | | | 第3節 非常参集職員の活動 | | | |
| 第3 活動の内容 | | | | 第3 活動の内容 | | | |
| 1 【市が実施する対策】(全庁) | | | | 1 【市が実施する対策】(全庁) | | | |
| (2) 活動体制 | | | | (2) 活動体制 | | | |
| 災害応急対策に対処するため、状況に応じ、以下の配備体制をとる。 | | | | 災害応急対策に対処するため、状況に応じ、以下の配備体制をとる。 | | | |
| なお、各体制の人員については、別表「活動人員一覧」による。 | | | | なお、各体制の人員については、別表「活動人員一覧」による。 | | | |
| (活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準) | | | | (活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準) | | | |
| 配備体制 | 活 動 内 容 | 活 動 期 間 | 活 動 開 始 基 準 | 配備体制 | 活 動 内 容 | 活 動 期 間 | 活 動 開 始 基 準 |
| 第1配備 | ○ 危機管理部職員による情報収集・伝達(警戒体制へ継続する事前対策) | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理課長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | ○ 市域に震度3の地震が発生した場合 ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報警報発表時 ○ 焼岳もしくは乗鞍岳で火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合または他の火山で火口周辺警報(火口周辺危険)が発表された場合 ○ <u>東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合</u> ○ 災害が発生するおそれがあるときで、危機管理課長が必要と認めた場合 | 第1配備 | ○ 危機管理部職員による情報収集・伝達(警戒体制へ継続する事前対策) | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理課長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | ○ 市域に震度3の地震が発生した場合 ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報発表時 ○ 焼岳もしくは乗鞍岳で火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合または他の火山で火口周辺警報(火口周辺危険)が発表された場合 ○ <u>南海トラフ沿いの大規模な地震に関連するかどうかの調査を開始した旨の臨時情報が発表された場合</u> ○ 災害が発生するおそれがあるときで、危機管理課長が必要と認めた場合 |
| 第2配備 | ○ 災害発生前の体制で、各部署職員による情報収集・伝達活動等を行う。 | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理部 | ○ 市域に震度4の地震が発生した場合 ○ <u>東海地震注意情報が発表された場合</u> ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報発表時また | 第2配備 | ○ 災害発生前の体制で、各部署職員による情報収集・伝達活動等を行う。 | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 危機管理部 | ○ 市域に震度4の地震が発生した場合 ○ <u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の</u> |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|------|---|---|---|-------|---|---|---|
| | | 長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | は災害が発生するおそれがあるときで、危機管理部長が必要と認めた場合 ○ 焼岳もしくは乗鞍岳に噴火警戒レベル2が発表された場合または他の火山に火口周辺警報（入山危険）が発表された場合 | | | 長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | 臨時情報が発表された場合 ○ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報発表時または災害が発生するおそれがあるときで、危機管理部長が必要と認めた場合 ○ 焼岳もしくは乗鞍岳に噴火警戒レベル2が発表された場合または他の火山に火口周辺警報（入山危険）が発表された場合 |
| 第3配備 | ○ 災害発生直前または発生後の体制で、対策本部を設置し、情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。 | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 市長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | ○ 市域に震度5弱及び5強の地震が発生した場合 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表を検討している旨、長野地方気象台より情報の提供があった場合 ○ 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ○ 次のいずれかにおいて市長が必要と認めた場合 ・ 暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪警報発表時 ・ 災害が発生した場合 ・ 激甚な災害が発生するおそれがある場合 ○ 焼岳もしくは乗鞍岳に噴火警戒レベル3が発表された場合または他の火山に噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表された場合 ○ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表さ | 第3配備 | ○ 災害発生直前または発生後の体制で、対策本部を設置し、情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。 | ○ 右の基準に該当したときから、警報等が解除されるまで ○ 市長が必要ないと認めるまで ○ 他の体制に移行するまで | ○ 市域に震度5弱及び5強の地震が発生した場合 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表を検討している旨、長野地方気象台より情報の提供があった場合 ○ 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ○ 次のいずれかにおいて市長が必要と認めた場合 ・ 暴風、大雨、洪水、暴風雪、大雪警報発表時 ・ 災害が発生した場合 ・ 激甚な災害が発生するおそれがある場合 ○ 焼岳もしくは乗鞍岳に噴火警戒レベル3が発表された場合または他の火山に噴火警報（居住地域 |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|-----|--|--|------|-------|--|--|-----------------------------------|
| | | | れた場合 | | | | 厳重警戒) が発表された 場合 <u>(削除)</u> |

別表

松本市災害対策本部 構成・分掌事務

1 構成

| 種別 | 構成 | 設置場所 | 任務 |
|----|--------------|--|--|
| 本部 | 本部長、副本部長、部局長 | 市庁舎内 ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館にも設置できる | 本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害応急対策、救助対策を図るため ・被災状況の把握 ・適切な措置の決定 ・各部相互の連絡調整 |

別表

松本市災害対策本部 構成・分掌事務

1 構成

| 種別 | 構成 | 設置場所 | 任務 |
|----|--------------|---|--|
| 本部 | 本部長、副本部長、部局長 | 市庁舎内 ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館、 <u>情報創造館</u> にも設置できる | 本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害応急対策、救助対策を図るため ・被災状況の把握 ・適切な措置の決定 ・各部相互の連絡調整 |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|----------|-----------------|---|---|----------|-----------------|--|---|
| 保健医療調整本部 | 医療救護活動マニュアルに定める | 市庁舎内（第2応接室） ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館にも設置できる | <ul style="list-style-type: none"> ・本部長指示の班内伝達 ・保健医療活動の指揮・調整 ・医療救護、保健衛生、環境衛生活動の実施 ・医療機関等関係団体との連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告 | 保健医療調整本部 | 医療救護活動マニュアルに定める | 市庁舎内（議員協議会室） ※災害の状況等により勤労者福祉センター又は、まつもと市民芸術館にも設置できる | <ul style="list-style-type: none"> ・本部長指示の班内伝達 ・保健医療活動の指揮・調整 ・医療救護、保健衛生、環境衛生活動の実施 ・医療機関等関係団体との連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告 |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|---------------------------------|------------------------------|---|---------------------------------|------------------------------|---|
| 第3節 非常参集職員の活動 | | | 第3節 非常参集職員の活動 | | |
| 資料1-4 令和5年度 松本市災害対策本部 各課分掌事務 | | | 資料1-4 令和6年度 松本市災害対策本部 各課分掌事務 | | |
| 部 長 | 副部長 | 分掌事務 | 部 長 | 副部長 | 分掌事務 |
| 総務部長 | 第1副部長 (行政管理課長 兼平和推進課長) | ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害 ○ 緊急対策の進行管理に関する事 ○ 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する ○ こと。 ○ 市議会の招集に関する事。 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 | 総務部長 | 第1副部長 (行政管理課長 兼平和推進課長) | ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する事。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災害 ○ 緊急対策の進行管理に関する事。 ○ 部内の被害情報の収集・整理・伝達に関する ○ こと。 ○ 市議会の招集に関する事。 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 |
| | 第2副部長 (行政管理課法 制担当課長) | ○ 市議会の招集に関する事。 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 | | (削除) | ○ 市議会の招集に関する事。 ○ 災害見舞者及び視察者の対応に関する事。 |
| | 第3副部長 (職員課長) | ○ 職員の安否確認及び職員体制の確保に関する ○ こと。 ○ 災害派遣職員の受入れに関する事。 | | 第2副部長 (職員課長) | ○ 職員の安否確認及び職員体制の確保に関する ○ こと。 ○ 災害派遣職員の受入れに関する事。 |
| | 第4副部長 (工事検査課 長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 | | 第3副部長 (工事検査課 長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 |
| | 第5副部長 (公共施設マネ ジメント課) | ○ 避難施設の応急修理に関する事。 ○ 応急仮設住宅の建設、撤去及び維持管理に関 ○ する事。 ○ 教育施設の復旧に関する事。(教育部と連携) ○ 被災した住宅の応急修理に関する事。 ○ 応急修理に関する関係協力団体への協力要請に ○ 関する事。 | | 第4副部長 (公共施設マネ ジメント課) | ○ 避難施設の応急修理に関する事。 ○ 応急仮設住宅の建設、撤去及び維持管理に関 ○ する事。 ○ 教育施設の復旧に関する事。(教育部と連携) ○ 被災した住宅の応急修理に関する事。 ○ 応急修理に関する関係協力団体への協力要請に ○ 関する事。 |
| | 第6副部長 (選挙管理委員 会事務局長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 | | 第5副部長 (選挙管理委員 会事務局長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事。 |

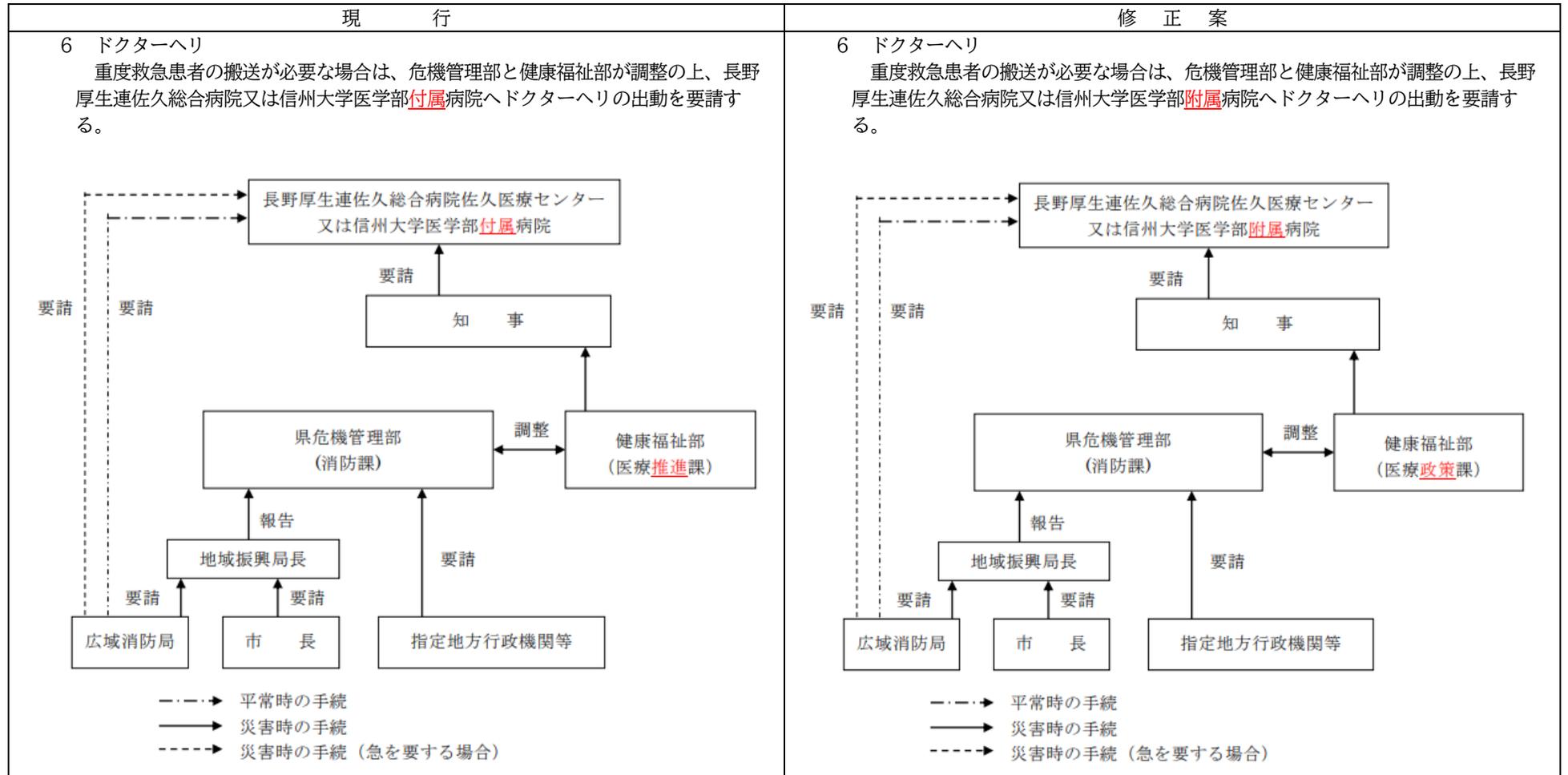
| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|--------|--|--|-------|--|--|
| | 第7副部長 (監査事務局 長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事 ○ 要配慮者の安否確認に関する事 | | 第6副部長 (監査事務局 長) | ○ 部内他課及び他部事務の応援に関する事 ○ 要配慮者の安否確認に関する事 |
| 健康福祉部長 | 第2副部長 (障がい福祉課 長) | ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 | | 第2副部長 (障がい福祉課 長) | ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 |
| | 第3副部長 (生活福祉課 長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事。 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事。 ○ 義援金及び義援物資の需要把握及び配分に関 する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 | | 第3副部長 (生活福祉課 長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 (削除) (削除) ○ 義援金及び義援物資の需要把握及び配分に関 する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 |
| | 第4副部長 (高齢福祉課 長) 第5副部長 (介護予防担当 課長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 | | 第4副部長 (高齢福祉課 長) 第5副部長 (介護予防担当 課長) | ○ 要配慮者の安否確認に関する事 ○ 要配慮者の救助・支援(生活必需品、食料等 の給与)に関する事 ○ 社会福祉施設の被害調査に関する事 ○ ボランティアセンターの設置・受入れ等の支 援に関する事 ○ 義援金及び義援物資の募集等に関する事 ○ 災害救助法による救助事務に関する事 |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|----------|--|---|----------|---|---|
| 環境エネルギー部 | 第3 副部長 (森林環境課長) 第4 副部長 (<u>森林環境課課長</u>) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 林地、林業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 土砂災害等（山間部）の被害調査に関すること。 ○ 林野火災等の被害調査に関すること。 ○ 復旧資機材の確保に関すること。 ○ 復旧資機材の確保に関すること。 | 環境エネルギー部 | 第3 副部長 (森林環境課長) <u>(削除)</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 林地、林業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ○ 土砂災害等（山間部）の被害調査に関すること。 ○ 林野火災等の被害調査に関すること。 ○ 復旧資機材の確保に関すること。 ○ 復旧資機材の確保に関すること。 |
| | 第5 副部長 (環境業務課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における公害防止及び公衆衛生対策に関すること。 ○ 災害廃棄物の収集・運搬・処理に関すること。 ○ 災害廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関すること。 ○ 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関すること。 ○ 防疫対策（被災地の消毒）に関すること。 ○ 仮設トイレ対策に関すること。 ○ 環境衛生協議会への活動要請に関すること。 ○ 仮置場の設置、運営管理に関すること。 ○ 倒壊家屋等の解体、撤去に関すること。 ○ 避難所ごみ等の収集に関すること。 | | 第4 副部長 (環境業務課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における公害防止及び公衆衛生対策に関すること。 ○ 災害廃棄物の収集・運搬・処理に関すること。 ○ 災害廃棄物の調査、処理計画及び一時集積場の選定に関すること。 ○ 廃棄物処理業者等又は他市町村への協力要請に関すること。 ○ 防疫対策（被災地の消毒）に関すること。 ○ 仮設トイレ対策に関すること。 ○ 環境衛生協議会への活動要請に関すること。 ○ 仮置場の設置、運営管理に関すること。 ○ 倒壊家屋等の解体、撤去に関すること。 ○ 避難所ごみ等の収集に関すること。 |
| | 第6 副部長 (廃棄物対策課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理業者等への協力調整に関すること。 | | 第5 副部長 (廃棄物対策課長) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理業者等への協力調整に関すること。 |
| 文化観光部長 | 第7 副部長 (スポーツ推進課長) <u>(新設)</u> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所施設の開設・管理に関すること。 | 文化観光部長 | 第7 副部長 (<u>スポーツ事業推進課長</u>) 第8 副部長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所施設の開設・管理に関すること。 |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|--------|---|--|--------|--|--|
| | | | | (スポーツ施設 整備課長) | |
| 上下水道局長 | 第5 副部長 (下水道課長) | ○ 下水道施設の応急対策、被害調査、復旧に関する こと。 | 上下水道局長 | 第5 副部長 (下水道課長) | ○ 下水道施設及び農業集落排水施設の応急対 策、被害調査、復旧に関する こと。 |
| 事務部長 | 第1 副部長 (病院総務課 長) 第2 副部長 (医事企画課 長) 第3 副部長 (病院建設課) 第4 副部長 (松本市四賀の 里クリニック事 務担当課長) | ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する こと。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災 害応急対策の進行管理に関する こと。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する こと。 ○ 病傷人の応急救護及び医療機関への緊急輸送 に関する こと。 ○ 救急医療品の調達に関する こと。 ○ 輸血、保存血液の緊急確保に関する こと。 ○ 緊急時の助産に関する こと。 | 事務部長 | 第1 副部長 (病院総務課 長) 第2 副部長 (医事企画課 長) 第3 副部長 (病院建設課 長) 第4 副部長 (四賀の里クリ ニック事務長) | ○ 指揮本部との総合的連絡調整に関する こと。 ○ 部本部の設置、部内職員の配備及び部内の災 害応急対策の進行管理に関する こと。 ○ 部内の災害情報の収集・整理・伝達に関する こと。 ○ 病傷人の応急救護及び医療機関への緊急輸送 に関する こと。 ○ 救急医療品の調達に関する こと。 ○ 輸血、保存血液の緊急確保に関する こと。 ○ 緊急時の助産に関する こと。 |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| 第4節 広域相互応援活動 | 第4節 広域相互応援活動 |
| <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（別記参照）</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請の遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> | <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（別記参照）</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災した場合にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請の遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------------------|-----------|------------|------------|----------|----------|----------|--------|----------|----|---|---|---|---|------|--------------------------------------|-----------|----------|--|----------|----------|-----------|----|---|--|---|---|-----------------|----|----|---|---|---|---|-------|----|----|---|---|---|--|---------|----|----|---|--|---|--|--------|----|---|--|--|--|--|--|-----|----|----|------------|----------|----------|----------|--------|----------|----|---|---|---|---|------|-----------|----|---|--|---|---|-----------------|----|----|---|---|---|---|-------|----|----|---|---|---|--|---------|----|----|---|--|---|--|--------|----|---|--|--|--|--|
| <p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホ イスト</th> <th>消火 装置</th> <th>物資吊 下</th> <th>ヘリテ レ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリ</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリ</td> <td><u>ユーロコプタ 二 AS365N 3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13</u></td> <td style="text-align: center;"><u>○</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>○</u></td> <td style="text-align: center;"><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防 応援等ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 機 種 | 機種 | 定員 | 救助ホ イスト | 消火 装置 | 物資吊 下 | ヘリテ レ | 消防防災ヘリ | ベル412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | 県警ヘリ | <u>ユーロコプタ 二 AS365N 3</u> | <u>13</u> | <u>○</u> | | <u>○</u> | <u>○</u> | アグスタAW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ | 広域航空消防 応援等ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ | 自衛隊ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | | 海上保安庁ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | | ○ | | ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | | <p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホ イスト</th> <th>消火 装置</th> <th>物資吊 下</th> <th>ヘリテ レ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリ</td> <td>ベル412EPI</td> <td>15</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>県警ヘリ</td> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防 応援等ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリ</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td>各種</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 機 種 | 機種 | 定員 | 救助ホ イスト | 消火 装置 | 物資吊 下 | ヘリテ レ | 消防防災ヘリ | ベル412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | 県警ヘリ | アグスタAW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ | 広域航空消防 応援等ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ | 自衛隊ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | | 海上保安庁ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | | ○ | | ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | |
| 機 種 | 機種 | 定員 | 救助ホ イスト | 消火 装置 | 物資吊 下 | ヘリテ レ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消防防災ヘリ | ベル412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県警ヘリ | <u>ユーロコプタ 二 AS365N 3</u> | <u>13</u> | <u>○</u> | | <u>○</u> | <u>○</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | アグスタAW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広域航空消防 応援等ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自衛隊ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海上保安庁ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機 種 | 機種 | 定員 | 救助ホ イスト | 消火 装置 | 物資吊 下 | ヘリテ レ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消防防災ヘリ | ベル412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県警ヘリ | アグスタAW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広域航空消防 応援等ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 自衛隊ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海上保安庁ヘリ | 各種 | 各種 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ア) <u>長野県災害医療本部</u>の設置及び運営を行う。 <u>(新設)</u></p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び<u>長野県医科器械同業組合</u>は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。</p> <p>(サ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部<u>附属</u>病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療活動を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ア) <u>長野県保健医療福祉調整本部</u>の設置及び運営を行う。</p> <p>(<u>ス</u>) <u>必要に応じ、厚生労働省に災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣を要請する。</u></p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び<u>長野県医療機器販売業協会</u>は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。</p> <p>(サ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部<u>附属</u>病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療活動を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| 第8節 要配慮者支援計画 | 第8節 要配慮者支援計画 |
| <p>第2 主な取組み</p> <p>6 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 現状及び課題 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。 このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(健康福祉部、建設部、危機管理部)</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> <p>県は、土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。</p> <p>ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】 土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所</u>等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> | <p>第2 主な取組み</p> <p>6 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 現状及び課題 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。 このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(健康福祉部、建設部、危機管理部)</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p> <p>県は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。</p> <p>ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（建設部、産業振興部、文化観光部、危機管理部）</p> <p>(ア) 各地区、公共施設等のヘリポートを活用するとともに、<u>各地区体育館</u>等を輸送拠点に設定する。</p> | <p style="text-align: center;">第10節 緊急輸送活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>6 輸送拠点の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（建設部、産業振興部、文化観光部、危機管理部）</p> <p>(ア) 各地区、公共施設等のヘリポートを活用するとともに、<u>松本市防災物資ターミナル</u>等を輸送拠点に設定する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（各部局）</p> <p>(㊱) 応援協力体制</p> <p>a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。（農政部、林務部）</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】（各機関）</p> <p>(イ) 障害物除去の方法</p> <p>b 緊急輸送路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去行うものとする。（地方整備局）</p> <p>除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないように配慮して行う。</p> | <p style="text-align: center;">第11節 障害物の処理活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】（各部局）</p> <p>(㊱) 応援協力体制</p> <p>a 緊急輸送道路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。（農政部、林務部）</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】（各機関）</p> <p>(イ) 障害物除去の方法</p> <p>b 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去行うものとする。（地方整備局）</p> <p>除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないように配慮して行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------|----------------------------|--------------|------|--------|----|-------------|------|------|----|-------------|----|-------|---------|----|---------------|----------------------|--------------|-----|----------------------------|------|--|-----|----------|----|-------|----|--|--|---|------|-----|-----|------|--------|----|-------------|------|------|----|-------------|----|-----------|--------------------|-------------|-------|---------|----|---------------|----------------------|--------------|-----|----------------------------|------|-----|----------|----|
| 第12節 避難受入れ及び情報提供活動 | 第12節 避難受入れ及び情報提供活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第1 基本方針</p> <p>火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に関わる的確な応急対策の計画作成をしておく。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。</p> <p>また、土砂災害危険箇所等に所在している施設に対しては、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(7) 実施事項及び実施機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第56条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>指定避難所</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 実施事項 | 機関等 | 根 拠 | 対象災害 | 高齢者等避難 | 市長 | 災害対策基本法第56条 | 災害全般 | 避難指示 | 市長 | 災害対策基本法第60条 | // | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 災害全般 | | 自衛官 | 自衛隊法第94条 | // | 指定避難所 | 市長 | | | <p>第1 基本方針</p> <p>火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に関わる的確な応急対策の計画作成をしておく。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等に所在している施設に対しては、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 市町村長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(7) 実施事項及び実施機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根 拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第56条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">避難指示</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>//</td> </tr> </tbody> </table> | 実施事項 | 機関等 | 根 拠 | 対象災害 | 高齢者等避難 | 市長 | 災害対策基本法第56条 | 災害全般 | 避難指示 | 市長 | 災害対策基本法第60条 | // | 知事 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 災害全般 | 自衛官 | 自衛隊法第94条 | // |
| 実施事項 | 機関等 | 根 拠 | 対象災害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者等避難 | 市長 | 災害対策基本法第56条 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難指示 | 市長 | 災害対策基本法第60条 | // | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 自衛官 | 自衛隊法第94条 | // | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定避難所 | 市長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施事項 | 機関等 | 根 拠 | 対象災害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者等避難 | 市長 | 災害対策基本法第56条 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難指示 | 市長 | 災害対策基本法第60条 | // | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知事 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 災害全般 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 自衛官 | 自衛隊法第94条 | // | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | | | 修 正 案 | | | |
|---|--|--|--|---|----|--|--|
| の開設、受入れ | | | | 指定避難所の開設、受入れ | 市長 | | |
| <p>イ 高齢者等避難、避難指示の意味</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者等避難」 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</u> ○ 「避難指示」 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに<u>発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。</u> <p>ウ <u>避難指示、高齢者等避難の発令</u>及び報告、通知等</p> <p>(7) [市長が行う措置]</p> <p>a 避難指示 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、<u>避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を発令するものとする。</u> なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を発令するよう努めるものとする。</p> <p>(b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域</p> <p>b 高齢者等避難 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者</u>に対し、高齢者等避難を発令するものとする。</p> | | | | <p>イ 高齢者等避難、避難指示の意味</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者等避難」 <u>災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要 配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。</u> ○ 「避難指示」 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）</u>に対し、<u>避難のための立ち退きを指示することをいう。</u> <p>ウ <u>措置</u>及び報告、通知等</p> <p>(7) [市長が行う措置]</p> <p>a 避難指示 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。 なお、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を発令するよう努めるものとする。</p> <p>(b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域</p> <p>b 高齢者等避難 <u>災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者等</u>に対し、高齢者等避難を発令するものとする。</p> | | | |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p>エ 避難指示の時期 上記(ア) a (a) ~ (h) に該当する地域に災害が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>オ 避難指示、<u>高齢者避難</u>の内容 避難指示及び<u>高齢者避難</u>の発令に際して、次の事項を明確にする。</p> <p>カ 市民への周知 (ア) 避難指示、<u>高齢者等避難を発令した者</u>は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。 避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (イ) 市長は、市長以外の<u>指示者</u>、市民と関係している隣接の市町村長等と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>キ 避難行動要支援者の状況把握 市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、<u>町会</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>ク 市有施設における避難活動 災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。 (イ) 避難指示、<u>高齢者等避難</u>は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>3 避難誘導活動 (1) 基本方針 避難指示等を発令した者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。 (2) 実施計画 イ 【市民が実施する計画】 避難にあたっては、まず、各町会で定めた「町会一時集合場所」へ集合し、住民の安否確認等を行ったのち、できるだけ集団で指定避難場所へ避難する。</p> | <p>エ 避難指示等の時期 上記(ア) a (a) ~ (h) に記載する地域に災害が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>オ 避難指示等の内容 避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。</p> <p>カ 市民への周知 (ア) 避難指示等の発令者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接市民に対し周知する。 避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (イ) 市長は、市長以外の<u>発令者</u>、市民と関係している隣接の市町村長等と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>キ 避難行動要支援者の状況把握 市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、<u>自主防災組織</u>、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</p> <p>ク 市有施設における避難活動 災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。 (イ) 避難指示等が<u>発令された場合</u>は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>3 避難誘導活動 (1) 基本方針 避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。 (2) 実施計画 イ 【市民が実施する計画】 避難にあたっては、まず、各町会で定めた「町会一時集合場所」へ集合し、住民の安否確認等を行ったのち、できるだけ集団で指定避難場所へ避難する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p>この際、危険個所に十分注意して避難するものとする。</p> <p><u>(7) 要避難地区で避難を要する場合</u> 市民等は<u>避難誘導員の指示に従い</u>、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。 この場合の携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</p> <p><u>(1) 任意避難地区で避難を要する場合</u> 市民等は、<u>災害が拡大し危険が予想されるときは、(7)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。</u> <u>この場合の携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</u></p> <p>4 避難所の開設・運営 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(住民自治局、教育委員会、文化観光部、危機管理部、健康福祉部、こども部、建設部) (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (ク) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】 (1) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。 <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>6 住宅の確保</p> | <p>この際、危険個所に十分注意して避難するものとする。</p> <p>市民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。 この場合の携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。</p> <p>4 避難所の開設・運営 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】(住民自治局、教育委員会、文化観光部、危機管理部、健康福祉部、こども部、建設部) (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(ク) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保</u>等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】 (1) 指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>6 住宅の確保</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(建設部、総務部、健康福祉部、危機管理部)</p> <p><u>(オ) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。</u></p> <p><u>(カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u></p> <p><u>(キ) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</u></p> <p>7 被災者等への的確な情報提供</p> <p>(1) 基本方針 被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【<u>県及び市</u>が実施する計画】(<u>危機管理部</u>) <u>(新設)</u></p> <p><u>(ア) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、</u></p> | <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(建設部、総務部、健康福祉部、危機管理部)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(オ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u></p> <p><u>(カ) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</u></p> <p>7 被災者等への的確な情報提供</p> <p>(1) 基本方針 被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【<u>市及び県</u>が実施する計画】</p> <p><u>(ア) 市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>(エ) 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p>在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</p> <p>(エ) 県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。</p> <p>特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(オ) 県及び市は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(カ) 県及び市は、被災者の安否について市民から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</p> <p>この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p> | <p>在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</p> <p>(オ) 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。</p> <p>特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(カ) 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(キ) 市及び県は、被災者の安否について市民から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</p> <p>この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>(ク) 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(ケ) 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁や自己水源の稼働により確保された配水池の貯留水、プールへろ水器を搬入して確保された水並びにボトルウォーターの備蓄等により行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達することを長野県の基本方針としている。 本市では、飲料水の供給は重要給水を優先的に行い、被災規模により単独での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設等災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第3 活動の内容 1 飲料水の確保 (2) 実施計画 ウ 【水道事業者等が実施する対策】 (ア) 県企業局が実施する対策 a <u>「安心の蛇口」について、飲料水の調達が可能か確認する。</u> b <u>「川中島の水」について、備蓄場所及び本数の確認を行う。</u> c <u>浄水場の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。</u> d <u>非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。</u> <u>(新設)</u></p> <p>2 飲料水の供給 (2) 実施計画 ウ 【水道事業者等が実施する対策】 (ア) 県企業局が実施する対策 e ボトルウォーター「川中島の水」や給水袋等の給水資材を、市が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。</p> | <p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁や自己水源の稼働により確保された配水池の貯留水、プールへろ水器を搬入して確保された水並びにボトルウォーターの備蓄等により行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達することを長野県の基本方針としている。 本市では、飲料水の供給は重要給水施設を優先的に行い、被災規模により単独での応急給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設等災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第3 活動の内容 1 飲料水の確保 (2) 実施計画 ウ 【水道事業者等が実施する対策】 (ア) 県企業局が実施する対策 a <u>浄水場や配水池の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。</u> b <u>「安心の蛇口」設置箇所では、組立式応急給水栓により、飲料水の調達が可能か確認する。</u> c <u>非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。</u> d <u>給水袋等給水資材の備蓄場所・数量の確認を行う。</u> e <u>ボトルウォーター「川中島の水」・「千曲川の水」の備蓄場所・数量の確認を行う。</u></p> <p>2 飲料水の供給 (2) 実施計画 ウ 【水道事業者等が実施する対策】 (ア) 県企業局が実施する対策 e ボトルウォーター「川中島の水」・<u>「千曲川の水」</u>や給水袋等の給水資材を、市が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的に、医療調整本部において、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の指導を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。</p> <p>第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (1) 基本方針 災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。 また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。 このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、環境エネルギー部） (ウ) 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。 (エ) 保健師等の巡回等による健康管理、衛生管理、感染症及び食中毒防止対策について保健師及び管理栄養士が、当該地域の避難所等を巡回して避難住民及び災害復旧に従事する者等の健康相談・指導及び栄養指導を行う。また、避難所の保健衛生管理、感染症及び食中毒の防止に努める。 (カ) 安全かつ確実な食料の提供のために、以下の対策を行う。 a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的に、保健医療調整本部において、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の指導を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>第2 主な活動 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所等における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生監視員による食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。</p> <p>第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (1) 基本方針 避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。 また、避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、必要に応じ心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣調整を行う。 このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。 (2) 実施計画 ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、環境エネルギー部） (ウ) 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。 (エ) 保健師及び管理栄養士等が、当該地域の避難所等を巡回して避難住民等の健康相談及び栄養指導を行う。また、避難所の保健衛生管理、感染症及び食中毒の防止に努める。 (カ) 安全かつ確実な食料の提供のために、以下の対策を行う。 a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p>b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。</p> <p>c 給与食品（救護食品を含む）の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。</p> <p>d 必要に応じ給与食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。</p> <p>e 災害発生の季節・気象状況に的確に対応した食品衛生指導を行う。</p> <p><u>f 被災食品の措置を行う。</u></p> <p><u>g 食品関係営業施設における被害食品の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講ずる。</u> <u>実施の時点は、発災後1週間以内とする。</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(7) 被災者の健康管理のため、市と連携して<u>衛生班による</u>現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(1) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。</p> <p>エ 【市民が実施する対策】</p> <p>(1) 市民相互の助け合いを大切にし、自らボランティアとしての活動を行う。</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。</p> <p>また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもとに衛生指導などを行う。</p> <p>なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供必要<u>に応じた消毒の実施等の</u>措置を迅速に行い、まん延防止を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、環境エネルギー部）</p> <p>(1) 感染症対策活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、<u>松本保健所長を経由して</u>知事に提出する。</p> | <p>b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。</p> <p>c 給与食品（救護食品を含む）の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。</p> <p>d 必要に応じ給与食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。</p> <p>e 災害発生の季節・気象状況に的確に対応した食品衛生指導を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>g 食品関係営業施設における被害食品の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講ずる。</u> <u>(削除)</u></p> <p>イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(7) 被災者の健康管理のため、市と連携して現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。</p> <p>ウ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>(1) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災<u>世</u>帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。</p> <p>エ 【市民が実施する対策】</p> <p>(1) 市民相互の助け合いを大切にし、自ら<u>も</u>ボランティアとしての活動を行う。</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。</p> <p>また、感染症の発生を未然に防止するため、関係機関との連携のもとに衛生指導などを行う。</p> <p>なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供<u>等</u>必要<u>な</u>措置を迅速に行い、まん延防止を図る。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、環境エネルギー部）</p> <p>(1) 感染症対策活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ知事に提出する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p>イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(エ) 実状に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生後直ちに現地調査を行い、被害が甚大なは、職員を現地に派遣し適切な指導に当たる。</p> | <p>イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）</p> <p>(エ) 実状に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生後直ちに現地調査を行い、被害が甚大な場合は、職員を現地に派遣し適切な指導に当たる。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第23節 都市ガス施設応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>ガス漏洩による火災・爆発・<u>生ガス中毒</u>の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。</p> <p>また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。</p> | <p style="text-align: center;">第23節 都市ガス施設応急活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>ガス漏洩による火災・爆発の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。</p> <p>また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第24節 上水道施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 上水道施設応急復旧対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】 被災の状況により、他都道府県への応援要請を行う。 また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行う。</p> <p>ウ <u>【松本市水道事業協同組合が実施する対策】</u> <u>上下水道局の施設の応急復旧要請に対し、積極的に応ずる。</u></p> <p>エ 【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する対策</p> <p>b 長野県営水道指定給水装置工事事業者等へにより協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。</p> <p>d <u>関係する市町村</u>と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。 <u>(新設)</u></p> | <p style="text-align: center;">第24節 上水道施設応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 上水道施設応急復旧対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ <u>【松本市水道事業協同組合が実施する対策】</u> <u>上下水道局の施設の応急復旧要請に対し、積極的に応ずる。</u></p> <p>ウ 【県が実施する対策】 被災の状況により、他都道府県への応援要請を行う。 また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行う。</p> <p>エ 【水道事業者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する対策</p> <p>b 長野県営水道指定給水装置工事事業者等へ<u>【県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要綱】</u>により協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。</p> <p>d <u>市</u>と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。</p> <p>e <u>停電により水道施設の機能維持が困難となった場合、予備電源への切替、燃料の調達、「災害時等の災害対応資機材のリースに関する協定」に基づく資機材の調達、停電回復見込みの情報収集等により、施設の機能維持に努めるものとする。</u></p> <p>オ <u>【市民が実施する対策】</u> <u>水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 土砂流出、泥流対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>(イ) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じ避難指示等の措置をとる。</p> <p>エ 【国が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>オ 【市民が実施する対策】 警戒避難情報に注意を払い、避難指示等に従い早急に安全な場所に避難するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 土砂流出、泥流対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、建設部、環境エネルギー部）</p> <p>(イ) 土砂災害緊急情報を住民に提供し、必要に応じ避難指示等の措置をとる。</p> <p>エ 【国が実施する対策】（地方整備局）</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知する。</p> <p>オ 【市民が実施する対策】 土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等に従い早急に安全な場所に避難するものとする。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（教育委員会）</p> <p>市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について教育委員会に報告するものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（教育委員会）</p> <p>教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。</p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、教育委員会、市町村教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p>。</p> | <p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（教育委員会）</p> <p>市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。</p> <p>イ 【県が実施する対策】（県民文化部）</p> <p>県は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。</p> <p>ウ 【所有者が実施する対策】</p> <p>(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大の防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市町村教育委員会の指導を受けて実施する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第3.3節 災害の拡大防止と二次災害防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="padding-left: 20px;">[道路及び橋梁関係]</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。 (建設部、道路公社、警察本部)</p> <p>(ロ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。 また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。 (建設部、道路公社、警察本部)</p> | <p style="text-align: center;">第3.3節 災害の拡大防止と二次災害防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="padding-left: 20px;">[道路及び橋梁関係]</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行う。 (建設部、道路公社、警察本部)</p> <p>(ロ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。 また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施行量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。 (建設部、道路公社、警察本部)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>8 指定文化財における災害時の措置</p> <p>一般公開を行っている指定文化財が被災した場合、指定文化財の所有者又は管理責任者は、観覧者の避難誘導を速やかに行い、その安全を図る。</p> <p>また、火災・倒壊等が発生した場合は直ちに必要な措置を講じ、被害を最小限にとどめる。被害状況の把握のため指定文化財の所有者となっている場合、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。その場合、建造物、廟所・巨木・山城等火災や倒壊等によって人的被害が発生する可能性の高いものを優先的にパトロールする。</p> <p>教育委員会事務局は、指定文化財の被害状況がまとめ次第、教委と協議のうえ、文化財復旧のための適切な措置を講ずる。</p> | <p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>8 指定文化財における災害時の措置</p> <p>一般公開を行っている指定文化財が被災した場合、指定文化財の所有者又は管理責任者は、観覧者の避難誘導を速やかに行い、その安全を図る。</p> <p>また、火災・倒壊等が発生した場合は直ちに必要な措置を講じ、被害を最小限にとどめる。被害状況の把握のため指定文化財の所有者となっている場合、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。その場合、建造物、廟所・巨木・山城等火災や倒壊等によって人的被害が発生する可能性の高いものを優先的にパトロールする。</p> <p>教育委員会事務局は、指定文化財の被害状況がまとめ次第、県と協議のうえ、文化財復旧のための適切な措置を講ずる。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第4 1節 観光地の孤立災害応急対策及び登山者の安全確保対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部）</p> <p>(ア) 職員の派遣、衛星携帯電話、携帯電話、地域防災行政無線・消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段を確保する。</p> <p>2 孤立状況等の早期把握</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>山岳観光地で災害が発生した際には、応急対策を実施する側から積極的に状況の確認を行い、孤立状況や被害実態を早期に把握する。</p> | <p style="text-align: center;">第4 1節 観光地の孤立災害応急対策及び登山者の安全確保対策</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】（危機管理部、<u>総合戦略局</u>）</p> <p>(ア) 職員の派遣、衛星携帯電話、携帯電話、地域防災行政無線・消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段を確保する。</p> <p>2 孤立状況等の早期把握</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>山岳観光地で災害が発生した際には、応急対策を実施する側から積極的に状況の確認を行い、<u>職員を派遣する等</u>、孤立状況や被害実態を早期に把握する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(建設部)</p> <p>(ア) 災害復興住宅建設等補助金 住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みにより必要なり災証明書の発行を行うものとする。</p> <p>4 被災者の労働対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(産業振興部)</p> <p>災害により離職を余儀なくされた者の再就職を支援するため、<u>公共職業安定所</u>の行う臨時職業相談窓口、巡回職業相談及び職業転換給付金制度等の周知、活用促進を図るための措置を講ずる。</p> | <p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(建設部、<u>財政部</u>)</p> <p>(ア) 災害復興住宅建設等補助金 住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みにより必要なり災証明書の発行を行うものとする。</p> <p>4 被災者の労働対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する対策】(産業振興部)</p> <p>災害により離職を余儀なくされた者の再就職を支援するため、<u>ハローワーク</u>の行う臨時職業相談窓口、巡回職業相談及び職業転換給付金制度等の周知、活用促進を図るための措置を講ずる。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---------|---|--|---|--|---|---|---|-------|---------------------|---------|---|--|---|--|---|---|
| <p style="text-align: center;">第4節 モニタリング等</p> <p>第4 屋内退避及び避難誘導</p> <p>2 屋内退避等の措置（危機管理部、環境エネルギー部、教育委員会、健康福祉部）</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>「原子力災害対策指針（最新改定日 令和4年7月6日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="235 715 1104 1225"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{※1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{※3}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20μSv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p>※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p>※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産され</p> | 基準の概要 | 初期設定値 ^{※1} | 防護措置の概要 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 | <p style="text-align: center;">第4節 モニタリング等</p> <p>第4 屋内退避及び避難誘導</p> <p>2 屋内退避等の措置（危機管理部、環境エネルギー部、教育委員会、健康福祉部）</p> <p>(5) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>「原子力災害対策指針（最新改定日 令和5年11月1日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1207 715 2076 1225"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{※1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{※3}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20μSv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p>※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p>※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産され</p> | 基準の概要 | 初期設定値 ^{※1} | 防護措置の概要 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 |
| 基準の概要 | 初期設定値 ^{※1} | 防護措置の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基準の概要 | 初期設定値 ^{※1} | 防護措置の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h(地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------|-------------------|--|-------|--|---|------|---------|-------------------|---|-------|---|
| <p>た食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>第7 緊急輸送活動</p> <p>2 県では、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。 (危機管理部)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">輸送内容</th> <th style="text-align: center;">関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリング要員 各種資機材</td> <td>(公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>避難市民等</td> <td>(公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊</td> </tr> </tbody> </table> | 輸送内容 | 関 係 機 関 | モニタリング要員 各種資機材 | (公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊 | 避難市民等 | (公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊 | <p>た食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>第7 緊急輸送活動</p> <p>2 県では、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。 (危機管理部)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">輸送内容</th> <th style="text-align: center;">関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリング要員 各種資機材</td> <td>(公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>避難市民等</td> <td>(公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊</td> </tr> </tbody> </table> | 輸送内容 | 関 係 機 関 | モニタリング要員 各種資機材 | (公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊 | 避難市民等 | (公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊 |
| 輸送内容 | 関 係 機 関 | | | | | | | | | | | | |
| モニタリング要員 各種資機材 | (公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊 | | | | | | | | | | | | |
| 避難市民等 | (公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊 | | | | | | | | | | | | |
| 輸送内容 | 関 係 機 関 | | | | | | | | | | | | |
| モニタリング要員 各種資機材 | (公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊 | | | | | | | | | | | | |
| 避難市民等 | (公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊 | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------|--------|-----|----------------------|--------|---------------|------------------------|--------------|---|-----|--------|-----|----------------------|--------|---------------|------------------------|--------------|
| <p>第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等</p> <p>第3 飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">対 象</th> <th style="text-align: center;">放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">飲料水</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">300 ベクレル/キログラム 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">野菜類（根菜・芋類を除く）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2,000 ベクレル/キログ ラム以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">穀類、肉、卵、魚、その他</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（原子力災害対策指針（令和4年7月6日））</p> | 対 象 | 放射性ヨウ素 | 飲料水 | 300 ベクレル/キログラム 以上 | 牛乳・乳製品 | 野菜類（根菜・芋類を除く） | 2,000 ベクレル/キログ ラム以上 | 穀類、肉、卵、魚、その他 | <p>第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等</p> <p>第3 飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">対 象</th> <th style="text-align: center;">放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">飲料水</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">300 ベクレル/キログラム 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">野菜類（根菜・芋類を除く）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2,000 ベクレル/キログ ラム以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">穀類、肉、卵、魚、その他</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（原子力災害対策指針（令和5年11月1日））</p> | 対 象 | 放射性ヨウ素 | 飲料水 | 300 ベクレル/キログラム 以上 | 牛乳・乳製品 | 野菜類（根菜・芋類を除く） | 2,000 ベクレル/キログ ラム以上 | 穀類、肉、卵、魚、その他 |
| 対 象 | 放射性ヨウ素 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飲料水 | 300 ベクレル/キログラム 以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 牛乳・乳製品 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野菜類（根菜・芋類を除く） | 2,000 ベクレル/キログ ラム以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 穀類、肉、卵、魚、その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対 象 | 放射性ヨウ素 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飲料水 | 300 ベクレル/キログラム 以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 牛乳・乳製品 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野菜類（根菜・芋類を除く） | 2,000 ベクレル/キログ ラム以上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 穀類、肉、卵、魚、その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い郷土づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1.2 文化財の保護</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】 (教育委員会)</p> <p>市町村教育委員会を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導する。</p> <p>1.4 雪害に関する知識の市民への普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】</p> <p>降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、市民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 【県が実施する計画】 (危機管理部・健康福祉部・警察本部)</p> <p>(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により県民に対して防災知識の普及を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、<u>克雪に係る技術の普及等</u>を図る。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。</p> <p>a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識</p> <p>b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及</p> <p>c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意</p> <p>d 屋根の雪下ろしの際の転倒防止への注意</p> <p><u>(イ)</u> 市町村に対して防災マップ、災害時の行動マニュアル等の作成について指</p> | <p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い郷土づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1.2 文化財の保護</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する計画】 (県民文化部)</p> <p>市町村担当部局を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導する。</p> <p>1.4 雪害に関する知識の市民への普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】</p> <p><u>(ア)</u> 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、市民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。</p> <p><u>(イ) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等</u>を図る。</p> <p>イ 【県が実施する計画】 (危機管理部・企画振興部・健康福祉部・警察本部)</p> <p>(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により県民に対して防災知識の普及を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。</p> <p>a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識</p> <p>b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及</p> <p>c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意</p> <p>d 屋根の雪下ろしの際の転倒防止への注意</p> <p><u>(イ) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する</u></p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|--|
| <p>導するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要援護世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。</p> <p>(ウ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。</p> <p>(エ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</p> | <p><u>る技術の普及等を図る。</u></p> <p>(ウ) 市町村に対して防災マップ、災害時の行動マニュアル等の作成について指導するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要援護世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。</p> <p>(エ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。</p> <p>(オ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</p> |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|-----------------------------|--------|---|-----------------------------|--------|--|
| 第3節 避難受入活動にあたっての雪害災害等に対する措置 | | | 第3節 避難受入活動にあたっての雪害災害等に対する措置 | | |
| <<各部の分掌事務>> 本部長（副市長） | | | <<各部の分掌事務>> 本部長（副市長） | | |
| 部 局 | 課 等 | 災害対策事務分掌 | 部 局 | 課 等 | 災害対策事務分掌 |
| 危機管理部 | 危機管理課 | ○ 気象情報 の収集・伝達 ○対策本部の設置 ○関係機関との連絡・調整 ○各部の活動状況の把握 ○本部会議の開催 | 危機管理部 | 危機管理課 | ○ 防災気象情報 の収集・伝達 ○対策本部の設置 ○関係機関との連絡・調整 ○各部の活動状況の把握 ○本部会議の開催 |
| | 消防防災課 | ○被害状況の把握と県への報告（地域振興局経由） ○道路除雪本部との連絡・調整 ○消防団による水害警戒（中小河川） ○消防水利の除雪（消火栓、防火水槽等） | | 消防防災課 | ○被害状況の把握と県への報告（地域振興局経由） ○道路除雪本部との連絡・調整 ○消防団による水害警戒（中小河川） ○消防水利の除雪（消火栓、防火水槽等） |
| 住民自治局 | 地域づくり課 | ○指揮本部との総合的連絡 ○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○部内の災害情報収集・整理 ○ 気象予警報 の伝達 ○町会との連絡調整 ○避難誘導 | 住民自治局 | 地域づくり課 | ○指揮本部との総合的連絡 ○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○部内の災害情報収集・整理 ○ 防災気象情報 の伝達 ○町会との連絡調整 ○避難誘導 |
| 総務部 | 行政管理課 | ○ 気象予警報 の伝達 ○部内の災害情報収集 ○部内施設の被害調査・復旧 | 総務部 | 行政管理課 | ○ 防災気象情報 の伝達 ○部内の災害情報収集 ○部内施設の被害調査・復旧 |
| 財政部 | 財政課 | ○ 気象予警報 の伝達 ○対策本部との総合的連絡 ○被害調査 ○部内の災害情報収集・整理 | 財政部 | 財政課 | ○ 防災気象情報 の伝達 ○対策本部との総合的連絡 ○被害調査 ○部内の災害情報収集・整理 |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|-------|-------|---|-------|-------|--|
| 健康福祉部 | 福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ○指揮本部との総合的連絡 ○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○部内の災害情報収集・整理 ○気象予警報の伝達 ○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○日赤救護班・医師会・歯科医師会・薬剤師会救護班の協力要請 ○日赤奉仕団との連絡 ○食料・生活必需品等の供与 ○医療・救護関係の資機材確保 | 健康福祉部 | 福祉政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ○指揮本部との総合的連絡 ○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○部内の災害情報収集・整理 ○防災気象情報の伝達 ○所管および関連施設の安全確保・被害調査 ○日赤救護班・医師会・歯科医師会・薬剤師会救護班の協力要請 ○日赤奉仕団との連絡 ○食料・生活必需品等の供与 ○医療・救護関係の資機材確保 |
| 産業振興部 | 農政課 | <ul style="list-style-type: none"> ○気象予警報の伝達 ○対策本部との連絡調整 ○部内の災害情報収集 ○施設の災害対策 ○農業関係の被害調査・情報伝達 ○関係団体との連絡調整 ○食料品等の調達・供給 ○農業施設の災害対策 ○災害激基地指定 | 産業振興部 | 農政課 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災気象情報の伝達 ○対策本部との連絡調整 ○部内の災害情報収集 ○施設の災害対策 ○農業関係の被害調査・情報伝達 ○関係団体との連絡調整 ○食料品等の調達・供給 ○農業施設の災害対策 ○災害激基地指定 |
| 建設部 | 建設総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ○気象予警報の伝達 ○対策本部との総合的連絡 ○部内の災害情報収集 ○県関係機関との連絡調整 ○災害工事中用資機材の調達 | 建設部 | 建設総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災気象情報の伝達 ○対策本部との総合的連絡 ○部内の災害情報収集 ○県関係機関との連絡調整 ○災害工事中用資機材の調達 |
| 上下水道局 | 総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ○気象予警報の伝達 ○対策本部との連絡調整 ○局内の災害情報収集 ○所管および関連施設の被害情報の整理 ○断水等の市民周知 ○復旧資機材の調達・確保 ○県関係機関との連絡調整 | 上下水道局 | 総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災気象情報の伝達 ○対策本部との連絡調整 ○局内の災害情報収集 ○所管および関連施設の被害情報の整理 ○断水等の市民周知 ○復旧資機材の調達・確保 ○県関係機関との連絡調整 |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|-------|-------|---|-------|-----------|--|
| 病院局 | 病院総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ○傷病者の収容対策 ○医療・救護関係の資機材確保 | 病院局 | 病院総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ○傷病者の収容対策 ○医療・救護関係の資機材確保 |
| | 会田病院 | ○病院総務課の所掌事務と同じ | | 四賀の里クリニック | ○病院総務課の所掌事務と同じ |
| 教育委員会 | 教育政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ○<u>気象予警報</u>の伝達 ○対策本部との連絡調整 ○部内の災害情報収集 ○教育関係の被害調査・情報伝達 ○関係団体との連絡調整 | 教育委員会 | 教育政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ○<u>防災気象情報</u>の伝達 ○対策本部との連絡調整 ○部内の災害情報収集 ○教育関係の被害調査・情報伝達 ○関係団体との連絡調整 |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| 第3節 災害応急対策の実施 | 第3節 災害応急対策の実施 |
| <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。</p> <p>また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。</p> | <p>第2 主な活動</p> <p>1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。</p> <p>また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1節 災害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (オ) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 (教育委員会)</p> | <p style="text-align: center;">第1節 災害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容 (2) 実施計画 イ 【県が実施する計画】 (オ) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 (県民文化部)</p> |

| 現 行 | 修 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第5節 二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容 二次災害の防止</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する対策】</p> <p>ア 林務部が実施する対策 機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響等について調査し、危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行うとともに、土砂災害等の防止対策を検討する。</p> <p>イ 建設部が実施する対策</p> <p>(7) 緊急点検マニュアルにより、土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。</p> | <p style="text-align: center;">第5節 二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容 二次災害の防止</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する対策】</p> <p>ア 林務部が実施する対策 機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響等について調査し、危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行うとともに、土砂災害等の防止対策を検討する。</p> <p>イ 建設部が実施する対策</p> <p>(7) 緊急点検マニュアルにより、土砂災害警戒区域等及び施設の点検を実施する。</p> |

| 現 行 | | | | | | | 修 正 案 | | | | | | |
|---|----------------|---------------|---|----------|------------|-----|--|-------------------|-------------------|-----|----------|------------|-----------|
| 資料3 地震の記録 (松本市に影響があったと思われる地震) | | | | | | | 資料3 地震の記録 (松本市に影響があったと思われる地震) | | | | | | |
| No. | 西暦 (和 暦) | 震央 (東経・北緯) | M | 被害 程度 | 主な被 害地域 | 備 考 | No. | 西暦(和 暦) | 震央 (東経・北 緯) | M | 被害 程度 | 主な被 害地域 | 備 考 |
| 新設 | | | | | | | 38 | 2024.1.1 16:10 | 137.2° 37.5° | 7.6 | C | 石川県 | 松本市丸の内震度4 |
| (注1) 本表は、「長野県地域防災計画(資料編、平成23年度修正)」を主として作成 | | | | | | | (注1) 本表は、「長野県地域防災計画(資料編、令和5年度修正)」を主として作成 | | | | | | |

| 現 行 | | | | | | 修 正 案 | | | | | |
|---------------|-----|-----|---------|------|---------|---------------|-----------------|-----|------------------------------------|------------|--|
| 資料4 風水害の記録 | | | | | | 資料4 風水害の記録 | | | | | |
| No. | 年月日 | 原 因 | 災 害 箇 所 | 被害地域 | 被 害 状 況 | No. | 年月日 | 原 因 | 災 害 箇 所 | 被害地域 | 被 害 状 況 |
| | 新設 | | | | | | | | | | |
| | 新設 | | | | | 63 | R6.6.30~ 7.1 | 大雨 | ・総降水量 上高地 180.0mm 乗鞍 196.0mm | 上高地、 乗鞍 | ・大雨警報（土砂災害） 発表 ・土砂災害警戒情報発表 ・避難指示発令 ・指定避難所2か所開設 ・横尾仮設道の一部流失、徳沢仮橋取付部の流出 ・ウェストン碑周辺護岸、園路流出 |
| | 新設 | | | | | 64 | R6.8.14 | 大雨 | ・総降水量 松本 101mm | 全市 | ・大雨警報（浸水害） 洪水警報発表 ・記録的短時間大雨情報発表 ・松本空港トンネルで車両水没 4台 |
| | | | | | | 65 | R6.9.12 | 大雨 | ・総降水量 松本 37.5mm 今井 33.0mm | 全市 | ・大雨警報（浸水害） 洪水警報発表 ・床下浸水 8棟 ・非住家床上浸水 2棟 |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--|------------|--|-----|--|-----|--------|-----|------|-----|---|----------------------|----|--|---|---|---------------------|----|-----------------|---|---|--------------------|----|------|---|---|---------------------|----|------|---|---|---------------------|-----|-------------------|---|---|-----------------------------|------------|---------------------|---|---|---------------------|-----|------------------------------------|---|---|---------------------|----|--|---|
| <p><u>(追加)</u></p> | <p>資料5</p> <p style="text-align: center;">火山の記録</p> <table border="1" data-bbox="1144 347 2069 1396"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 347 1196 416">No.</th> <th data-bbox="1196 347 1335 416">西暦(和暦)</th> <th data-bbox="1335 347 1435 416">火山名</th> <th data-bbox="1435 347 1921 416">発生現象</th> <th data-bbox="1921 347 2069 416">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 416 1196 563">1</td> <td data-bbox="1196 416 1335 563">1962(昭和37)年 6月17日</td> <td data-bbox="1335 416 1435 563">焼岳</td> <td data-bbox="1435 416 1921 563">噴火中尾峠側の山腹に長さ500mの割れ目(新火口)生成、多量の噴石、降灰、火口付近の山小屋で負傷者4名。19日泥流。7~12月にときどき小爆発や泥流</td> <td data-bbox="1921 416 2069 563">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 563 1196 662">2</td> <td data-bbox="1196 563 1335 662">1963(昭和38)年 1~3月</td> <td data-bbox="1335 563 1435 662">焼岳</td> <td data-bbox="1435 563 1921 662">ときどき小爆発、降灰、地震群発</td> <td data-bbox="1921 563 2069 662">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 662 1196 761">3</td> <td data-bbox="1196 662 1335 761">1968(昭和43)年 11月</td> <td data-bbox="1335 662 1435 761">焼岳</td> <td data-bbox="1435 662 1921 761">地震群発</td> <td data-bbox="1921 662 2069 761">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 761 1196 860">4</td> <td data-bbox="1196 761 1335 860">1969(昭和44)年 8~9月</td> <td data-bbox="1335 761 1435 860">焼岳</td> <td data-bbox="1435 761 1921 860">地震群発</td> <td data-bbox="1921 761 2069 860">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 860 1196 959">5</td> <td data-bbox="1196 860 1335 959">1990(平成2)年 1月24日</td> <td data-bbox="1335 860 1435 959">乗鞍岳</td> <td data-bbox="1435 860 1921 959">南南西約10kmで地震群発M4.2</td> <td data-bbox="1921 860 2069 959">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 959 1196 1098">6</td> <td data-bbox="1196 959 1335 1098">1990(平成2)年 4月1日 ~5月上旬</td> <td data-bbox="1335 959 1435 1098">焼岳、 乗鞍岳</td> <td data-bbox="1435 959 1921 1098">東方約10kmで地震群発、最大M4.6</td> <td data-bbox="1921 959 2069 1098">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1098 1196 1197">7</td> <td data-bbox="1196 1098 1335 1197">1991(平成3)年 1月23日</td> <td data-bbox="1335 1098 1435 1197">乗鞍岳</td> <td data-bbox="1435 1098 1921 1197">前年以來の地震続く。M4.3。1992年末にかけて減少しつつ続いた。</td> <td data-bbox="1921 1098 2069 1197">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1197 1196 1396">8</td> <td data-bbox="1196 1197 1335 1396">1995(平成7)年 2月11日</td> <td data-bbox="1335 1197 1435 1396">焼岳</td> <td data-bbox="1435 1197 1921 1396">焼岳山頂の南東約3kmの安房トンネル建設に伴う国道158号線付け替え工事作業現場において水蒸気爆発が発生し、火山ガスを含む水蒸気と6000立方メートルを超す土砂が噴出し、作業員4名が犠牲となった。また、その衝撃によって土砂崩れも引き起こされた。</td> <td data-bbox="1921 1197 2069 1396">—</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | No. | 西暦(和暦) | 火山名 | 発生現象 | 備 考 | 1 | 1962(昭和37)年 6月17日 | 焼岳 | 噴火中尾峠側の山腹に長さ500mの割れ目(新火口)生成、多量の噴石、降灰、火口付近の山小屋で負傷者4名。19日泥流。7~12月にときどき小爆発や泥流 | — | 2 | 1963(昭和38)年 1~3月 | 焼岳 | ときどき小爆発、降灰、地震群発 | — | 3 | 1968(昭和43)年 11月 | 焼岳 | 地震群発 | — | 4 | 1969(昭和44)年 8~9月 | 焼岳 | 地震群発 | — | 5 | 1990(平成2)年 1月24日 | 乗鞍岳 | 南南西約10kmで地震群発M4.2 | — | 6 | 1990(平成2)年 4月1日 ~5月上旬 | 焼岳、 乗鞍岳 | 東方約10kmで地震群発、最大M4.6 | — | 7 | 1991(平成3)年 1月23日 | 乗鞍岳 | 前年以來の地震続く。M4.3。1992年末にかけて減少しつつ続いた。 | — | 8 | 1995(平成7)年 2月11日 | 焼岳 | 焼岳山頂の南東約3kmの安房トンネル建設に伴う国道158号線付け替え工事作業現場において水蒸気爆発が発生し、火山ガスを含む水蒸気と6000立方メートルを超す土砂が噴出し、作業員4名が犠牲となった。また、その衝撃によって土砂崩れも引き起こされた。 | — |
| No. | 西暦(和暦) | 火山名 | 発生現象 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 1962(昭和37)年 6月17日 | 焼岳 | 噴火中尾峠側の山腹に長さ500mの割れ目(新火口)生成、多量の噴石、降灰、火口付近の山小屋で負傷者4名。19日泥流。7~12月にときどき小爆発や泥流 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 1963(昭和38)年 1~3月 | 焼岳 | ときどき小爆発、降灰、地震群発 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 1968(昭和43)年 11月 | 焼岳 | 地震群発 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 1969(昭和44)年 8~9月 | 焼岳 | 地震群発 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 1990(平成2)年 1月24日 | 乗鞍岳 | 南南西約10kmで地震群発M4.2 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 1990(平成2)年 4月1日 ~5月上旬 | 焼岳、 乗鞍岳 | 東方約10kmで地震群発、最大M4.6 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 1991(平成3)年 1月23日 | 乗鞍岳 | 前年以來の地震続く。M4.3。1992年末にかけて減少しつつ続いた。 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 1995(平成7)年 2月11日 | 焼岳 | 焼岳山頂の南東約3kmの安房トンネル建設に伴う国道158号線付け替え工事作業現場において水蒸気爆発が発生し、火山ガスを含む水蒸気と6000立方メートルを超す土砂が噴出し、作業員4名が犠牲となった。また、その衝撃によって土砂崩れも引き起こされた。 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | 修 正 案 | | | | |
|-----|-------|-----------------------------|--------|---|------------|
| | 9 | <u>1995(平成7)年8月</u> | 乗鞍岳 | 南西約2kmで地震群発 | — |
| | 10 | <u>1998(平成10)年</u> | 焼岳 | <u>8月7日から上高地付近(東北東約5~10km)を震源とする群発地震活動が始まった。その後、徐々に地震回数は減っていった。</u> | — |
| | 11 | <u>2011(平成23)年3~12月</u> | 焼岳、乗鞍岳 | <u>東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、山頂直下~北西麓の浅いところでの地震活動が活発化。有感地震多発。3月11日14時57分M4.7(震度4)、21日13時15分M4.8(震度3)</u> | — |
| | 12 | <u>2017(平成29)年8月9~10日</u> | 焼岳 | <u>空振を伴う低周波地震が発生、黒谷火口において白色の噴気が100m程度まで上がるのを観測。黒谷火口内で弱い噴気と土砂が噴出した跡を確認。</u> | — |
| | 13 | <u>2018(平成30)年11月22日</u> | 焼岳 | <u>11月22日頃から山頂の北西1~2km付近のやや深いところを震源とする地震が増加。12月4日には山頂の東2km付近でもやや深いところを震源とする地震が一時的に増加。</u> | — |
| | 14 | <u>2019(令和元)年7~10月</u> | 焼岳 | <u>空振を伴う火山性地震がたびたび発生。地震発生時、噴気の状態に大きな変化は認められず。</u> | — |
| | 15 | <u>2020(令和2)年4月22日~</u> | 焼岳 | <u>山頂の東~北東側のやや深い所を震源とする地震が増加。期間中最大の地震は4月23日13:44に発生したM5.5の地震で、松本市安曇で震度4を観測</u> | — |
| | 16 | <u>2022(令和4)年5月23日~6月上旬</u> | 焼岳 | <u>山頂付近の微小な地震が一時的に増加</u> | 噴火警戒レベル2発表 |
| | 17 | <u>2024(令和6)年</u> | 焼岳 | <u>山頂付近の微小な地震が一時的に増加</u> | 火山の状況に関する解 |

| 現 行 | | 修 正 案 | | | |
|---|--|------------------------|----------------------------------|----|--|
| | | <u>6月7日～ 7月17日</u> | | | <u>説情報（臨 時）発表</u> |
| | | <u>18</u> | <u>2025（令 和7）年 3月4日～</u> | 焼岳 | <u>山頂付近の微小な地震が一時的に増加</u> <u>噴火警戒レ ベル2発表</u> |
| <p><u>（注1）本表は、「長野県地域防災計画（資料編、令和5年度修正）」を主として作成</u></p> | | | | | |

| 現 行 | | | | | | | | | | 修 正 案 | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|------|--------|-------|------------|----------------|-----|----|------------------------|--------|---------------------------|-----|-----|--------|-------|------------|----------------|-----|----|------------------------|--------|-----|
| 資料15 農業施設の危険区域 | | | | | | | | | | 資料15 農業施設の危険区域 | | | | | | | | | | | |
| (1) 改良区等の管理施設 ため池 松本地区 | | | | | | | | | | (1) 改良区等の管理施設 ため池 松本地区 | | | | | | | | | | | |
| No. | 名 称 | 場所(住所) | 諸 元 | | 被害想定(特に影響する区域) | | | | 責任管理機関 | 備 考 | No. | 名 称 | 場所(住所) | 諸 元 | | 被害想定(特に影響する区域) | | | | 責任管理機関 | 備 考 |
| | | | 堤高(m) | かんがい面積(ha) | 人的被害 | | | 冠水面積(km ²) | | | | | | 堤高(m) | かんがい面積(ha) | 人的被害 | | | 冠水面積(km ²) | | |
| | | | | | 集落名 | 世帯数 | 人口 | | | | | | | | | 集落名 | 世帯数 | 人口 | | | |
| 26 | 北入第三 | 中山 | 3.0 | 2.8 | 中山 | 6 | 20 | 0.020 | 北入水利組合 | 市耕地課 | | 削除 | | | | | | | | | |
| | | | 45.0 | 2,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | | | | | | | 修 正 案 | | | | | | |
|-----------------------|-----|----------|---|--------|--------------------|---------|-----------------------|-------------|----------|-----------------------------|----------------|--------------------|---------|
| 資料 1 6 救急告示医療機関一覧表 | | | | | | | 資料 1 6 救急告示医療機関一覧表 | | | | | | |
| (松本市内) | | | | | | | (松本市内) | | | | | | |
| No. | 保健所 | 病院・診療所の別 | 名称 | 開設者 | 所在地 | 電話番号 | No. | 保健所 | 病院・診療所の別 | 名称 | 開設者 | 所在地 | 電話番号 |
| 1 | 松本 | 病院 | 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター <u>松本病院</u> | 国立病院機構 | 松本市村井町南 2-20-30 | 58-4567 | 1 | 松本 <u>市</u> | 病院 | 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター | 国立病院機構 | 松本市村井町南 2-20-30 | 58-4567 |
| 2 | 松本 | 病院 | 信州大学医学部 附属病院 | 国立大学法人 | 松本市旭 3-1-1 | 37-2737 | 2 | 松本 <u>市</u> | 病院 | 信州大学医学部 附属病院 | 国立大学法人 | 松本市旭 3-1-1 | 37-2737 |
| 3 | 松本 | 病院 | 松本市立病院 | 松本市 | 松本市波田 4417-180 | 92-3027 | 3 | 松本 <u>市</u> | 病院 | 松本市立病院 | 松本市 | 松本市波田 4417-180 | 92-3027 |
| 4 | 松本 | 病院 | <u>一般社団法人衛生文化協会</u> 城西病院 | 医療法人 | 松本市城西 1- 5-16 | 33-6400 | 4 | 松本 <u>市</u> | 病院 | <u>社会医療法人城西医療財団</u> 城西病院 | <u>社会</u> 医療法人 | 松本市城西 1- 5-16 | 33-6400 |
| 5 | 松本 | 病院 | 医療法人藤森医療財団 藤森病院 | 医療法人 | 松本市中央 2- 9-8 | 33-3672 | 5 | 松本 <u>市</u> | 病院 | 医療法人藤森医療財団 藤森病院 | 医療法人 | 松本市中央 2- 9-8 | 33-3672 |
| 6 | 松本 | 病院 | 社会医療法人抱生会 丸の内病院 | 医療法人 | 松本市渚 1-7- 45 | 33-0385 | 6 | 松本 <u>市</u> | 病院 | 社会医療法人抱生会 丸の内病院 | <u>社会</u> 医療法人 | 松本市渚 1-7- 45 | 33-0385 |

| 現 行 | | | | | | 修 正 案 | | | | | | | |
|-----|----|----|-----------------------------|------|-----------------|---------|---|-----|----|-----------------------------------|--------|-----------------|---------|
| 7 | 松本 | 病院 | 社会医療法人財 団慈泉会 相澤病院 | 医療法人 | 松本市本庄 2- 5-1 | 33-8600 | 7 | 松本市 | 病院 | 社会医療法人財 団慈泉会 相澤病院 | 社会医療法人 | 松本市本庄 2- 5-1 | 33-8600 |
| 8 | 松本 | 病院 | 医療法人中信勤 労者医療協会 松本協立病院 | 医療法人 | 松本市巾上 9- 26 | 35-5300 | 8 | 松本市 | 病院 | 社会医療法人中 信勤労者医療協 会 松本協立病院 | 社会医療法人 | 松本市巾上 9- 26 | 35-5300 |
| 9 | 松本 | 病院 | 医療法人青樹会 一之瀬脳神経外 科病院 | 医療法人 | 松本市島立 2093 | 48-3300 | 9 | 松本市 | 病院 | 医療法人青樹会 一之瀬脳神経外 科病院 | 医療法人 | 松本市島立 2093 | 48-3300 |

| 現 行 | | | | | | 修 正 案 | | | | | |
|---------------------|------------|-----------|---------------|-----|------------------------|-------------------------------|------------|-----------|---------------|-----|------------------------|
| 資料 2 1 防災関係機関一覧表 | | | | | | 資料 2 1 <u>-1</u> 防災関係機関一覧表 | | | | | |
| 9 医療機関 | | | | | | 9 医療機関 | | | | | |
| 名称 | NTT 電話番号 | 無線施設 | | | 所在地 | 名称 | NTT 電話番号 | 無線施設 | | | 所在地 |
| | | 県衛星 電話 | 市デジタル 防災無線 | その他 | | | | 県衛星 電話 | 市デジタル 防災無線 | その他 | |
| 信州大学医学部附属病院(管理課) | 35-4600(代) | | ○ | | 松本市旭 3-1-1 | 信州大学医学部附属病院(管理課) | 35-4600(代) | | ○ | | 松本市旭 3-1-1 |
| まつもと医療センター(庶務課) | 58-4567 | | ○ | | 松本市村井町南 2-20-30 | まつもと医療センター(庶務課) | 58-4567 | | ○ | | 松本市村井町南 2-20-30 |
| 相澤病院 | 33-8600 | | ○ | | 松本市本庄 2-5-1 | 相澤病院 | 33-8600 | | ○ | | 松本市本庄 2-5-1 |
| 藤森病院 | 33-3672 | | ○ | | 松本市中央 2-9-8 | 藤森病院 | 33-3672 | | ○ | | 松本市中央 2-9-8 |
| 丸の内病院 | 33-0385 | | ○ | | 松本市渚 1-7-15 | 丸の内病院 | 33-0385 | | ○ | | 松本市渚 1-7-15 |
| 一之瀬脳神経外科病院 | 28-3003 | | ○ | | 松本市島立 2093 | 一之瀬脳神経外科病院 | 28-3003 | | ○ | | 松本市島立 2093 |
| 上條記念病院 | 57-3800 | | ○ | | 松本市村井町西 2-16-1 | 上條記念病院 | 57-3800 | | ○ | | 松本市村井町西 2-16-1 |
| 城西病院 | 33-6400 | | ○ | | 松本市城西 1-5-16 | 城西病院 | 33-6400 | | ○ | | 松本市城西 1-5-16 |
| 松本協立病院 | 35-5300 | | ○ | | 松本市巾上 9-26 | 松本協立病院 | 35-5300 | | ○ | | 松本市巾上 9-26 |
| (社)松本市医師会 | 32-1631 | | ○ | | 松本市城西 2-5-5 | (一社)松本市医師会 | 32-1631 | | ○ | | 松本市城西 2-5-5 |
| (社)松本市歯科医師会 | 33-2354 | | ○ | | 松本市深志 2-3-21 | (一社)松本市歯科医師会 | 33-2354 | | ○ | | 松本市深志 2-3-21 |
| (社)松本薬剤師会 | 39-2557 | | ○ | | 松本市中央 4-9-63 松本薬業会館 1F | (一社)松本薬剤師会 | 39-2557 | | ○ | | 松本市中央 4-9-63 松本薬業会館 1F |
| 松本市立病院 | 92-3027 | | ○ | | 松本市波田 4417-180 | 松本市立病院 | 92-3027 | | ○ | | 松本市波田 4417-180 |

| 現 行 | | | | | | 修 正 案 | | | | | |
|----------------------|----------------|-----------|---------------|-----|-----------------------|--------------------------------|----------------|-----------|---------------|-----|---------------------|
| 10 輸送機関 | | | | | | 10 輸送機関 | | | | | |
| 名称 | NTT 電話番号 | 無線施設 | | | 所在地 | 名称 | NTT 電話番号 | 無線施設 | | | 所在地 |
| | | 県衛星 電話 | 市デジタル 防災無線 | その他 | | | | 県衛星 電話 | 市デジタル 防災無線 | その他 | |
| 東日本旅客鉄道(株)松本駅 | 36-6071 | | ○ | | 松本市深志 1-1-1 | 東日本旅客鉄道(株)松本駅 | 36-6071 | | ○ | | 松本市深志 1-1-1 |
| アルピコ交通(株) | 26-7000 | ○ | | | 松本市井川城 2-1-1 | アルピコ交通(株) | 26-7000 | ○ | | | 松本市井川城 2-1-1 |
| 中信地区輸送協議会 | 57-1919 | | | | 松本市笹賀 7570-2 | 中信地区輸送協議会 | 57-1919 | | | | 松本市笹賀 7570-2 |
| 日本通運(株)松本支店 | 26-3311 | | | | 松本市出川 1-3 | 日本通運(株)松本支店 | 26-3311 | | | | 松本市出川 1-3 |
| 第一交通(株) | 27-3332 | | | | 松本市渚 2-8-20 | 第一交通(株) | 27-3332 | | | | 松本市渚 2-8-20 |
| アルピコタクシー(株)松本営業所 | 75-1181 | | | | 松本市南松本 1-1-25 | アルピコタクシー(株)松本営業所 | 75-1181 | | | | 松本市南松本 1-1-25 |
| <u>信州名鉄交通(株)</u> | <u>27-4444</u> | | | | <u>松本市庄内 2-3637-2</u> | <u>(削除)</u> | | | | | |
| 相互第一交通(株) | 26-0005 | | | | 松本市筑摩 4-12-6 | 相互第一交通(株) | 26-0005 | | | | 松本市筑摩 4-12-6 |
| <u>アルプス交通(株)</u> | <u>58-2021</u> | | | | <u>松本市芳川小屋 10-1</u> | <u>(削除)</u> | | | | | |
| メバタクシー(株) | 46-2862 | | | | 松本市浅間温泉 2-7-21 | メバタクシー(株) | 46-2862 | | | | 松本市浅間温泉 2-7-21 |
| <u>(追加)</u> | | | | | | <u>平成交通(有)</u> | <u>57-0505</u> | | | | <u>松本市内田 3396-1</u> |
| 中信トラック協同組合 | 86-0055 | | ○ | | 松本市笹賀 7570-2 | 中信トラック協同組合 | 86-0055 | | ○ | | 松本市笹賀 7570-2 |
| 資料 2 1 応援協定等の締結状況 | | | | | | 資料 2 1 <u>-2</u> 応援協定等の締結状況 | | | | | |

| 現 行 | | | | | | 修 正 案 | | | | | |
|--|--------|--------------|------------|-----------|-------|---------------------------------------|------------|-----------|-----------|-----|-------|
| 資料25 緊急輸送路表 | | | | | | 資料25 緊急輸送路表 | | | | | |
| 長野県地域防災計画の震災対策緊急輸送路（松本市分） 令和3年12月現在 | | | | | | 長野県地域防災計画の震災対策緊急輸送路（松本市分） 令和6年4月現在 | | | | | |
| | | 路線名 | 起点 | 終点 | 指定延長 | | | 路線名 | 起点 | 終点 | 指定延長 |
| 一次指定路線 | 高速自動車道 | 長野自動車道 | 岡谷JCT | 更埴JCT | 75.8 | 高速自動車道 | 長野自動車道 | 岡谷JCT | 更埴JCT | | 75.8 |
| | 一般国道 | 19号 | 長野市高田 | 南木曾町県境 | 176.6 | 19号 | 長野市高田 | 南木曾町県境 | 176.6 | | |
| | | 143号 | 上田市18号BP交点 | 松本市254号交点 | 46.9 | 143号 | 上田市18号BP交点 | 松本市254号交点 | 46.5 | | |
| | | | 松本市岡田松岡 | 松本市19号交点 | 4.4 | 松本市岡田松岡 | 松本市19号交点 | 4.4 | | | |
| | | 147号 | 松本市19号交点 | 大町市一中東交差点 | 31.1 | 147号 | 松本市19号交点 | 大町市一中東交差点 | 31.1 | | |
| | | 158号 | 松本市19号交点 | 松本市安曇県境 | 44.4 | 158号 | 松本市安曇県境 | 松本市19号交点 | 44.4 | | |
| | | 254号 | 松本市19号交点 | 上田市152号交点 | 32.3 | 254号 | 上田市152号交点 | 松本市19号交点 | 32.2 | | |
| | | 小計 | 5路線 | | | 335.7 | 小計 | 5路線 | | | 335.2 |
| | 主要地方道 | 松本（停）線 | 松本市143号交点 | 松本停車場交点 | 0.3 | 松本（停）線 | 松本市143号交点 | 松本停車場交点 | 0.3 | | |
| | | 松本空港塩尻北インター線 | 松本空港 | 塩尻北I.C | 3.9 | 松本空港塩尻北インター線 | 松本空港 | 塩尻北I.C | 3.9 | | |
| | | 小計 | 2路線 | | | 4.2 | 小計 | 2路線 | | | 4.2 |
| | 一般県道 | 浅間河添線 | 松本市浅間橋 | 松本市143号交点 | 0.8 | 一般県道 | 浅間河添線 | 松本市浅間橋 | 松本市143号交点 | 0.9 | |

| 現 行 | | | | | 修 正 案 | | | | | | |
|-------------|-------|-----------|----------|----------------|--------------|-------------|-----------|----------|----------------|------------|--------------|
| | | 惣社岡田線 | 松本市浅間橋 | 松本市254号交点 | <u>2.7</u> | | | 惣社岡田線 | 松本市浅間橋 | 松本市254号交点 | <u>2.2</u> |
| | | 松本空港線 | 松本市19号交点 | 松本市空港東 | 6.3 | | | 松本空港線 | 松本市19号交点 | 松本市空港東 | 6.3 |
| | | 小計 | 3路線 | | <u>9.8</u> | | | 小計 | 3路線 | | <u>9.4</u> |
| 一次指定路線 11路線 | | | | | <u>425.5</u> | 一次指定路線 11路線 | | | | | <u>424.6</u> |
| 二次指定路線 | 主要地方道 | 塩尻鍋割穂高線 | 松本市今井東 | 松本市梓川梓 | 13.3 | 主要地方道 | 塩尻鍋割穂高線 | 松本市今井東 | 松本市梓川梓 | 13.3 | |
| | | 奈川木祖線 | 松本市奈川奈川渡 | 木祖村藪原 | 31.2 | | 奈川木祖線 | 松本市奈川奈川渡 | 木祖村藪原 | 31.2 | |
| | | 小計 | 2路線 | | 44.5 | | 小計 | 2路線 | | 44.5 | |
| | 一般県道 | 大野田梓橋(停)線 | 松本市梓川梓 | 松本市梓川北大妻 | 2.2 | 一般県道 | 大野田梓橋(停)線 | 松本市梓川梓 | 松本市梓川北大妻 | 2.2 | |
| | | 松本空港線 | 松本市今井東 | 松本市空港東 | 1.2 | | 松本空港線 | 松本市今井東 | 松本市空港東 | 1.2 | |
| | | 土合松本線 | 朝日村土合 | 松本市東耕地 | <u>5.7</u> | | 土合松本線 | 朝日村土合 | 松本市東耕地 | <u>5.1</u> | |
| | | 会田西条(停)線 | 松本市中川 | 筑北村403号交点 | <u>8.3</u> | | 会田西条(停)線 | 松本市中川 | 筑北村403号交点 | <u>8.2</u> | |
| | | 波田北大妻豊科線 | 松本市梓川北大妻 | 安曇野市梓橋田沢(停)線交点 | 5.3 | | 波田北大妻豊科線 | 松本市梓川北大妻 | 安曇野市梓橋田沢(停)線交点 | 5.3 | |
| | | 小計 | 5路線 | | <u>22.7</u> | | 小計 | 5路線 | | <u>22</u> | |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | | | |
|-----|--------|------|--------------|--|--------|------|--------------|
| | 二次指定路線 | 7路線 | <u>67.2</u> | | 二次指定路線 | 7路線 | <u>66.5</u> |
| | 全指定路線 | 18路線 | <u>492.7</u> | | 全指定路線 | 18路線 | <u>491.1</u> |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|---------------------------------|--------------------------------|-------------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------|
| 資料33-3 松本市その他避難所一覧表（福祉避難所） | | | 資料33-3 松本市その他避難所一覧表（福祉避難所） | | |
| 施設名称 | 施設管理者 | 所在地（施設） | 施設名称 | 施設管理者 | 所在地（施設） |
| <u>デイサービスセンター ジョイフル岡田</u> | <u>松塩筑木曽老人福祉施設組合</u> | <u>岡田下岡田677-1</u> | <u>(削除)</u> | | |
| <u>デイサービスセンター やまびこ</u> | <u>松塩筑木曽老人福祉施設組合</u> | <u>今井4820-1</u> | <u>(削除)</u> | | |
| <u>ショートステイ・ローズガーデン</u> | 社会福祉法人 心泉会 | 中山6788-38 | <u>特別養護老人ホーム</u> ローズガーデン | 社会福祉法人 心泉会 | 中山6788-38 |
| デイサービスセンター ツクイ松本 | ツクイ松本 | 井川城3-4-43 | デイサービスセンター ツクイ松本 | <u>株式会社</u> ツクイ松本 | 井川城3-4-43 |
| <u>(追加)</u> | | | <u>デイサービスセンター ツクイ松本岡田</u> | <u>株式会社</u> ツクイ松本 | <u>岡田下岡田677-1</u> |
| かがやきの家笹部 | 長野県高齢者生活協同組合 | 笹部1-5-14 | <u>小規模多機能型</u> かがやきの家笹部 | 長野県高齢者生活協同組合 | 笹部1-5-14 |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 <u>ウエストベリー波田</u> | 特定非営利活動法人 <u>デイサービス柔柔・やわやわ</u> | 波田6419-1 | 小規模多機能型居宅介護事業所 <u>ブルーム松本</u> | 特定非営利活動法人 <u>ブルーム・ケア</u> | 波田6419-1 |
| <u>(追加)</u> | | | <u>ほっとハウスしまうちの家</u> | <u>株式会社</u> 北アルプスの風 | <u>松本市島内5278-1</u> |
| <u>(追加)</u> | | | <u>特別養護老人ホームぬくもりの里島立</u> | <u>社会福祉法人芦田福祉サービス</u> | <u>松本市島立282</u> |
| <u>(追加)</u> | | | <u>デイサービスきたえるーむ松本今井</u> | <u>株式会社</u> 長野環境システム | <u>松本市今井4820-1</u> |

| 現 行 | | | 修 正 案 | | |
|----------------------|-----------------------|----------------------------|-------------|--|--|
| <u>らいふあしすと</u> | <u>社会福祉法人 アルプス福祉会</u> | <u>寿豊丘642-1</u> | <u>(削除)</u> | | |
| <u>老人デイサービスセンター聖</u> | <u>松塩筑木曾老人福祉施設組合</u> | <u>東筑摩郡麻績村 麻2117-1</u> | <u>(削除)</u> | | |

| 現 行 | | | | | | 修 正 案 | | | | | |
|--|----------------|-----------|---------------------------|-----|------------------|--|----------------|-----------------------------|---------------------------|-----------|------------------|
| 資料33-5 (公共施設) 公衆無線 LAN (Wi-Fi) 災害時開放施設一覧表 | | | | | | 資料33-5 (公共施設) 公衆無線 LAN (Wi-Fi) 災害時開放施設一覧表 | | | | | |
| 4 その他の施設に設置したもの | | | | | | 4 その他の施設に設置したもの | | | | | |
| No | 施設名 | 住所 | 避難者等が接続 利用する SSID 名 | 設置者 | 備考 | No | 施設名 | 住所 | 避難者等が接続 利用する SSID 名 | 設置者 | 備考 |
| 1 | 松本駅前広場 | 深志 1-1-1 | Matsumoto_City_Free_Wi-Fi | 松本市 | 松本市観光 Wi-Fi ※ | 1 | 松本駅前広場 | 深志 1-1-1 | Matsumoto_City_Free_Wi-Fi | 松本市 | 松本市観光 Wi-Fi ※ |
| 2 | 松本市営大手 門駐車場 | 大手 2-3-10 | // | // | // | 2 | 松本市営大手 門駐車場 | 大手 2-3-10 | // | // | // |
| | (一部省略) | | | | | | (一部省略) | | | | |
| | <u>(追加)</u> | | | | | <u>18</u> | <u>王ヶ頭ホテル</u> | <u>入山辺大 字美ヶ原 高原</u> | <u>//</u> | <u>//</u> | <u>//</u> |